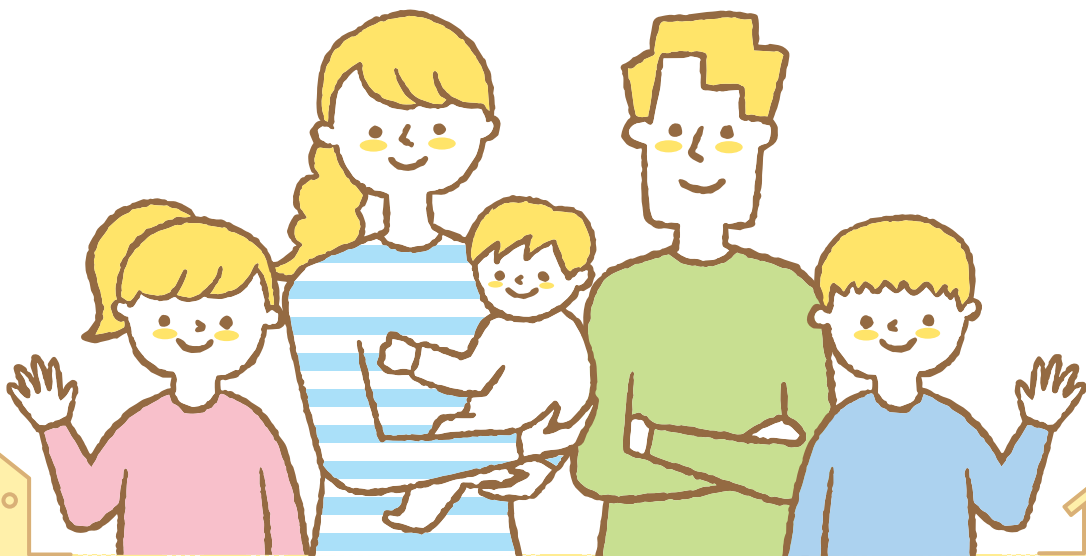




# 深谷市こども計画



みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや



令和7年3月

深谷市



## はじめに

近年、急速な少子高齢化や人口減少の進行、グローバル化、デジタル化の進展等に伴い社会環境が大きく変化する中、こどもの貧困や児童虐待の増加などこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しております。

国におきましては、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行いたしました。また、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針を定める「こども大綱」を閣議決定し、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組みが推進されております。



このような状況の中、本市では、令和2年3月に地域における子ども・子育て支援策を総合的に定める「第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を推進してまいりました。このたび、第2期計画が終期を迎えることから、これまで取組んできた子育て支援のさらなる充実を図るとともに、こども・若者の育成支援やこどもの貧困対策を含めた、「深谷市こども計画」を新たに策定いたしました。本計画では、「みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～」を基本理念に掲げ、郷土の偉人である渋沢栄一翁の「忠恕」の精神を受け継ぎ、深谷らしい「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。

市民の皆様におかれましては、本市の未来を担う子どもたちの明るい笑顔と健やかな成長のため、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な審議をいただいた「深谷市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見交換会等に御協力いただきました皆様並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

深谷市長

小島 進



# 目次

<b>第1部 計画策定にあたって</b> .....	1
第1章 計画の概要 .....	2
(1) 計画策定の趣旨 .....	2
(2) 計画の位置付け .....	2
(3) 計画期間 .....	3
(4) 計画の対象 .....	3
(5) 各種法令・制度の動向 .....	4
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況 .....	6
(1) 人口の状況 .....	6
(2) 世帯の状況 .....	7
(3) 出生の状況 .....	8
(4) 婚姻・離婚の状況 .....	9
(5) 就労の状況 .....	10
第3章 こども・若者や子育て家庭のニーズ・意見 .....	11
(1) 意見聴取の概要 .....	11
(2) こども・若者のニーズ・意見のまとめ .....	12
(3) 子育て家庭のニーズ・意見のまとめ .....	27
第4章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	33
(1) 教育・保育の実施状況 .....	33
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 .....	34
第5章 課題の整理 .....	36
<b>第2部 計画の基本的な考え方</b> .....	39
第1章 基本理念 .....	40
第2章 基本目標 .....	41
第3章 施策体系 .....	42
<b>第3部 施策の展開</b> .....	43
第1章 こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保 .....	44
1-1 こども・若者の権利に関する普及啓発 .....	45
1-2 こども・若者が意見を表明する機会の確保 .....	46
1-3 多様性を尊重する社会環境づくりの推進 .....	48
第2章 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 .....	49
2-1 妊娠・出産支援の充実 .....	50
2-2 医療提供体制の充実 .....	52
2-3 ニーズに応じた子育て支援の充実 .....	53



2-4	共働き・子育ての支援	55
2-5	ひとり親家庭への支援の充実	57
2-6	子育て家庭の孤独・孤立の防止	59
2-7	包括的な相談支援体制の構築・強化	61
2-8	子育てや教育にかかる経済的支援	62
2-9	子育て家庭にやさしい地域社会づくり	64
第3章	こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実	66
3-1	ライフステージを通じた健康づくりの推進	67
3-2	幼児教育・保育及び学校教育の充実	69
3-3	特色ある教育の推進	71
3-4	家庭教育支援の推進	73
3-5	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の確保・育成	74
3-6	地域における居場所づくりの支援	75
	放課後児童対策パッケージに係る深谷市での取組み	77
(1)	趣旨	77
(2)	パッケージに係る本市の取組み・方向性	77
(3)	本市の整備計画等について	79
3-7	多様な体験・交流活動の推進	81
3-8	結婚を望む人への支援	83
3-9	雇用・就労環境づくり	84
第4章	誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保	85
4-1	こどもの貧困の解消に向けた取組の推進	86
4-2	障害のあるこども・若者への支援	88
4-3	不登校、ニート、ひきこもりのこども・若者への支援	90
4-4	ヤングケアラーへの支援	92
4-5	児童虐待防止対策の強化と社会的養護施策の推進	93
4-6	犯罪、事故、災害からこどもを守る環境の整備	95
第5章	ライフステージ別の事業	97

## 第4部 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保の方策 (第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画)

第1章	教育・保育提供区域について	100
(1)	区域設定の基本的な考え方	100
(2)	本計画における教育・保育提供区域	100
第2章	こどもの人口推計	101
第3章	教育・保育の量の見込みと確保の方策	102
(1)	量の見込みの算出手順	102
(2)	確保の方策の算出手順	102
(3)	量の見込みと確保の方策	103



第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	104
（1）利用者支援事業	104
（2）地域子育て支援拠点事業	105
（3）妊婦健康診査	106
（4）乳児家庭全戸訪問事業	107
（5）養育支援訪問事業	108
（6）子育て短期支援事業	109
（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	110
（8）一時預かり事業	112
（9）延長保育事業	114
（10）病児保育事業	115
（11）放課後児童健全育成事業	116
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業	118
（13）多様な主体の参入促進・能力活用事業	120
（14）子育て世帯訪問支援事業	120
（15）児童育成支援拠点事業	121
（16）親子関係形成支援事業	121
（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	122
（18）妊婦等包括相談支援事業	122
（19）産後ケア事業	123
第5章 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保等	124

## 第5部 計画の推進 125

第1章 計画の推進体制と進行管理	126
（1）推進体制	126
（2）進行管理	126

## 資料編 127

1 用語解説	128
2 目標指標にかかる現状データ	131
基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保	131
基本目標2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	132
基本目標3 こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実	134
基本目標4 誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保	136
3 策定経過	138
4 深谷市子ども・子育て会議	140
（1）深谷市子ども・子育て会議条例	140
（2）深谷市子ども・子育て会議委員名簿	142

第 1 部

# 計画策定にあたって





## 第1章 計画の概要

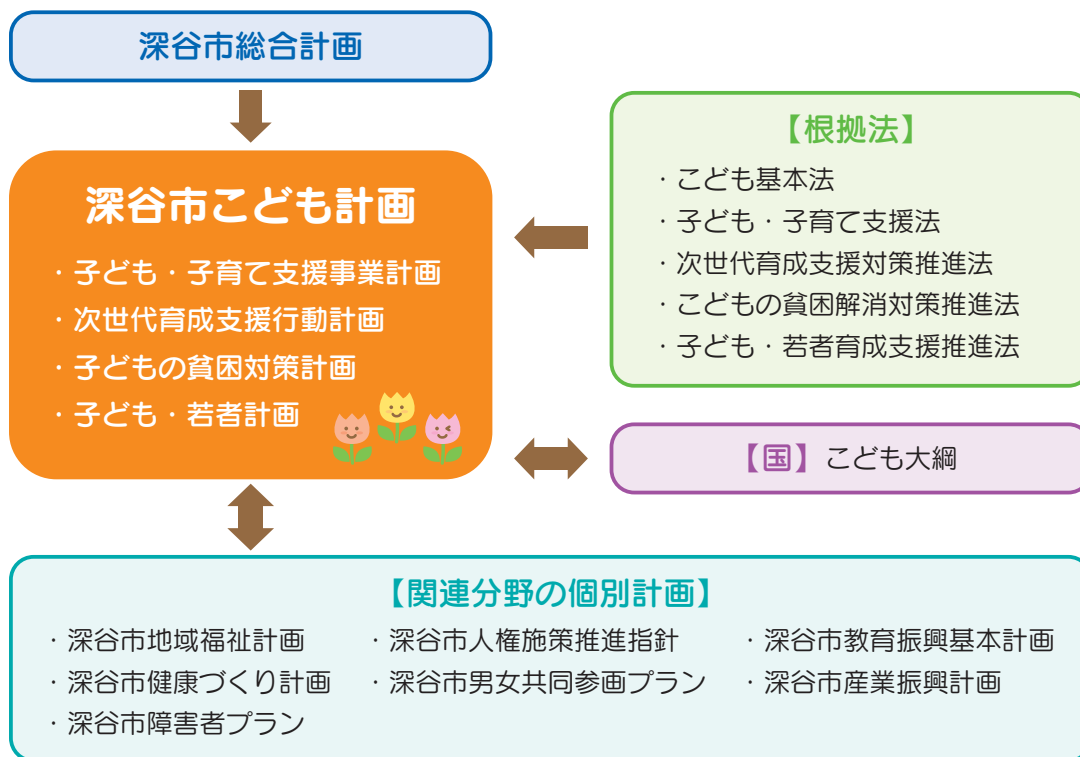
### (1) 計画策定の趣旨

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、生涯にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。令和5年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。また、国は、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」としてとりまとめています。

本市では、令和2年3月に策定した「第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）に基づき、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる環境が確保されるよう、こどもとその保護者に必要な子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。第2期計画が令和6年度をもって最終年度となるため、次期計画を策定するにあたり、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、こどもの貧困対策やこども・若者支援を含めた新たな「深谷市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

- こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付け、こども大綱を勘案し、本市におけるこども施策について示すものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けます。
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けます。
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」に位置付けます。
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置付けません。
- 市政の最上位計画である「深谷市総合計画」及び市の福祉政策における共通理念を示す「深谷市地域福祉計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野における個別計画との整合性を図るものとします。



### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### (4) 計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とします。本計画では「こども」を乳幼児期から思春期までの者とし、「若者」を思春期、青年期から概ね39歳までの者とします。なお、思春期は施策等によって「こども」「若者」にそれぞれ該当する部分があります。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね18歳	青年期 概ね18歳～ 概ね30歳	ポスト青年期 概ね30歳～ 概ね39歳
こども				
		若者		

なお、「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないうちを支えていくことを示したものであり、こどもが、若者になり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができる



よくなるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、こども基本法の趣旨にのっとり、こども・若者に対する切れ目のない支援を行っていきます。

## (5) 各種法令・制度の動向

### ①こども基本法の制定

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

#### 【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべてのこどもは年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先されて考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

### ②子ども・子育て支援制度の改正

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。主な改正点は下記のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等
すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育ての推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置の創設
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	



### ③次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正され、令和17年3月31日まで延長されました。

### ④こどもの貧困対策

令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

### ⑤子ども・若者の育成支援

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、「ヤングケアラー」を支援の対象として対応を強化することが明記されました。

### ⑥地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されています。

### ⑦児童虐待防止

令和4年6月に児童福祉法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・すべての子育て世帯やこどもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設

### ⑧障害児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

### ⑨雇用・就労関連

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

## 第2章

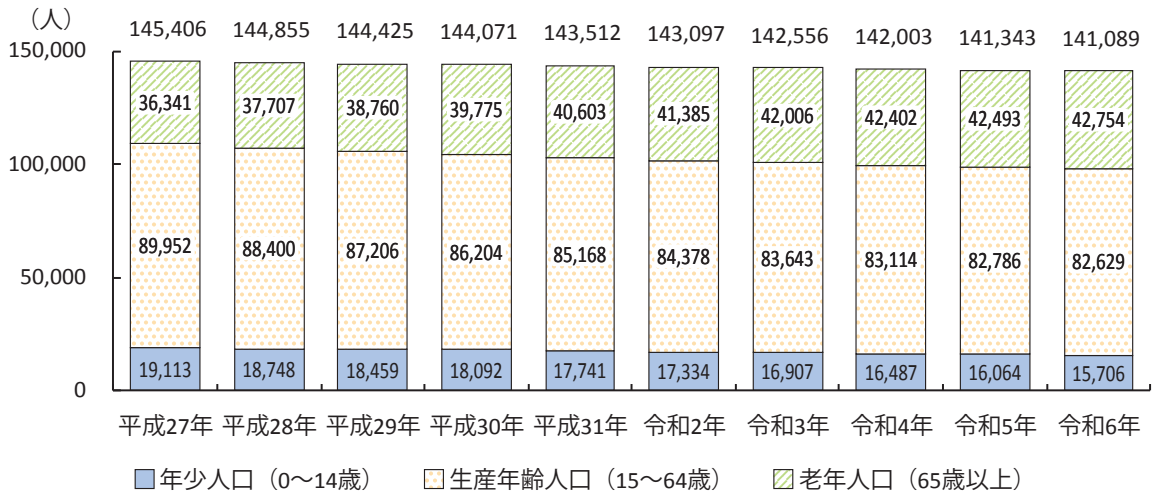
# こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

### (1) 人口の状況

本市の人口は減少傾向にあり、平成27年の145,406人から令和6年には141,089人まで減少しています。

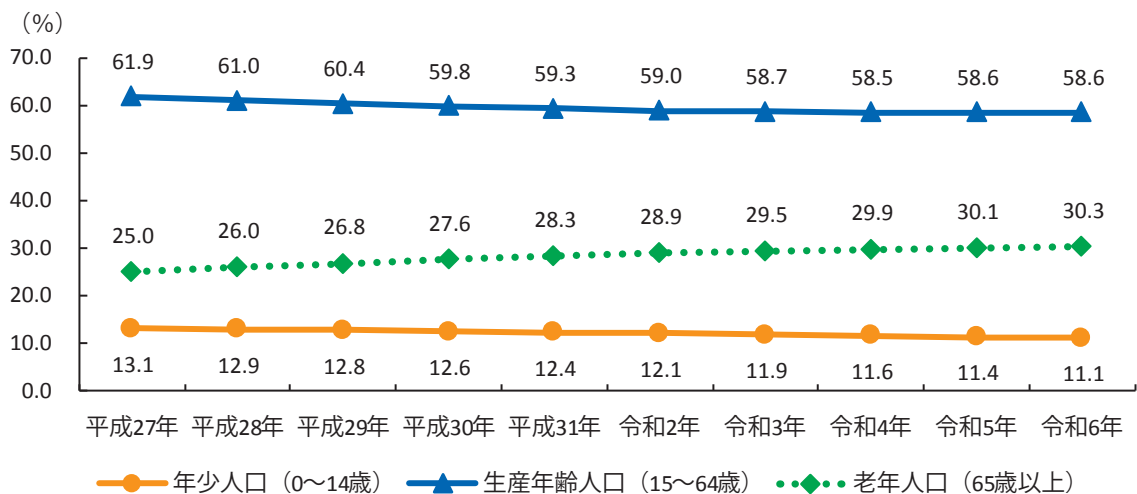
年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。本市の高齢化率は、平成27年時点で25.0%でしたが、令和6年には30.3%まで上昇しています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

#### ■年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

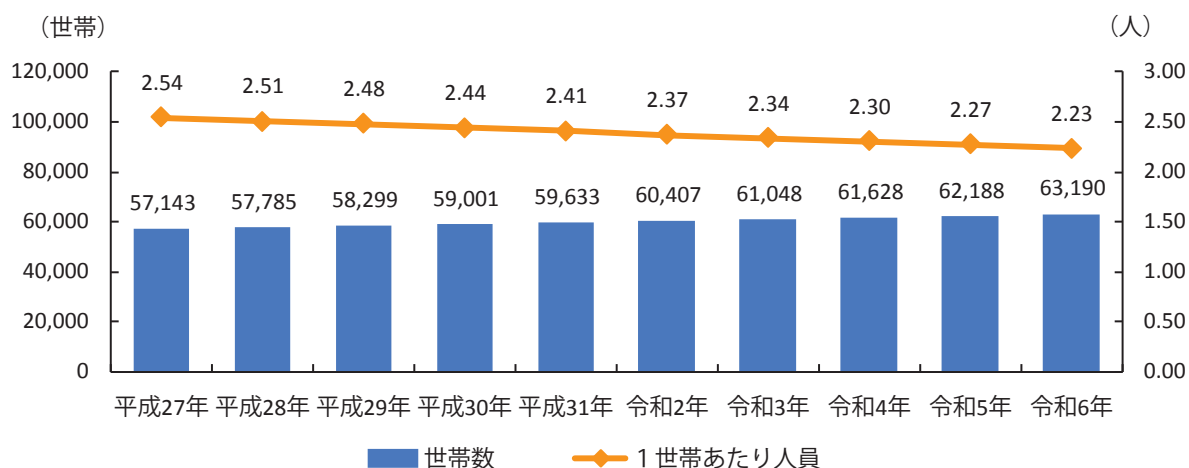


## (2) 世帯の状況

本市の世帯は増加傾向にあり、平成27年の57,143世帯から令和6年には63,190世帯まで増加しています。1世帯あたり人員は、平成27年の2.54人から令和6年には2.23人まで減少しており、核家族化、一人暮らしの増加がうかがえます。

国勢調査から世帯構成の変化をみると、平成22年から令和2年までの10年間で、単独世帯数、核家族世帯数が増加し、3世代世帯数が減少しています。核家族世帯のうち、6歳未満のいる世帯数は減少していますが、母子世帯数、父子世帯数は増加しています。全国、埼玉県と比べると、本市は単独世帯の割合が低く、核家族世帯、3世代世帯の割合が高くなっています。

### ■世帯数、1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

### ■世帯構成別世帯数・割合の推移及び県、全国との比較

	深谷市				埼玉県	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	50,738	—	55,713	—	—	—
単独世帯	10,763	21.2%	15,491	27.8%	34.0%	38.0%
核家族世帯	31,929	62.9%	34,590	62.1%	58.6%	54.1%
うち6歳未満のこどもがいる世帯	4,530	8.9%	3,990	7.2%	7.2%	6.8%
母子世帯	751	1.5%	765	1.4%	1.0%	1.2%
うち6歳未満のこどもがいる世帯	119	0.2%	132	0.2%	0.2%	0.2%
父子世帯	93	0.2%	120	0.2%	0.1%	0.1%
うち6歳未満のこどもがいる世帯	10	0.02%	5	0.01%	0.01%	0.01%
3世代世帯	5,676	11.2%	3,401	6.1%	3.3%	4.2%

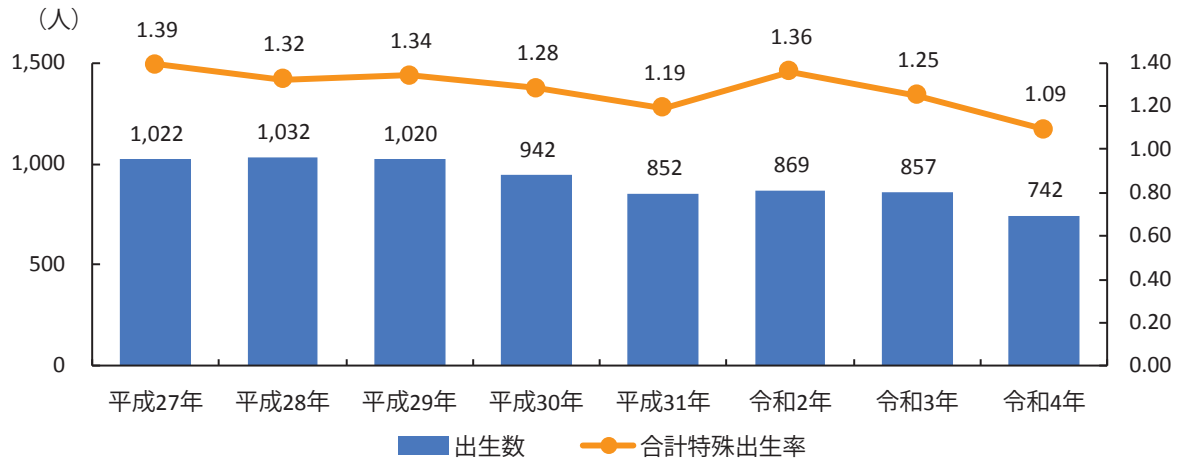
出典：国勢調査

### (3) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成27年の1,022人から7年間で280人（27.4%）減少し、令和4年には742人となっています。

合計特殊出生率も低下傾向がみられ、令和4年は1.09となっています。

#### ■出生数、合計特殊出生率の推移



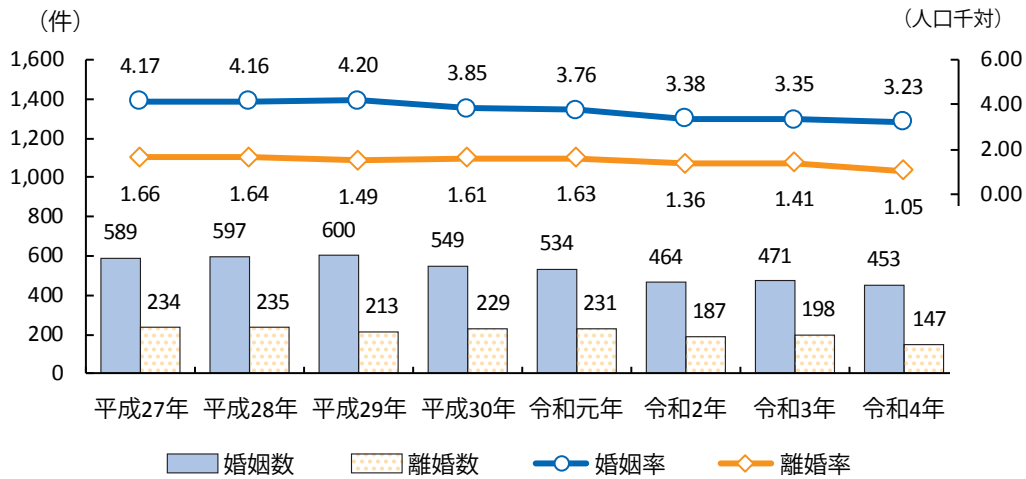
出典：人口動態統計



## (4) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻数・率は平成29年以降、離婚数・率は令和元年以降、減少傾向にあります。  
性別・年齢別未婚率の推移をみると、男性は40歳以降、女性は30歳以降で未婚率が上昇しています。

### ■婚姻数、離婚数及び婚姻率、離婚率（人口千人対）の推移



出典：人口動態統計

### ■性別・年齢別未婚率の推移

	男性			女性		
	平成22年	令和2年	差	平成22年	令和2年	差
20-24歳	92.8%	91.3%	△1.5	86.8%	90.7%	3.9
25-29歳	69.0%	69.6%	0.6	57.2%	57.8%	0.6
30-34歳	49.2%	49.2%	0.0	31.1%	35.1%	4.0
35-39歳	37.2%	36.5%	△0.7	19.8%	21.8%	2.0
40-44歳	29.6%	32.1%	2.5	14.1%	17.6%	3.5
45-49歳	25.3%	29.8%	4.5	9.3%	15.4%	6.1

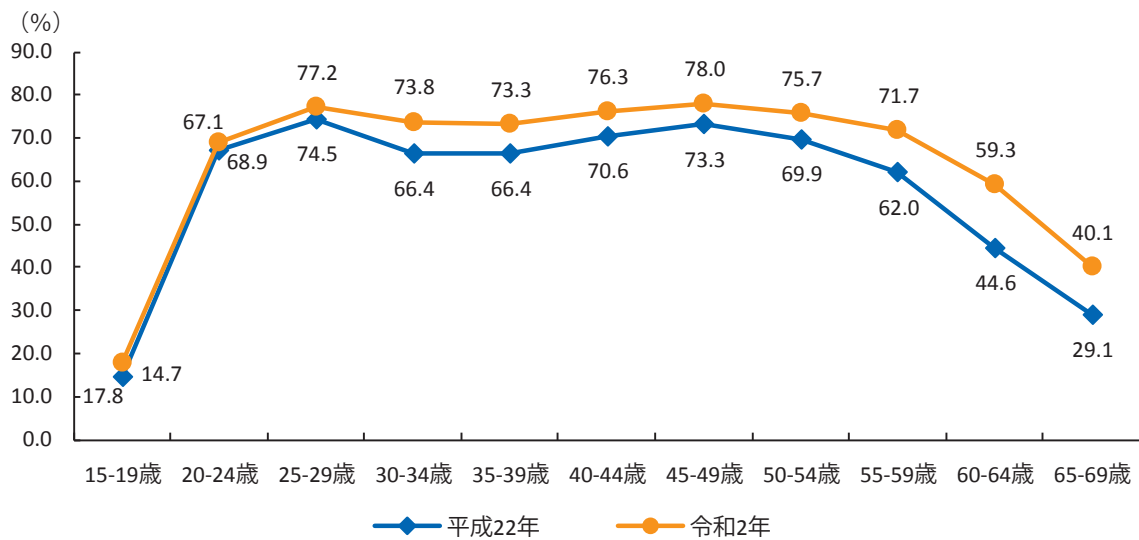
出典：国勢調査

## (5) 就労の状況

女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成22年から令和2年までの20年間で各年代において労働力が上昇しており、特に30歳代及び55歳以降で上昇幅が大きくなっています。

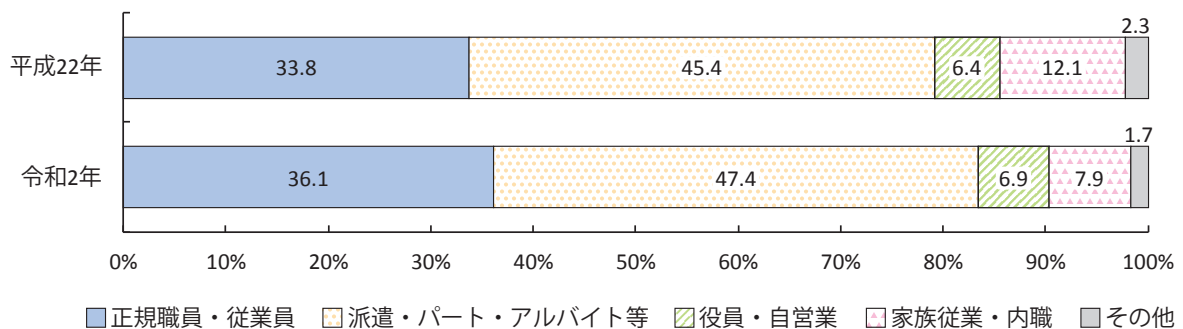
女性の従業上の地位別割合の推移をみると、令和2年は平成22年に比べて、正規職員・従業員及び派遣・パート・アルバイト等の割合が増加し、家族従業・内職の割合が減少しています。

### ■女性の年齢別労働力率の推移



出典：国勢調査

### ■女性の従業上の地位別割合の推移



出典：国勢調査



## 第3章 こども・若者や子育て家庭のニーズ・意見

### (1) 意見聴取の概要

本計画の策定にあたり、こども・若者本人や子育て当事者の意見を踏まえた施策検討を行うため、以下のとおり意見聴取を行いました。

調査名	対 象	方 法	実施時期
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童保護者1,500人 小学生保護者1,500人	郵送配付・郵送回収 WEBアンケート併用	令和6年2月
子どもの生活に関する実態調査	小学5年生本人1,185人 中学2年生本人1,214人 上記の保護者2,399人	学校を通じた配布・回収	令和6年2月
こども・若者意識調査	市内在住の15歳～39歳のかた2,000名	WEBアンケート	令和6年 6～7月
若者による意見交換会	市内大学に在学する 大学生（6名）	テーマに沿った意見交換会	令和6年7月
関係団体等アンケート調査	市内事業所65事業所 子育て支援関係団体41団体	電子メール・郵送による 配付・回収	令和6年 6～7月

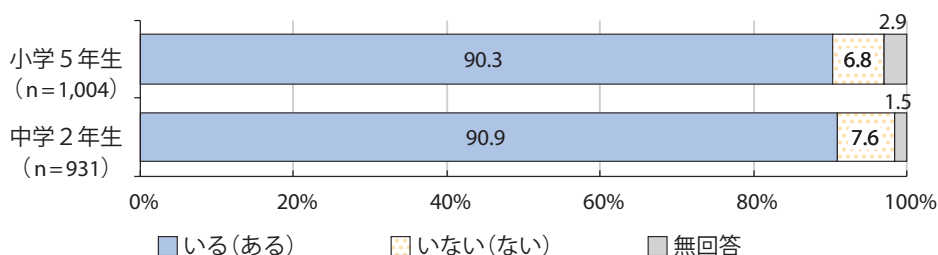
## (2) こども・若者のニーズ・意見のまとめ

### ①こどもの権利・意見表明について

#### 【子どもの生活に関する実態調査（小5・中2）より】

- ・小学5年生・中学2年生ともに約9割が自分の気持ちや考えを素直に話すことができる相手（場所）がいる（ある）と回答しています。

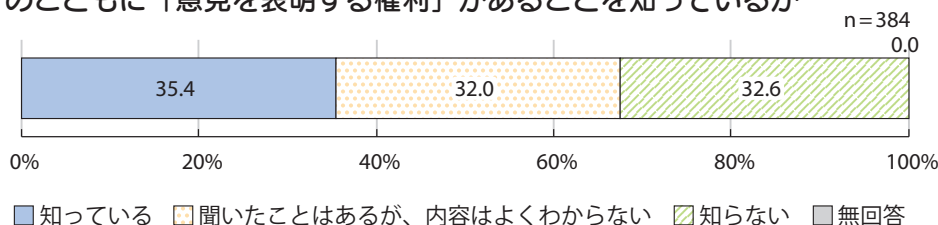
#### ■自分の気持ちや考えを素直に話すことができる相手（場所）の有無



#### 【こども・若者意識調査（15～39歳）より】

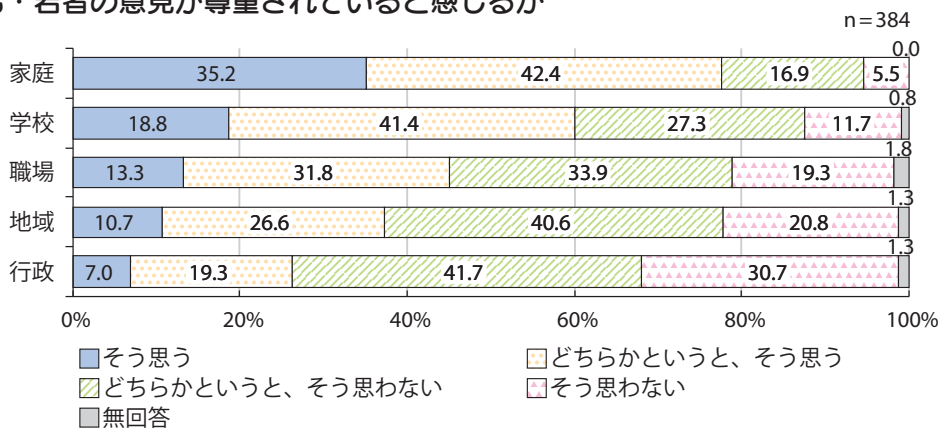
- ・すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることを「知っている」人は35.4%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」人は32.0%、「知らない」人は32.6%となっています。

#### ■すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることを知っているか



- ・こども・若者の意見が尊重されていないと感じる場面は、「行政」(72.4%)、「地域」(61.4%)、「職場」(53.2%) などとなっています。

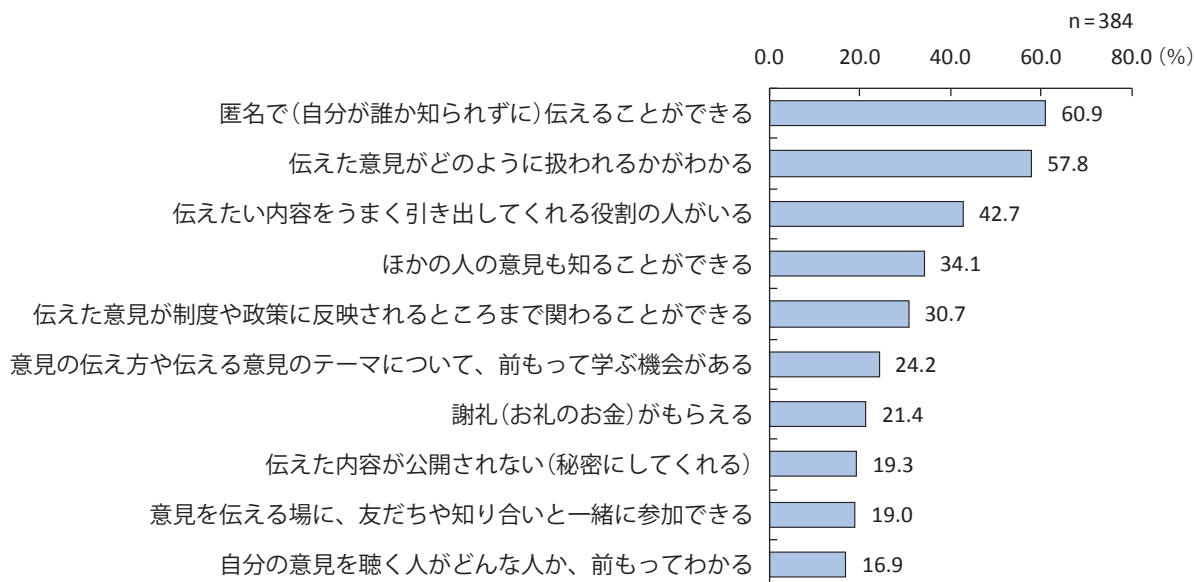
#### ■こども・若者の意見が尊重されていると感じるか





- ・ 深谷市に子ども・若者が意見を言いやすくするためにあるといい工夫やルールについて、「匿名で伝えることができる」「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」の割合が高くなっています。

### ■子ども・若者が意見を言いやすくするためにあるといい工夫やルール（上位10項目）



### 【若者による意見交換会より】

- ・ 子どもが意見を言ったときにそれが通るようになればよいが、通らなかったときのフィードバックも大切。
- ・ こどもの意見が否定されず、気軽に発言していけるといい。匿名での意見や紙での意見が出せると言いやすいのでは。学校で配付しているタブレットを活用して、おとなに意見を言える仕組みがあるといい。
- ・ 周りのおとながこどもの変化、異変を察することが大切。先生も大変であり生徒と向き合えないため、先生のケアも必要。
- ・ 上の世代は固定概念を持っていることが多い。それが大事な時もあるが、多様性を認め、柔軟な考えを持つおとなが増えるといい。

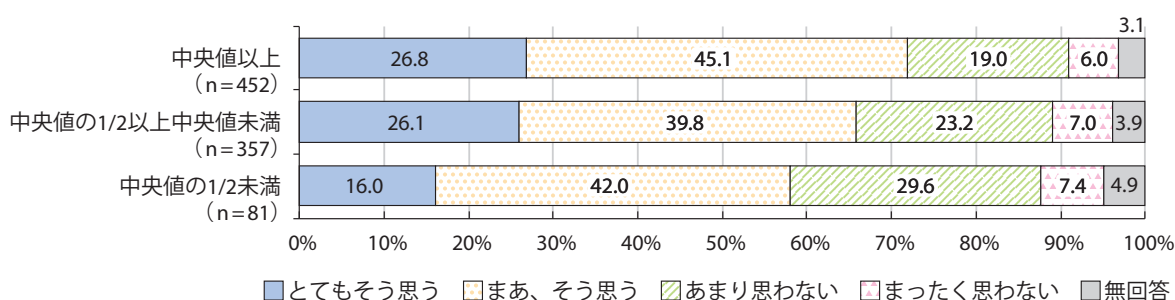
## ②自己肯定感・心理的な状態

### 【子どもの生活に関する実態調査（小5・中2）より】

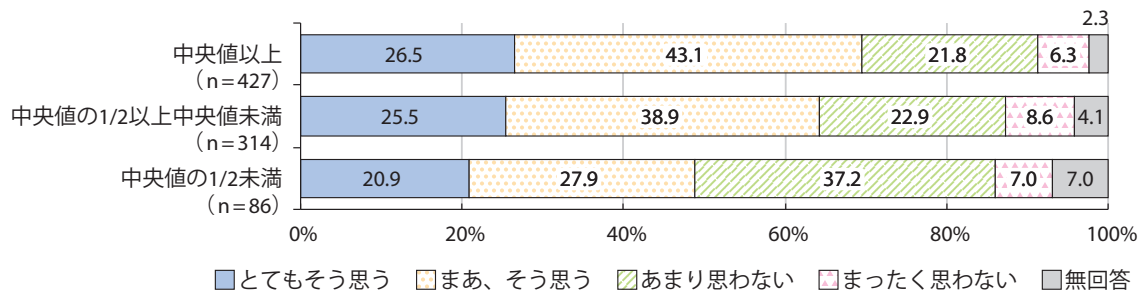
・小学5年生では、中央値<sup>※</sup>の1/2未満の人で、自分のことが好きだと思ふ人の割合が低く、情緒の問題性や仲間関係の問題性が高い傾向がみられ、中学2年生では、世帯年収が低い人ほど、自分の将来が楽しみだと思ふ人の割合が低く、中央値未満の人で、情緒の問題性や仲間関係の問題性が高い傾向がみられます。

※中央値：等価可処分所得(世帯年収÷世帯人数の平方根)の額を大きい順に並べたときの真ん中にあたる値。中央値の1/2未満で相対的貧困にあたることとされる。本調査の中央値は254万円。

#### ■自分のことが好きだと思ふか【小学5年生】

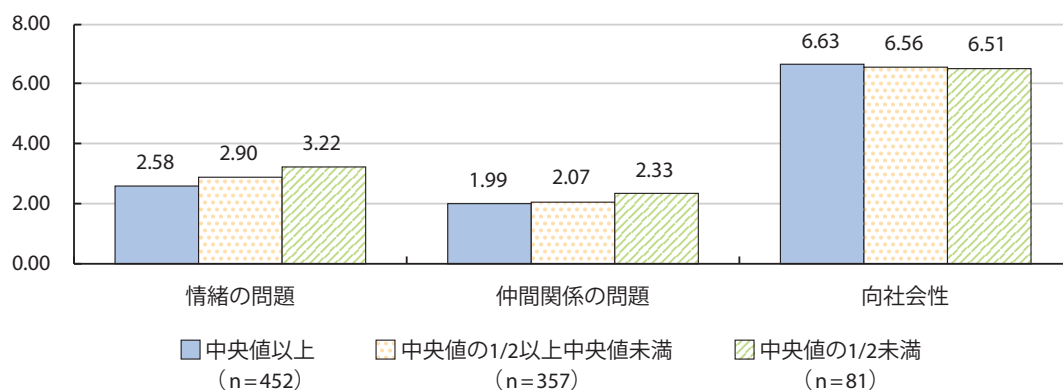


#### ■自分の将来が楽しみか【中学2年生】



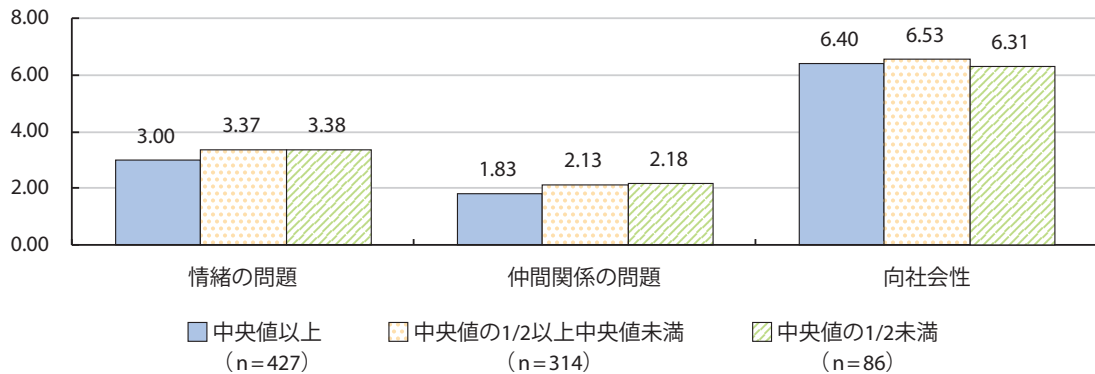
#### ■情緒の問題、仲間関係の問題、向社会性のスコア

##### 【小学5年生】





## 【中学2年生】



## 【こども・若者意識調査（15～39歳）より】

・自分には自分らしさがあると思う人は84.1%、今の自分が好きだと思う人は65.4%となっています。いずれも年齢が若いほど肯定感が高く、30歳以降でそう思わない人の割合が高い傾向がみられます。

## ■自分には自分らしさというものがあると思うか

	n	あてはまる	どちらかといえば、あてはまる	どちらかといえば、あてはまらない	あてはまらない	無回答
全体	384	32.3	51.8	12.2	3.4	0.3
18歳未満	45	44.4	46.7	8.9	0.0	0.0
18～24歳	76	48.7	40.8	6.6	2.6	1.3
25～29歳	46	34.8	54.3	8.7	2.2	0.0
30～34歳	91	25.3	53.8	17.6	3.3	0.0
35～39歳	126	22.2	57.9	14.3	5.6	0.0

## ■今の自分が好きだと思うか

	n	あてはまる	どちらかといえば、あてはまる	どちらかといえば、あてはまらない	あてはまらない	無回答
全体	384	18.5	46.9	25.5	8.9	0.3
18歳未満	45	24.4	42.2	22.2	11.1	0.0
18～24歳	76	27.6	42.1	21.1	7.9	1.3
25～29歳	46	23.9	43.5	23.9	8.7	0.0
30～34歳	91	13.2	49.5	30.8	6.6	0.0
35～39歳	126	12.7	50.8	26.2	10.3	0.0

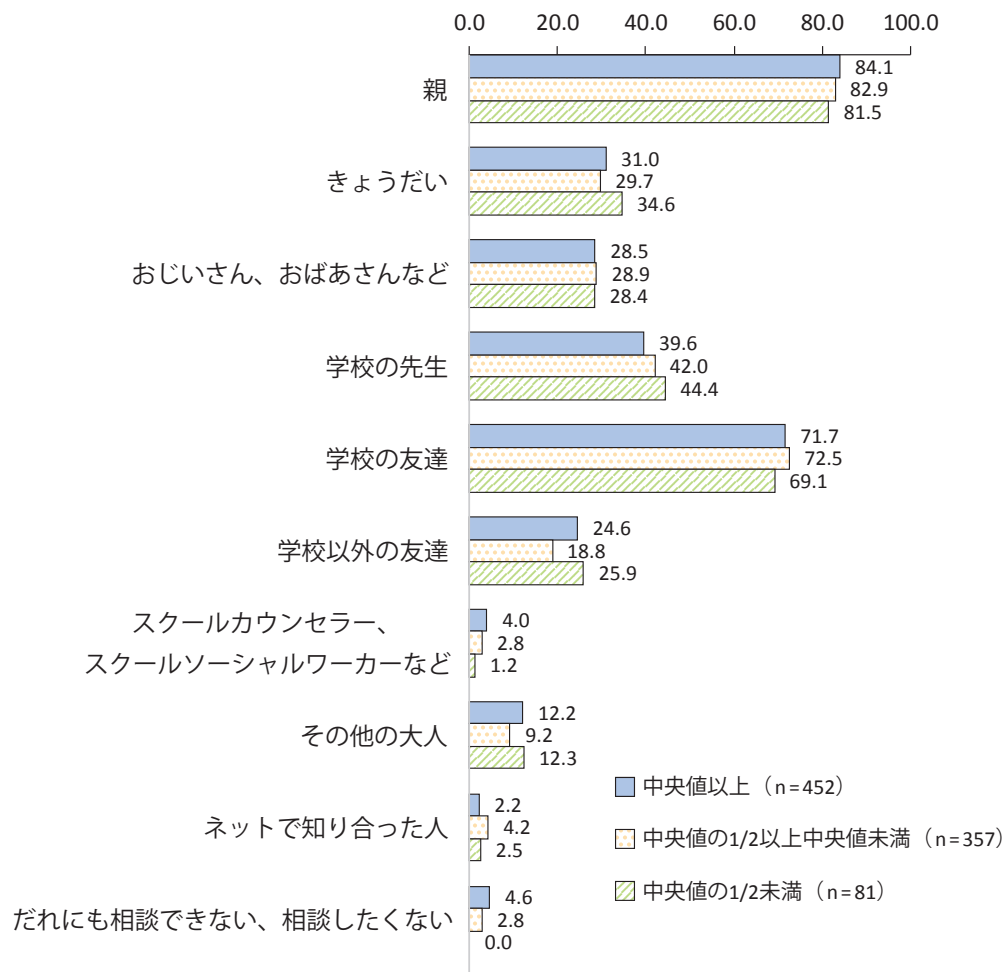
### ③悩みや不安・相談相手

#### 【子どもの生活に関する実態調査（小5・中2）より】

・困っていることや悩みを相談できる相手は「親」「学校の友達」の割合が高くなっています。中学2年生では、世帯年収が低い人ほど、「きょうだい」「学校の友達」の割合が低くなっています。

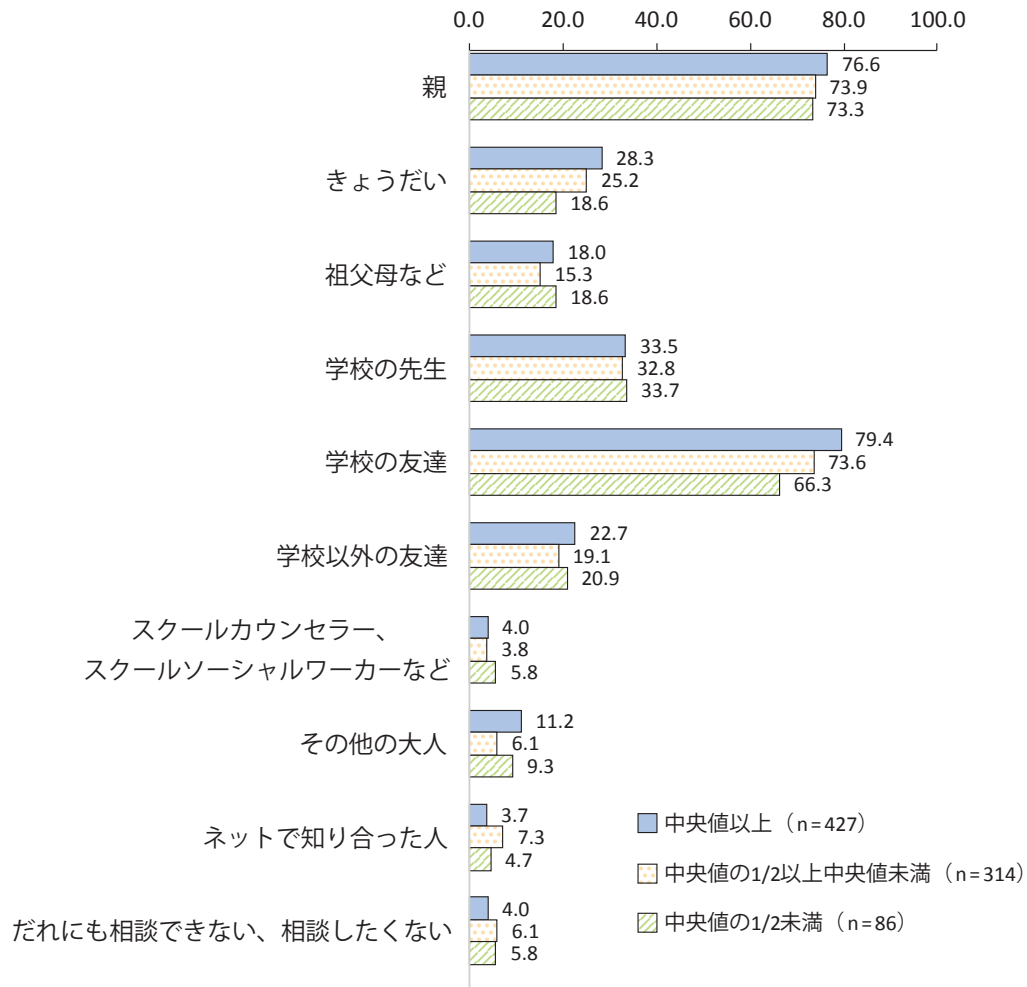
#### ■困りごと、悩みごとがあるとき、相談できると思う人

【小学5年生】





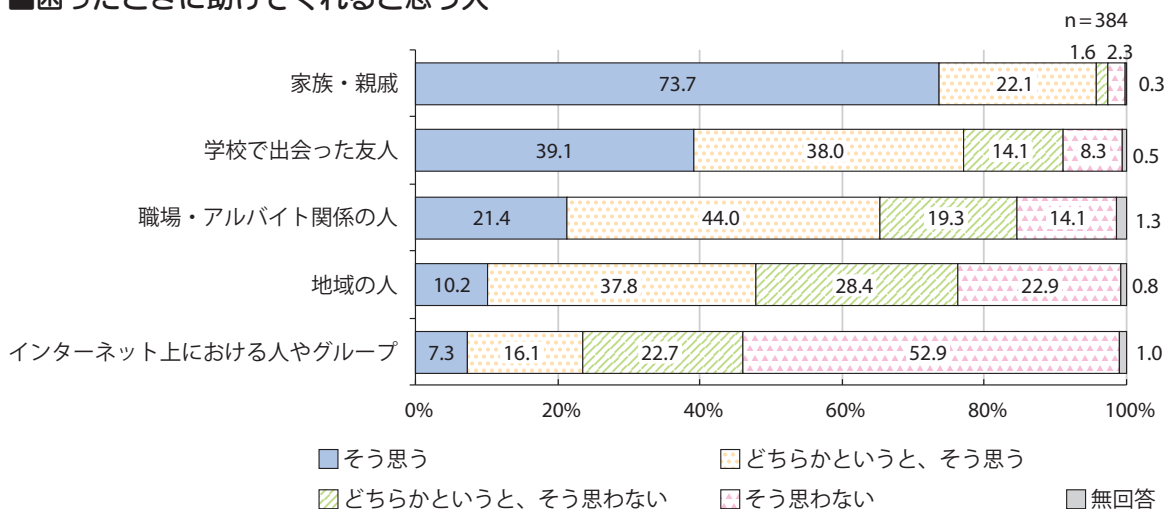
【中学2年生】



【こども・若者意識調査（15～39歳）より】

・困ったときに助けしてくれると思う人は、「そう思う」と「どちらかという、そう思う」を合わせた『思う』の割合が、「家族・親戚」では95.8%と高い一方、「地域の人」では48.0%、「インターネット上における人やグループ」では23.4%となっています。

■困ったときに助けしてくれると思う人



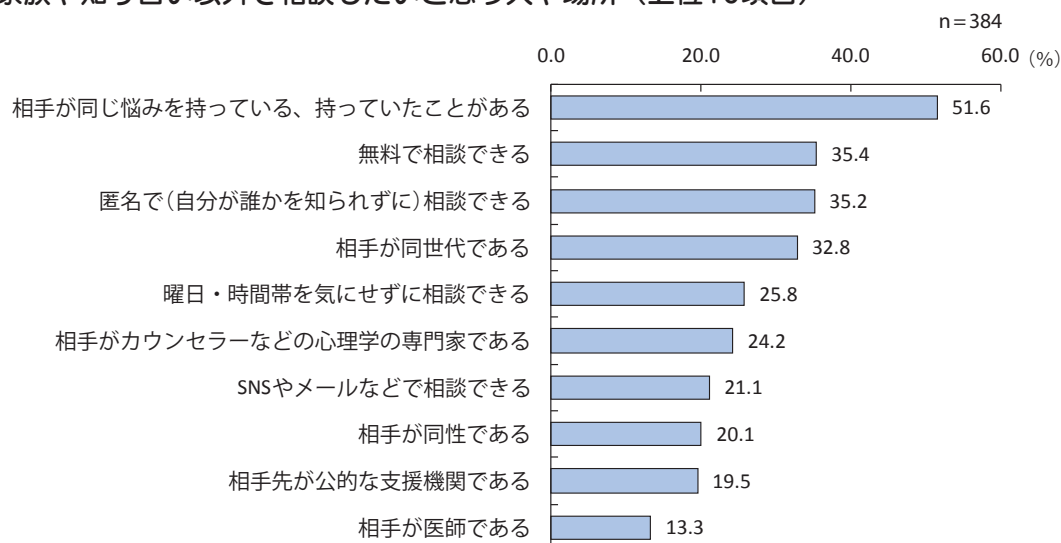
・今、悩んだり心配していることについて、「お金のこと」「仕事のこと」「自分の将来や進路のこと」が上位に来ています。18歳未満では「自分の将来や進路のこと」が最も高いほか、18歳以上の人に比べて「友人のこと」の割合が高くなっています。また、29歳以下は「結婚や恋愛のこと」が3～4割と高く、年齢があがるにつれ「自分の健康のこと」「子育てのこと」の割合が高い傾向がみられます。

### ■今、悩んだり、心配していること

	n	お金のこと	仕事のこと	自分の将来や進路のこと	自分の健康のこと	家族のこと	子育てのこと	結婚や恋愛のこと	自分の性格のこと
全体	384	73.7	57.6	52.6	41.7	33.1	31.3	23.7	21.9
18歳未満	45	53.3	22.2	77.8	4.4	22.2	2.2	31.1	20.0
18～24歳	76	68.4	56.6	65.8	19.7	19.7	5.3	39.5	23.7
25～29歳	46	80.4	58.7	63.0	43.5	28.3	19.6	34.8	13.0
30～34歳	91	87.9	72.5	39.6	47.3	38.5	46.2	18.7	20.9
35～39歳	126	71.4	59.5	41.3	63.5	42.9	50.8	11.1	25.4
	n	自分の容姿のこと	介護や看護のこと	友人のこと	LGBTQについて	その他	悩みや心配ごとはない	無回答	
全体	384	21.1	14.6	9.4	2.1	4.2	3.9	0.3	
18歳未満	45	24.4	0.0	35.6	4.4	11.1	8.9	0.0	
18～24歳	76	25.0	11.8	10.5	2.6	1.3	3.9	1.3	
25～29歳	46	26.1	15.2	6.5	0.0	4.3	4.3	0.0	
30～34歳	91	18.7	18.7	2.2	1.1	4.4	1.1	0.0	
35～39歳	126	17.5	18.3	5.6	2.4	3.2	4.0	0.0	

・家族や知り合い以外で相談したいと思う人は「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が51.6%で最も高く、次いで「無料で相談できる」、「匿名で相談できる」が続いています。

### ■家族や知り合い以外で相談したいと思う人や場所（上位10項目）





## 【若者による意見交換会より】

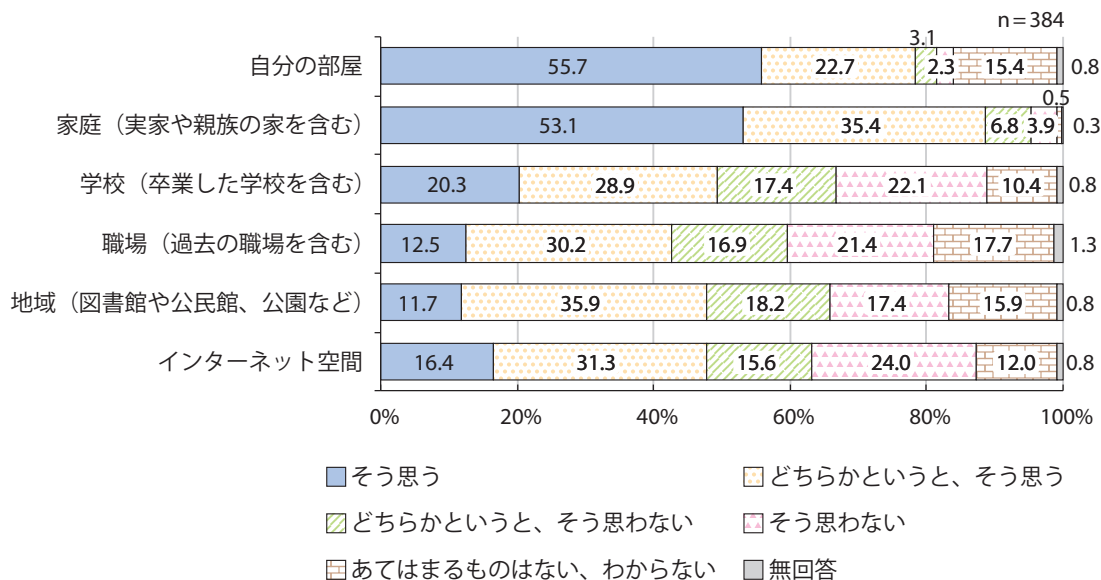
- ・無力感やマイナス思考になってしまったり、やりたいことがなく苦痛を感じていた時期があった。
- ・人間関係に悩んでいた。誰とでも仲良く接していたが、周りからどのように感じられているか考えてしまう。
- ・上の立場に立つことが多く、周りに相談することが苦手だった。もっと頼り上手になりたい。
- ・いじめにあっていた時期、親にも学校の先生にも相談できずにいた。
- ・家族の仲が悪く、担任の先生が唯一の心の支えだった。

## ④居場所・社会参加

## 【こども・若者意識調査（15～39歳）より】

- ・自分にとってほっとできる場所について「家庭」「自分の部屋」の割合が高くなっています。「職場」は25～29歳で「そう思わない」の割合が高く、「インターネット空間」では、年齢が若いほど「そう思う」の割合が高くなっています。
- ・半年以上、あまり外出しない、自室から出ない状況（妊娠を除く）の人の割合は1.8%（384人中7人）となっています。

## ■自分にとってほっとできる場所か



## 【年齢別クロス集計】

		n	そう思う	どちらかという と、そう思 う	どちらかとい うと、そう思 わない	そう思わない	あてはまるも のではない、わ からない	無回答
自分の部屋	18歳未満	45	75.6	11.1	4.4	0.0	8.9	0.0
	18～24歳	76	61.8	21.1	3.9	1.3	9.2	2.6
	25～29歳	46	60.9	28.3	2.2	2.2	6.5	0.0
	30～34歳	91	52.7	20.9	2.2	3.3	20.9	0.0
	35～39歳	126	45.2	27.0	3.2	3.2	20.6	0.8
家庭	18歳未満	45	55.6	31.1	8.9	4.4	0.0	0.0
	18～24歳	76	61.8	28.9	5.3	2.6	0.0	1.3
	25～29歳	46	54.3	37.0	6.5	0.0	2.2	0.0
	30～34歳	91	56.0	30.8	8.8	4.4	0.0	0.0
	35～39歳	126	44.4	43.7	5.6	5.6	0.8	0.0
学校	18歳未満	45	44.4	31.1	8.9	11.1	2.2	2.2
	18～24歳	76	31.6	38.2	14.5	11.8	3.9	0.0
	25～29歳	46	17.4	26.1	23.9	23.9	8.7	0.0
	30～34歳	91	13.2	19.8	18.7	35.2	13.2	0.0
	35～39歳	126	11.1	30.2	19.0	22.2	15.9	1.6
職場	18歳未満	45	6.7	8.9	2.2	4.4	75.6	2.2
	18～24歳	76	14.5	28.9	9.2	18.4	26.3	2.6
	25～29歳	46	15.2	30.4	13.0	34.8	6.5	0.0
	30～34歳	91	11.0	29.7	30.8	24.2	4.4	0.0
	35～39歳	126	13.5	38.9	18.3	22.2	5.6	1.6
地域	18歳未満	45	17.8	44.4	11.1	8.9	17.8	0.0
	18～24歳	76	19.7	35.5	15.8	15.8	11.8	1.3
	25～29歳	46	6.5	43.5	21.7	10.9	17.4	0.0
	30～34歳	91	8.8	28.6	20.9	24.2	17.6	0.0
	35～39歳	126	8.7	35.7	19.0	19.0	15.9	1.6
インターネット空間	18歳未満	45	33.3	35.6	13.3	6.7	11.1	0.0
	18～24歳	76	23.7	34.2	11.8	22.4	6.6	1.3
	25～29歳	46	19.6	34.8	17.4	23.9	4.3	0.0
	30～34歳	91	12.1	29.7	18.7	27.5	12.1	0.0
	35～39歳	126	7.9	27.8	15.9	28.6	18.3	1.6

## ■外出の頻度

カテゴリー名	n	%
仕事や学校で平日は毎日外出する	293	76.3
仕事や学校で週に3～4日外出する	37	9.6
遊び等で頻繁に外出する	20	5.2
人づきあいのためにときどき外出する	14	3.6
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	7	1.8
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	9	2.3
自室からは出るが、家からは出ない	1	0.3
自室からほとんど出ない	0	0.0
無回答	3	0.8
全体	384	100.0

## ■現在の状態の期間

カテゴリー名	n	%
6か月未満	6	35.3
6か月以上	11	64.7

(うち、妊娠を理由とした人が4人)



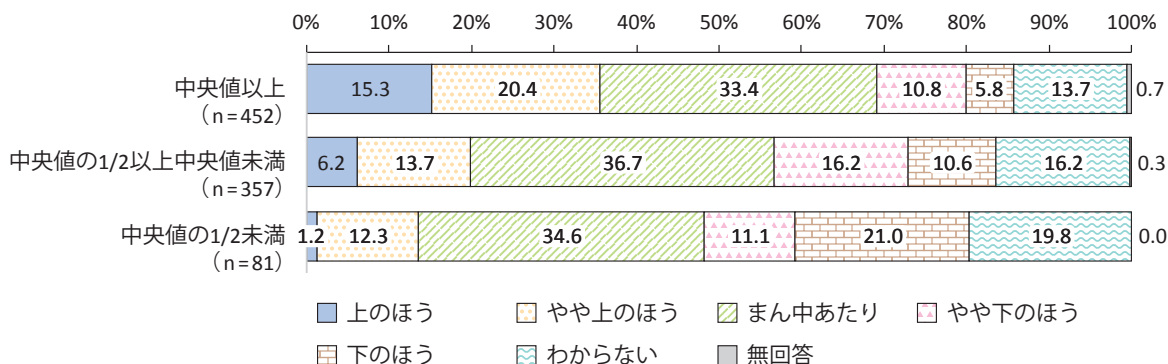
⑤学習の状況・進学希望

【子どもの生活に関する実態調査（小5・中2）より】

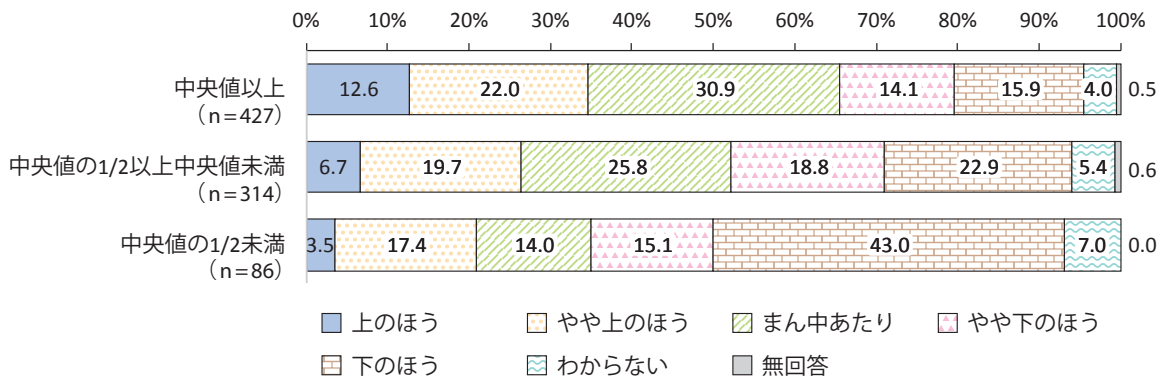
- ・世帯収入が低い子どもは、高い子どもに比べて、クラスの中での成績が下のほうとっていたり、学校の授業がわからないと回答した人の割合が高い。
- ・世帯収入が低い子どもほど、将来の進学希望について「高校まで」と回答した人の割合が高く、「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が低い。

■成績はクラスの中でどのくらいだと思うか

【小学5年生】

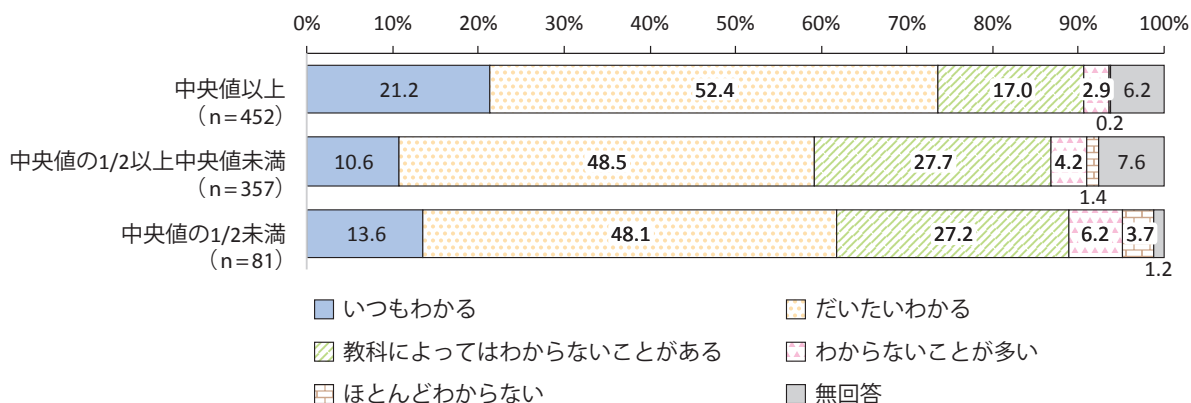


【中学2年生】



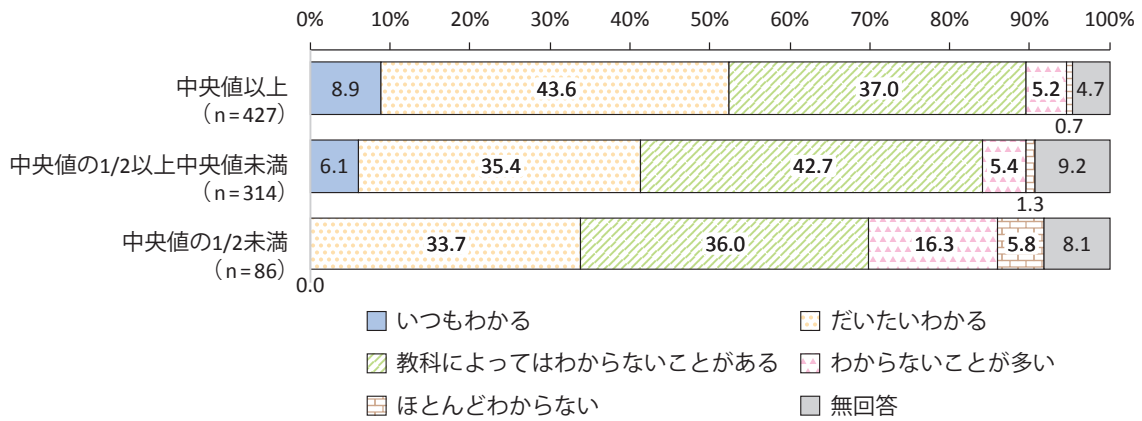
■学校の授業がわかるか

【小学5年生】



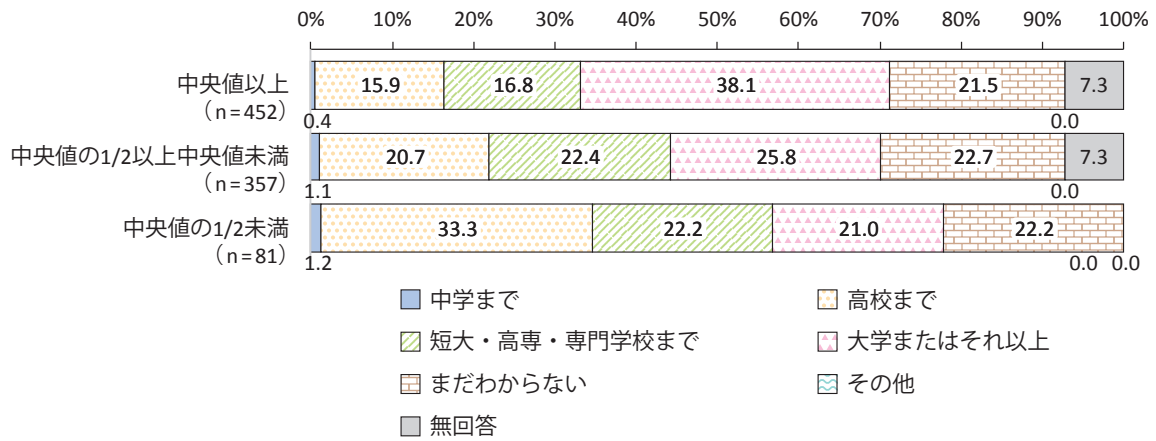


【中学2年生】

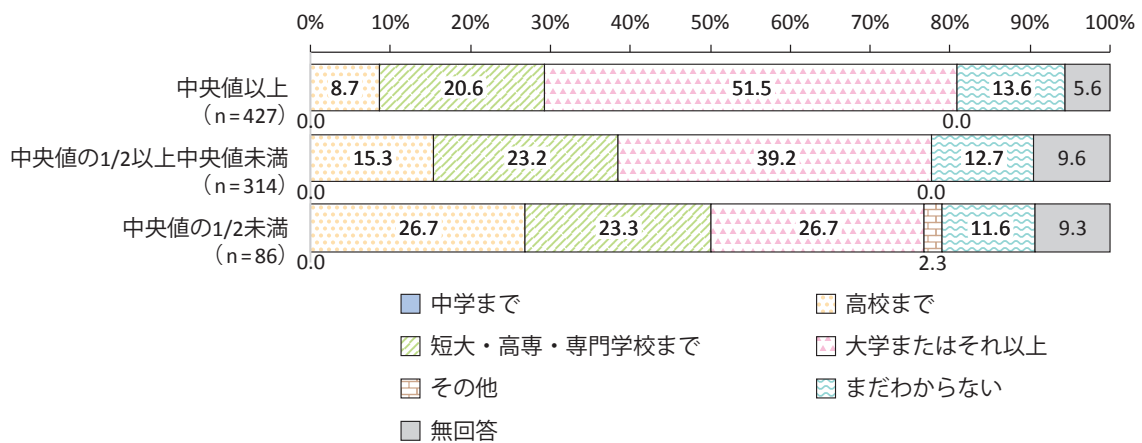


■どの段階まで進学を希望するか

【小学5年生】



【中学2年生】



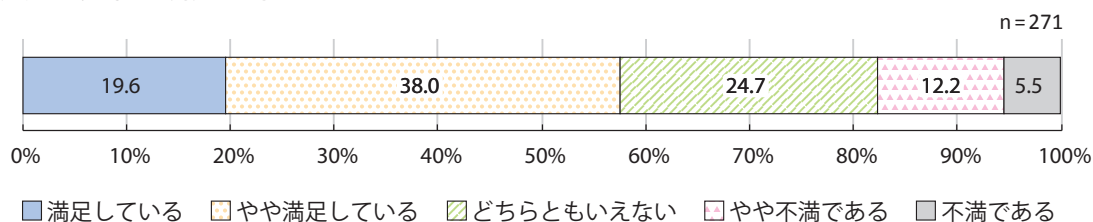


## ⑥雇用・就労の状況

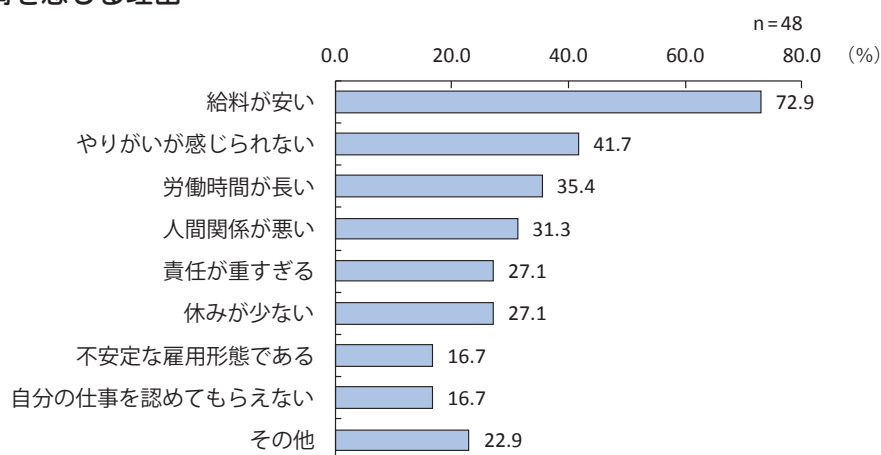
## 【子ども・若者意識調査（15～39歳）より】

- ・現在の仕事に「(やや)満足している」人は57.6%、「(やや)不満である」人は17.7%となっています。不満を感じる理由は「給料が安い」が72.9%で最も高く、次いで「やりがいを感じられない」「労働時間が長い」と続いています。
- ・就労したくてもしていない（できない）理由は「条件の合う仕事が見つからない」が35.0%で最も高くなっています。

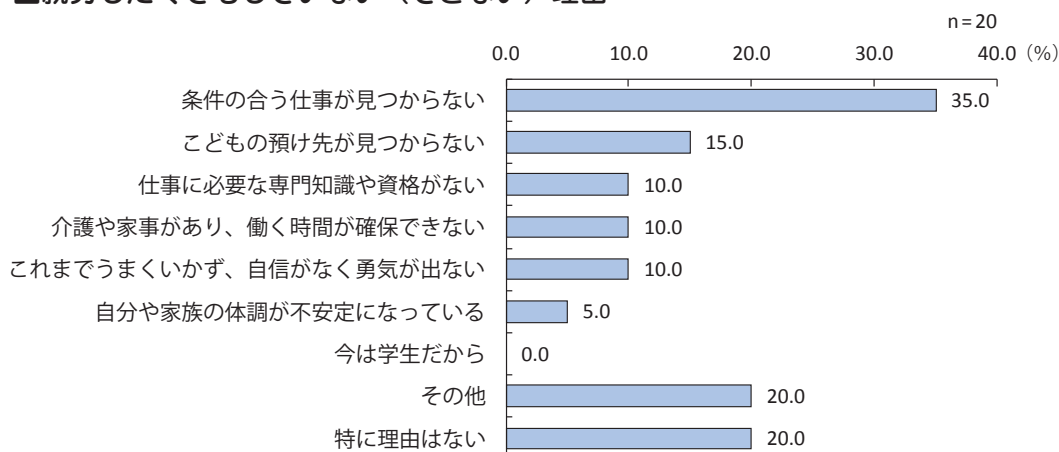
## ■現在の仕事に満足しているか



## ■仕事に不満を感じる理由



## ■就労したくてもしていない（できない）理由

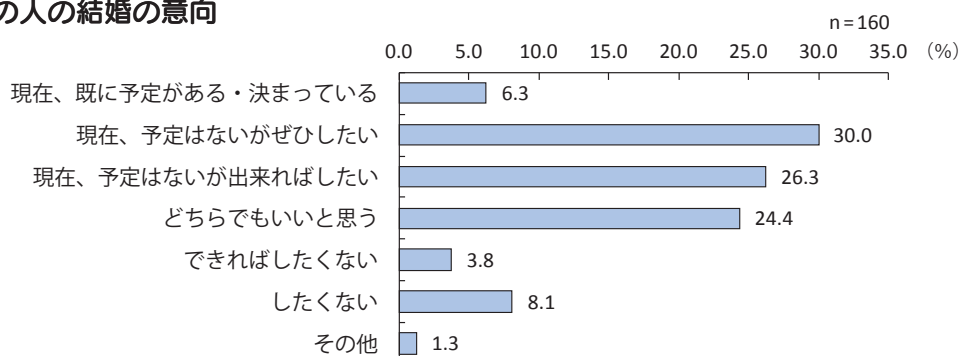


## ⑦結婚・出産の意向

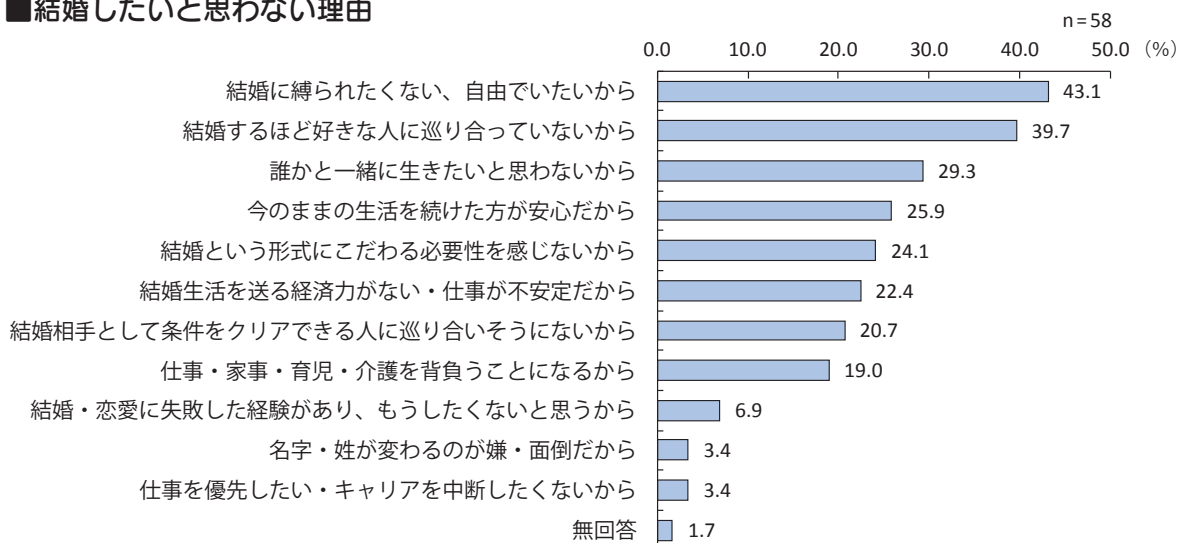
### 【こども・若者意識調査（15～39歳）より】

・未婚の人のうち、結婚したいと思う人は62.6%、結婚したくない人は11.9%となっています。結婚したいと思わない理由は「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」が上位に来ています。女性では男性に比べて「結婚という形式にこだわる必要性を感じないから」「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」の割合が高くなっています。

### ■未婚の人の結婚の意向



### ■結婚したいと思わない理由



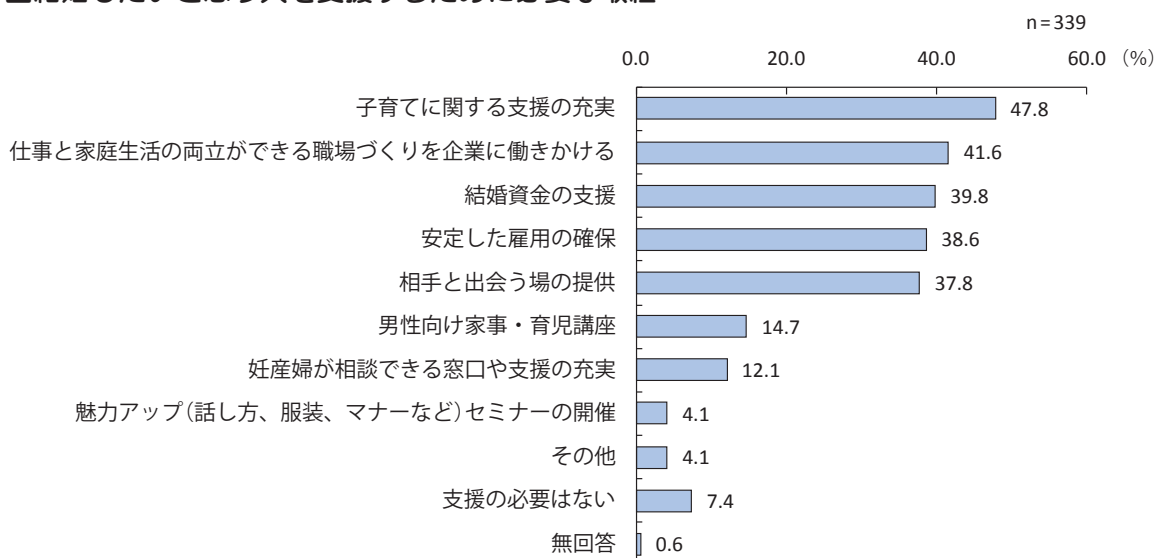
### 【性別クロス集計】

	n	結婚に縛られたくない、自由でいたいから	結婚するほど好きな人に巡り合っていないから	誰かと一緒に生活したいと思わないから	今のままの生活を続けた方が安心だから	結婚という形式にこだわる必要性を感じないから	結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから
全体	58	43.1	39.7	29.3	25.9	24.1	22.4
性別							
男	25	44.0	40.0	24.0	28.0	12.0	24.0
女	31	45.2	41.9	32.3	22.6	35.5	22.6
	n	結婚相手として条件をクリアできる人に巡り合いそうにないから	仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから	結婚・恋愛に失敗した経験があり、もうしたくないと思うから	名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから	仕事を優先したい・キャリアを中断したくないから	無回答
全体	58	20.7	19.0	6.9	3.4	3.4	1.7
性別							
男	25	24.0	12.0	4.0	0.0	0.0	4.0
女	31	19.4	22.6	9.7	6.5	6.5	0.0



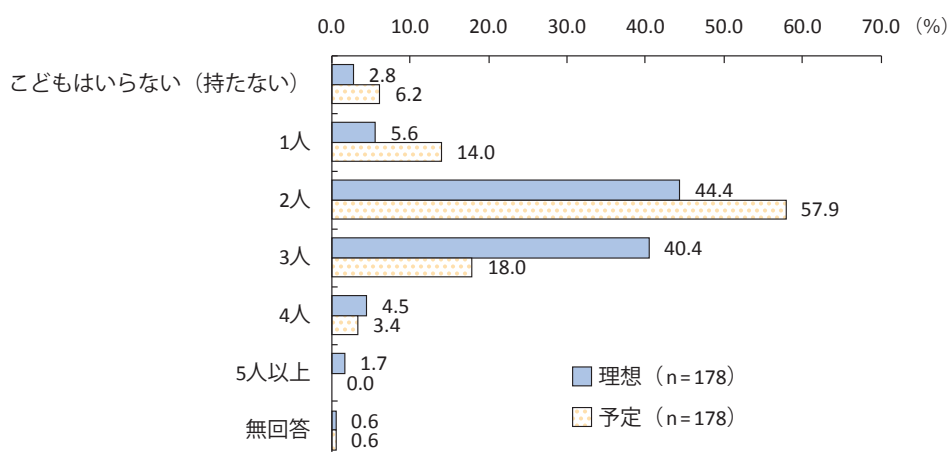
- ・結婚したいと思う人を支援するために必要な取組は、「子育てに関する支援の充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる職場づくりを企業に働きかける」、「結婚資金の支援」、「安定した雇用の確保」、「相手と出会う場の提供」の順に割合が高くなっています。

### ■結婚したいと思う人を支援するために必要な取組

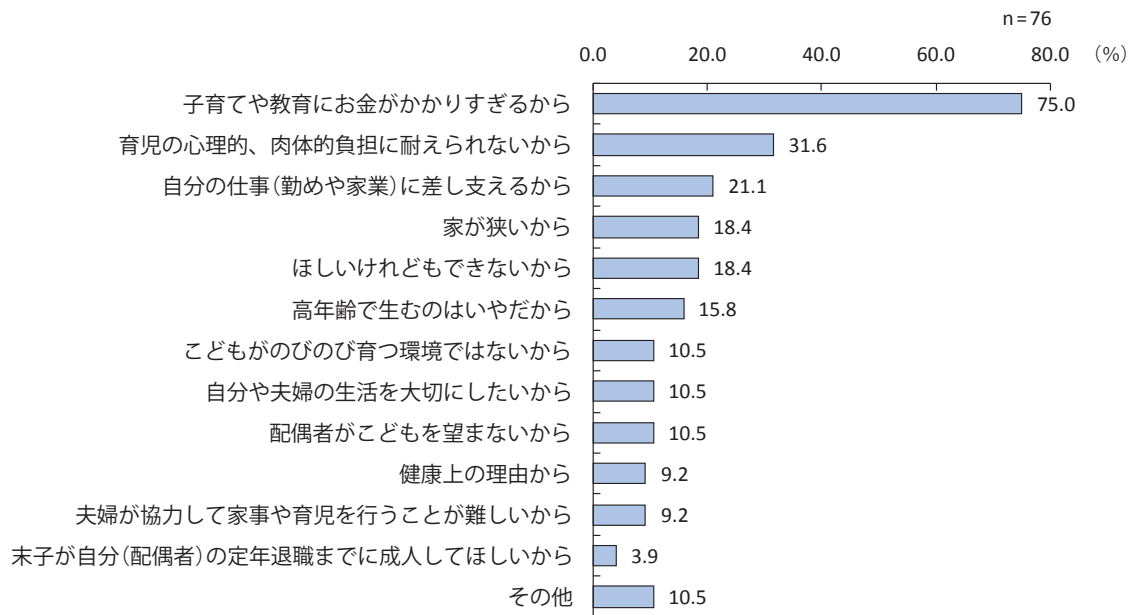


- ・理想のこどもの人数は「2人」が44.4%、「3人」が40.4%となっていますが、持つ予定の数は「2人」が57.9%、「3人」が18.0%となっています。その差の理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が75.0%で最も高くなっています。

### ■理想のこどもの数、持つ予定の数



## ■持つ予定の数が理想の数より少ない理由



## 【若者による意見交換会より】

- ・ 結婚したい理由は、好きな人と一緒にいたい、老後の生活を一人で送りたくない。死ぬときに誰かにいてほしい。
- ・ 良い人がいれば結婚したい。相手と向き合う時間が大切。
- ・ 結婚するまでにいろいろと人生を楽しみたい。
- ・ 現状の幸せが維持できればよい。大きな変化は受け入れられないのでは。
- ・ 親戚の集まりなどで「まだか」とか「紹介しようか」などと言われたくない。
- ・ 結婚から子育てまで、金銭面で自分が支えられるか不安。
- ・ 子どもが出来たとき、自分は働きたいが、相手との価値観の違いなどで働き続けられるか不安。
- ・ 子どもを産む際に痛いのは嫌。無痛分娩にしたいが費用が高い。



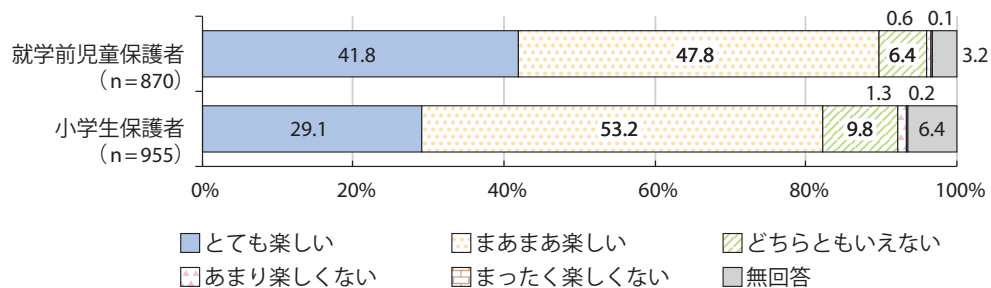
### (3) 子育て家庭のニーズ・意見のまとめ

#### ① 子育ての楽しさ・負担感

##### 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査より】

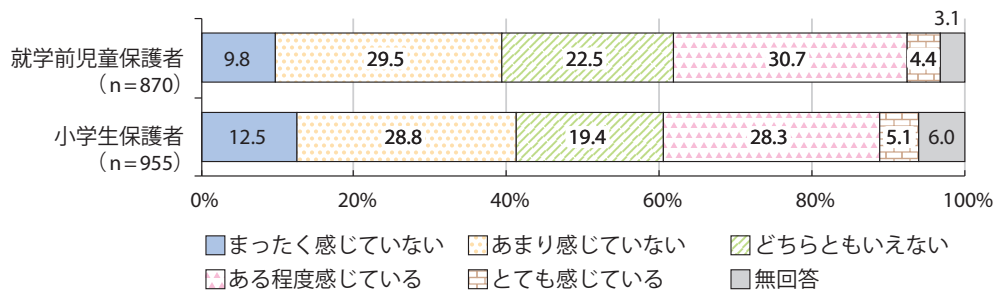
・就学前児童保護者の約9割、小学生保護者の約8割が、子育てが『楽しい』と回答しています。

##### ■ 子育ては楽しいか



・就学前児童保護者の4.4%、小学生保護者の5.1%が子育てに「とても負担を感じている」と回答しています。子育ての負担感が強い人は、そうでない人と比べて、精神的な負担や家族の理解・協力がなく、孤立を感じている人の割合が高くなっています。

##### ■ 子育てに負担を感じているか



■子育ての負担感別 悩みや不安、負担に感じていること（就学前児童保護者）

	n	自分の時間が持てない	育児にかかる経済的負担が大きい	イライラして子どもに当たってしまう	家事が思うようにできない	子育てがきちんとできているという自信が持てない	仕事思うようにできない	育児にかかる身体的、精神的負担が大きい
全体	870	48.3	40.6	32.8	29.1	28.9	26.7	24.3
まったく感じていない	85	23.5	25.9	5.9	14.1	7.1	11.8	2.4
あまり感じていない	257	40.9	34.2	22.6	18.3	19.1	17.9	12.1
どちらともいえない	196	51.0	45.4	38.3	30.1	35.7	26.5	19.4
ある程度感じている	267	61.0	49.1	44.9	40.1	38.6	39.3	42.7
とても感じている	38	81.6	57.9	71.1	71.1	57.9	47.4	68.4
	n	思っていた以上に子どもに手がかり大変である	幼稚園や保育園等の送迎や行事等の負担が大きい	気晴らしできる場所や出かける場所がない	子育てのことで家族や親族と意見の食い違いに悩むことがある	社会から取り残されている気がしたり、孤独を感じることもある	配偶者や家族の協力を得ることの負担が大きい	
全体	870	22.5	15.6	13.7	9.4	8.5	7.2	
まったく感じていない	85	3.5	8.2	5.9	8.2	1.2	0.0	
あまり感じていない	257	10.1	8.6	10.5	2.3	5.1	1.9	
どちらともいえない	196	23.0	18.9	12.8	10.2	9.2	9.2	
ある程度感じている	267	37.5	20.6	17.2	14.6	10.1	10.1	
とても感じている	38	55.3	36.8	42.1	23.7	39.5	34.2	
	n	配偶者や家族の協力があまり得られない	精神的につらくて、育児や家事等ができなくなってしまう	身の回りに子育ての会話や相談ができる人や手助けしてくれる人がいない	その他	感じていない	無回答	
全体	870	6.6	5.6	5.2	2.8	7.1	4.3	
まったく感じていない	85	1.2	2.4	0.0	2.4	37.6	4.7	
あまり感じていない	257	2.3	0.4	3.1	2.3	9.3	2.3	
どちらともいえない	196	7.1	3.6	4.1	3.6	2.6	0.5	
ある程度感じている	267	9.7	9.0	7.1	2.2	0.4	0.0	
とても感じている	38	26.3	39.5	23.7	7.9	0.0	0.0	



## ②教育・保育事業について

## 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査より】

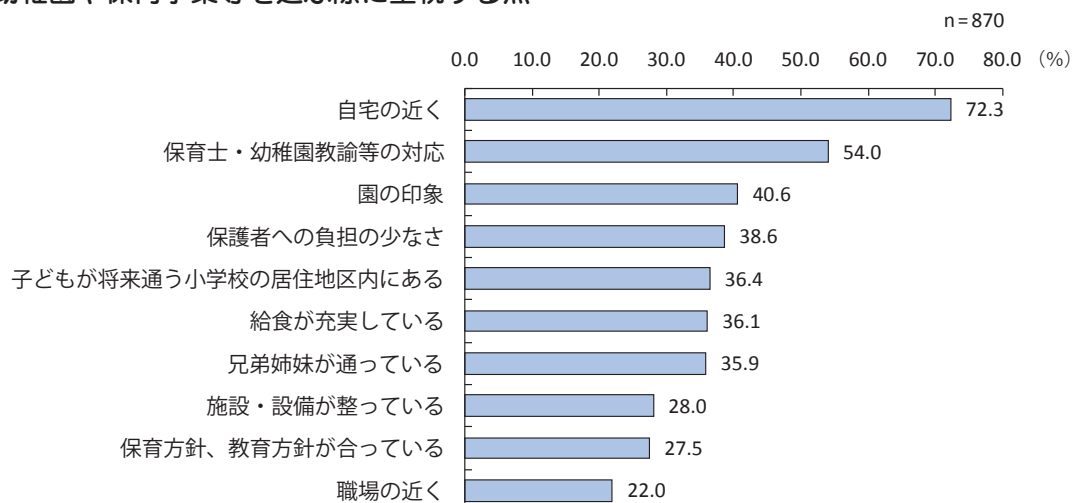
- ・利用している教育・保育事業は、認可保育所（私立・公立）が46.6%、幼稚園（私立・公立）が17.6%、認定こども園が7.0%、利用していない人が24.7%となっています。
- ・4歳以上では、認可保育園が約6割、幼稚園が約3割、認定こども園が1割弱となっています。

## ■平日、定期的にご利用している教育・保育事業

	n	私立認可保育所(保育園)	公立認可保育所(保育園)	私立幼稚園	公立幼稚園	認定こども園	幼稚園の預かり保育	小規模保育施設	事業所内保育施設
全体	870	30.5	16.1	8.9	8.7	7.0	3.7	2.5	0.3
0歳	94	3.2	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1歳	99	20.2	13.1	3.0	0.0	2.0	0.0	5.1	1.0
2歳	133	36.8	12.0	4.5	1.5	7.5	0.0	7.5	0.8
3歳	132	40.2	11.4	10.6	0.0	9.8	0.8	5.3	0.8
4歳	121	38.0	14.9	14.9	21.5	8.3	10.7	0.0	0.0
5歳	149	32.9	27.5	14.1	16.8	8.7	7.4	0.0	0.0
6歳	114	35.1	23.7	10.5	19.3	7.9	3.5	0.0	0.0
	n	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	家庭的保育	ファミリーサポートセンター	その他	いずれも利用していない	無回答
全体	870	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	1.1	24.7	0.7
0歳	94	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	92.6	1.1
1歳	99	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	53.5	2.0
2歳	133	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	1.5	27.1	0.8
3歳	132	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0	3.0	18.9	0.8
4歳	121	0.0	0.0	1.7	0.0	0.8	0.0	3.3	0.0
5歳	149	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0
6歳	114	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9

- ・幼稚園や保育事業等を選ぶ際に重視する点は、「自宅の近く」「保育士・幼稚園教諭等の対応」の割合が高くなっています。

## ■幼稚園や保育事業等を選ぶ際に重視する点



## 【関係団体等アンケート調査（事業所調査）より】

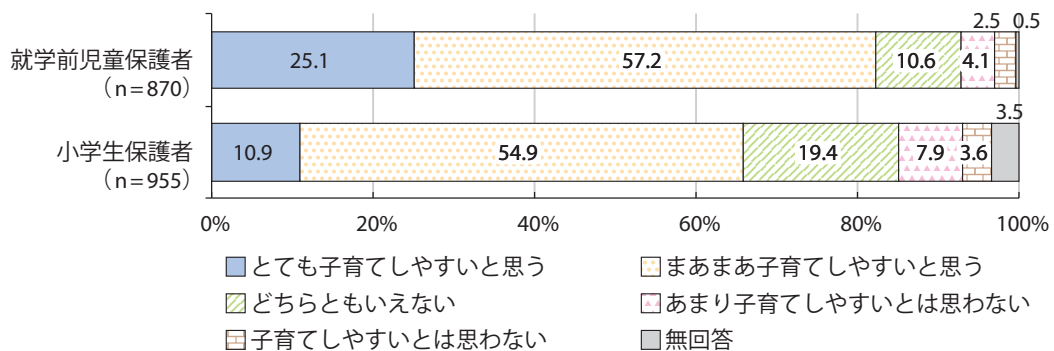
・事業運営上の課題は、「保育士・教諭、放課後児童支援員の確保・定着」「入園児、登録者の確保」「施設・設備の整備」が上位に来ています。

## ③子育て環境・子育て支援

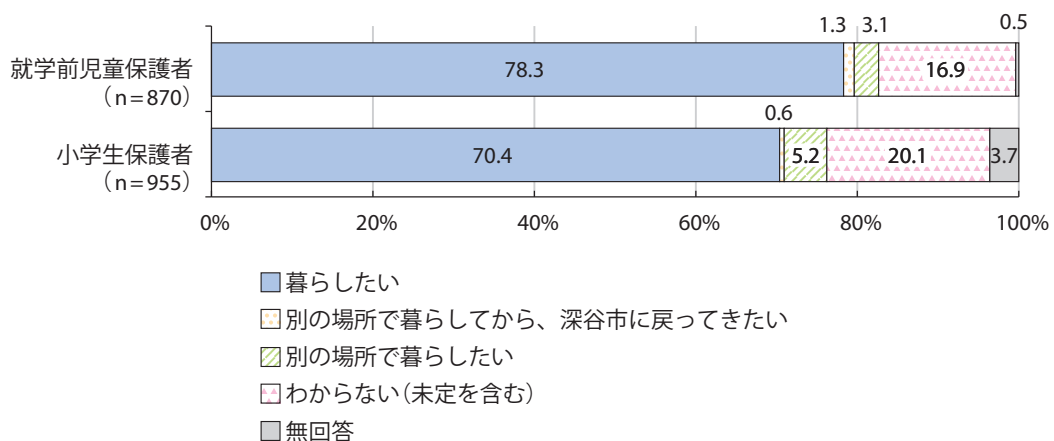
### 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査より】

・就学前児童保護者の約8割、小学生保護者の約6割が深谷市は子育てしやすいと思うと回答しています。また、約8割の就学前児童保護者、約7割の小学生保護者がこれからも深谷市で子育てして暮らしたいと回答しています。

### ■深谷市は子育てしやすいと思うか



### ■これからも深谷市で子育てして暮らしたいか

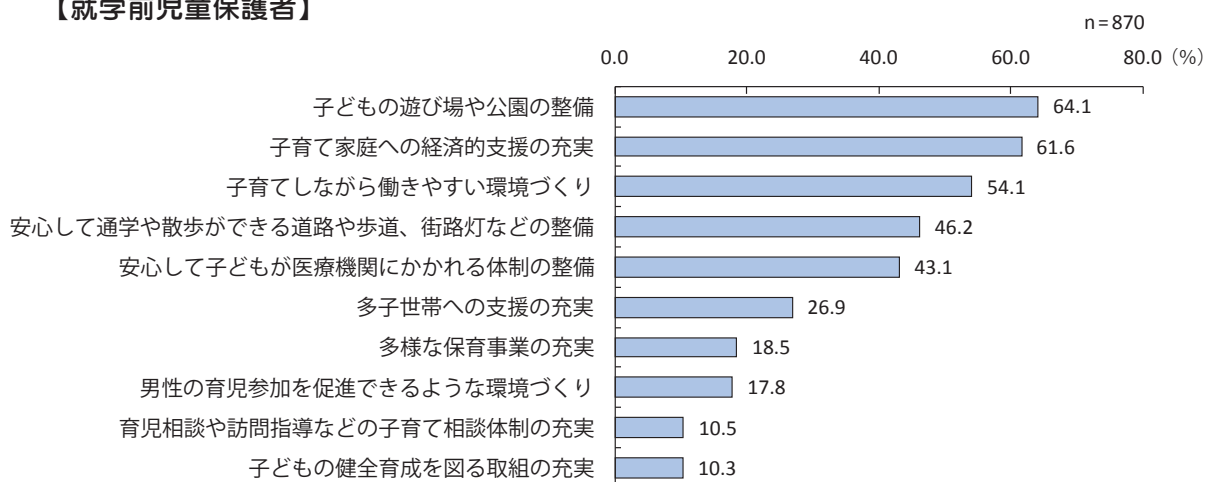




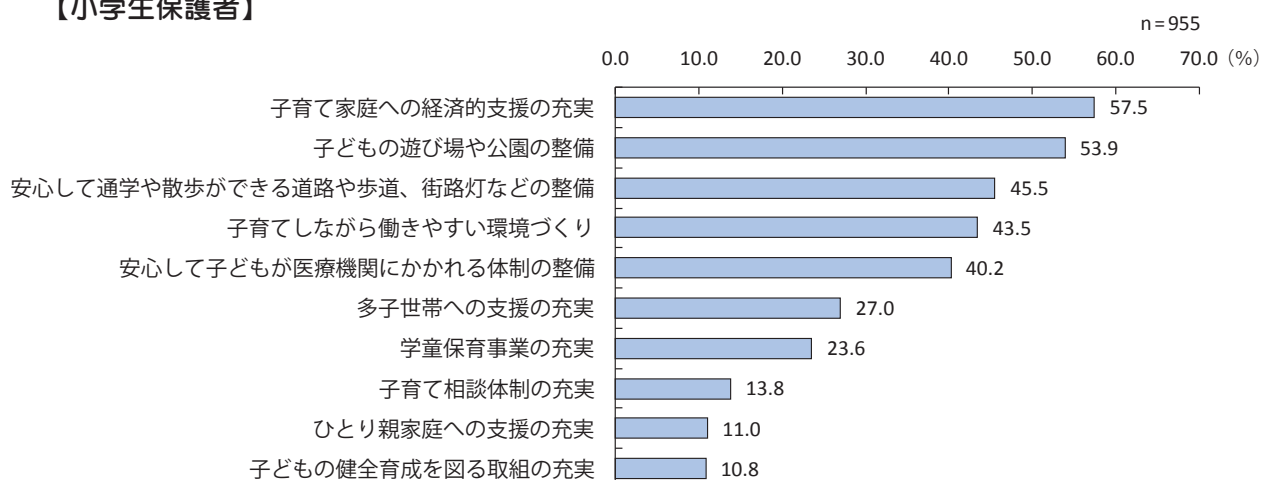
- ・市に期待する子育て支援は、就学前児童保護者は「子どもの遊び場や公園の整備」「子育て家庭への経済的支援の充実」「子育てしながら働きやすい環境づくり」、小学生保護者は「子育て家庭への経済的支援の充実」「子どもの遊び場や公園の整備」「安心して通学や散歩ができる道路や歩道、街路灯などの整備」が上位となっています。

## ■市に期待する子育て支援（上位10項目）

### 【就学前児童保護者】



### 【小学生保護者】



### 【関係団体等アンケート調査（関係団体）より】

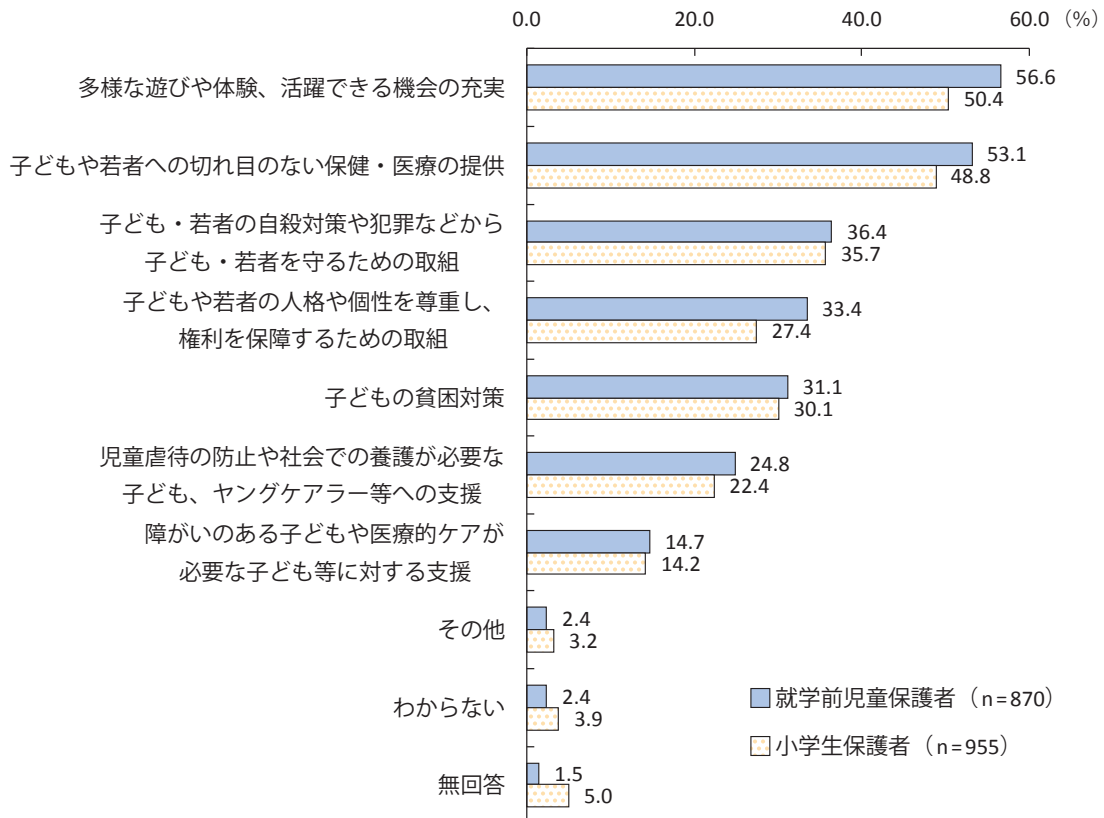
- ・子育て家庭の変化について、子育て家庭の悩みや困りごと、子育ての負担感が増えたとする団体が多くなっています。変化の背景として「価値観の変化・多様化」「コミュニティ・近隣関係の希薄化」「家族構成や家庭環境の変化」等があげられています。
- ・子育て家庭を支援するために市が力をいれるべき取組について、経済的支援の充実やひとり親家庭、生活困窮家庭が相談しやすい場所の充実、悩みや不安を相談できる専門家の配置、関係機関の連携による包括的な支援、ワークライフバランスの実現に向けた企業・職場の理解等があげられています。

#### ④こども・若者支援

##### 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査より】

・こどもや若者を育てていくために、深谷市において力を入れていくべき取組は、「多様な遊びや体験、活躍できる機会の充実」「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」の割合が高くなっています。

##### ■こども・若者を育てていくために市が力を入れていくべき取組



##### 【関係団体等アンケート調査（関係団体）より】

・こども・若者の悩みや困りごとの変化について、「増えた」が40%、「どちらともいえない・わからない」が35%となっています。変化の背景として「家族構成や家庭環境の変化」「インターネット・SNSの普及」「コミュニティ・近隣関係の希薄化」をあげる団体が多くなっています。

・こども・若者を支援するために市が力を入れるべき取組について、こども・若者が気軽に集まることができる居場所づくり、家族以外に相談できる身近な場所の充実、切れ目のない支援に向けた関係機関の連携等があげられています。



## 第4章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

### (1) 教育・保育の実施状況

教育・保育の計画値に対する実績は以下のとおりです。

すべての認定区分で実績が量の見込みを上回っていますが、待機児童はゼロとなっています。

#### ■ 1号認定（幼稚園希望）（各年度3月1日現在）

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	635	748	727	710
	確保の方策	人	1,041	1,211	1,211	1,211
実績値	入園者数	人	681	809	779	743

#### ■ 2号認定（保育利用）（各年度3月1日現在）

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	2,094	2,066	2,008	1,960
	確保の方策	人	2,162	2,163	2,163	2,163
実績値	入所者数	人	2,134	2,111	2,088	2,043
	待期児童数	人	0	0	0	0

#### ■ 3号認定（0歳）（各年度3月1日現在）

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	293	287	280	274
	確保の方策	人	285	285	285	285
実績値	入所者数	人	311	318	316	309
	待期児童数	人	0	0	0	0

#### ■ 3号認定（1・2歳）（各年度3月1日現在）

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	1,146	1,142	1,133	1,108
	確保の方策	人	1,126	1,130	1,130	1,130
実績値	入所者数	人	1,171	1,175	1,189	1,236
	待期児童数	人	0	0	0	0

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

地域子ども・子育て支援事業の計画値に対する実績は以下のとおりです。

一時預かり事業（幼稚園型）、ファミリー・サポート・センター事業では、実績が量の見込みを上回っていますが、それ以外の事業では、実績が量の見込みを下回っています。

### ■利用者支援事業

#### ①特定型

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画値	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
実績値	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

#### ②母子保健型（R6からこども家庭センター型）

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画値	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
実績値	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

### ■延長保育事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	1,504	1,590	1,664	1,738
実績値	利用者数	人	872	1,102	933	1,017

### ■放課後児童健全育成事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	2,803	2,926	3,027	3,081
	1年生	人	683	713	737	750
	2年生	人	667	696	720	733
	3年生	人	589	615	636	648
	4年生	人	434	453	469	477
	5年生	人	300	313	324	330
	6年生	人	130	136	141	143
実績値	登録者数	人	2,504	2,454	2,565	2,693
	1年生	人	632	597	646	673
	2年生	人	586	618	584	640
	3年生	人	526	524	538	540
	4年生	人	370	408	397	414
	5年生	人	247	214	257	262
	6年生	人	143	93	143	164

### ■子育て短期支援事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人日	24	24	24	24
実績値	利用日数	人日	6	5	25	12



### ■乳児家庭全戸訪問事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	956	937	916	896
実績値	実訪問人数	人	904	866	776	767

### ■養育支援訪問事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人回	12	12	12	12
実績値	訪問回数	人回	5	11	10	4

### ■地域子育て支援拠点事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	か所	16	17	17	17
実績値	実施か所	か所	16	17	17	17
	利用組数	組	26,906	31,233	34,621	26,629

### ■一時預かり事業

#### ①幼稚園型

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人日	5,277	6,566	6,566	6,566
実績値	利用日数	人日	1,659	20,838	23,991	26,100

#### ②一般型

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人日	10,131	10,069	9,917	9,747
実績値	利用日数	人日	2,547	2,482	2,696	2,805

### ■病児保育事業

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人日	87	99	111	125
実績値	利用日数	人日	25	82	60	67

### ■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人日	448	454	461	467
実績値	利用日数	人日	548	704	576	704

### ■妊婦健康診査

		単位	R2	R3	R4	R5
計画値	量の見込み	人	956	937	916	896
実績値	交付者数	人	863	768	750	729



## 第5章 課題の整理

こども施策にかかる各種法令・制度の動向やこども・若者、子育て家庭を取り巻く状況の変化及びニーズ・意見、第2期計画の実施状況等を勘案し、本市におけるこども施策の推進にかかる課題を整理しました。

### ① こどもの権利の啓発と意見表明権の確保

#### (現 状)

- ・令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。
- ・こどもの意見表明権について知っている人は3割半ばとなっています。
- ・こども・若者の意見が尊重されていない場面は「行政」の割合が最も高くなっています。
- ・意見を表明しやすくするには、匿名性の確保、フィードバック、意見のくみ取りが必要との指摘がありました。



#### (課 題)

- ・こどもの権利、意見表明権に関する啓発
- ・施策推進におけるこども・若者の意見の尊重、意思決定への反映等の仕組みづくり
- ・様々な機会・媒体を通じた意見聴取、その際の匿名性の確保、フィードバックの仕組みづくり

### ② 多様な体験・交流機会の充実と地域における居場所づくり

#### (現 状)

- ・地域がほっとできる居心地のよい場所になっている若者は約4割、困っているときに地域の人が助けしてくれると思う若者は5割弱となっています。
- ・こども・若者の育成に力を入れるべき取組として「多様な遊びや体験、活躍できる機会の充実」や「こども・若者が気軽に集まることのできる居場所づくり」の割合が高くなっています。



#### (課 題)

- ・地域との連携によるこども・若者の多様な体験・交流機会の充実
- ・こども・若者が気軽に集い、自分らしく過ごすことができる居場所づくりの推進



### ③すべての子ども・若者が希望を持ち、その実現に前向きになることができるための支援 (現 状)

- ・家庭の経済的状況によって、自己肯定感や向社会性、授業の理解度、将来への進学希望等の違いがみられます。
- ・アンケート調査の結果では、半年以上外出しない、自室から出ない状態の人は1.8%となっています。
- ・子ども・子育て支援法が改正され、ヤングケアラーが支援の対象として明記されました。
- ・金銭面や仕事、進路を不安に感じる子ども・若者が多くなっています。



#### (課 題)

- ・子どもの貧困対策の推進による教育の支援、生活の安定に向けた支援
- ・ひきこもり、ヤングケアラーへの支援体制の整備
- ・若者の就業支援の充実

### ④関係機関等の連携による包括的な相談支援体制の強化

#### (現 状)

- ・児童福祉法の改正により、「子ども家庭センター」「地域子育て相談機関」の設置努力義務化など児童虐待防止対策が強化されました。
- ・子ども・若者の育成に力を入れるべき取組として「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」の割合が高くなっています。



#### (課 題)

- ・妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- ・悩みや不安を気軽に相談できる身近な場の充実
- ・専門的な支援につなぐことができる連携体制の構築・強化

### ⑤希望する結婚・出産を叶えることができるための支援

#### (現 状)

- ・婚姻数が減少し、婚姻率が低下しています。
- ・結婚したいと思う若者が6割強、したくない若者は約1割であり、多くの若者が結婚を希望しています。
- ・必要な結婚支援として「結婚資金」「安定した雇用」「出会う場の提供」がそれぞれ4割弱となっています。
- ・子どもの数の理想は2～3人、実際は2人。ギャップの理由は「お金がかかりすぎるから」の割合が最も高くなっています。



(課 題)

- ・ 出会いの場の創出
- ・ 若者の安定した雇用・収入の確保に向けた取組
- ・ 結婚、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減

⑥多様なニーズ、社会変化に対応した子育て支援の充実

(現 状)

- ・ 子育てにとっても負担を感じている人は約5%でした。特に精神的な負担や家族の理解・協力が  
ない、孤立を感じている人が多くなっています。
- ・ 女性の労働力率の上昇に伴い保育ニーズが拡大しており、3号認定で利用者数が増加してい  
ます。
- ・ 子ども・子育て支援法の改正により、こども誰でも通園制度が創設されました。



(課 題)

- ・ 気軽に相談できる場の充実と必要な支援につなぐことができる連携体制の構築・強化
- ・ 子育て家庭の孤独・孤立の防止
- ・ 保育ニーズの適切な見込みと確保の方策

⑦こども・若者を育む環境づくり

(現 状)

- ・ 市に期待する子育て支援として「子どもの遊び場や公園の整備」と「子育てしながら働きや  
すい環境づくり」が上位に来ています。
- ・ こども・若者の悩みや困りごとが増えた背景として「インターネット・SNSの普及」「コミュ  
ニティ・近隣関係の希薄化」をあげる団体が多くなっています。



(課 題)

- ・ こどもが安心して過ごすことのできる遊び場の整備促進
- ・ 地域や企業等への子育てに対する理解とワークライフバランスの実現に向けた取組の促  
進
- ・ 地域で子育てを支える機運の醸成

## 第2部

# 計画の基本的な考え方



## 第1章 基本理念

本計画の推進にあたり、本市が目指すべき基本理念について、以下のとおりとします。



**みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや**

～全ての子ども・若者が「まごころと思いやり」の中で  
幸せに育まれる社会の実現を目指して～

令和5年に策定された「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

「こどもまんなか社会」を実現するためには、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要となります。

また、本市の最上位計画である「第2次深谷市総合計画」では「元気と笑顔の生産地 ふかや」を将来都市像とし、「誰一人取り残さない みんながうれしい ふかや」を基本方針に掲げ、郷土の偉人である渋沢栄一を基軸とし、SDGsの理念を踏まえた各種施策を推進しています。

栄一は、日本の近代経済発展に大きく貢献しただけではなく、社会福祉の分野においても数々の業績を残しており、その活動の背景には栄一が生涯を通じて大切にしていた「忠恕」（まごころとおもいやり）の精神があったと言われています。

渋沢栄一が遺した精神や考え方を継承し深谷らしい「こどもまんなか社会」を実現するため、本計画の基本理念を「みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや～全ての子ども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～」とします。

### 第2次深谷市総合計画

基本構想 将来都市像  
「元気と笑顔の生産地 ふかや」

後期基本計画 基本方針  
「誰一人取り残さない  
みんながうれしい ふかや」

こども大綱「こどもまんなか社会」  
全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に  
幸せな生活を送ることができる社会

深谷市こども計画 基本理念  
「みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや」  
～全ての子ども・若者が「まごころと思いやり」の中で  
幸せに育まれる社会の実現を目指して～



## 第2章 基本目標

基本理念を踏まえ、計画の基本目標を以下のとおりとします。

### 基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保

全ての子ども・若者を権利の主体として認識し、意見を表明することができ、ともに政策を進めていくための仕組みづくりを構築します。また、多様な価値観に出会い、人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく生き、暮らしていくことができるための社会環境づくりを推進します。

### 基本目標2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

安心・安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、子育てにかかる過度な負担や孤立感を抱くことなく子どもに向き合うことができるよう、切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

### 基本目標3 子ども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実

乳幼児期から学童期、思春期、青年期にわたる心身の健やかな成長を支援します。また、子ども・若者が家庭や学校、地域における多様な学び・体験・交流等を通じて生き抜く力を育むとともに、将来への希望を持ち、その実現を社会全体で後押しするための取組を推進します。

### 基本目標4 誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保

生まれ育つ家庭環境等にかかわらず、全ての子ども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう支援します。また、一人ひとりの特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うとともに、困難な状況に置かれている子ども・若者の安全・安心な暮らしの確保を図ります。

## 第3章

## 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>～全てのこども・若者が「まごころ」と思いやり「の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～</p> <p><b>みんなが笑顔で育ち育てられるまちふかや</b></p>	<p><b>1</b> こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保</p>	<p>1-1 こども・若者の権利に関する普及啓発</p> <p>1-2 こども・若者が意見を表明する機会の確保</p> <p>1-3 多様性を尊重する社会環境づくりの推進</p>
	<p><b>2</b> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実</p>	<p>2-1 妊娠・出産支援の充実</p> <p>2-2 医療提供体制の充実</p> <p>2-3 ニーズに応じた子育て支援の充実</p> <p>2-4 共働き・共育での支援</p> <p>2-5 ひとり親家庭への支援の充実</p> <p>2-6 子育て家庭の孤独・孤立の防止</p> <p>2-7 包括的な相談支援体制の構築・強化</p> <p>2-8 子育てや教育にかかる経済的支援</p> <p>2-9 子育て家庭にやさしい地域社会づくり</p>
	<p><b>3</b> こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実</p>	<p>3-1 ライフステージを通じた健康づくりの推進</p> <p>3-2 幼児教育・保育及び学校教育の充実</p> <p>3-3 特色ある教育の推進</p> <p>3-4 家庭教育支援の推進</p> <p>3-5 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の確保・育成</p> <p>3-6 地域における居場所づくりの支援</p> <p>3-7 多様な体験・交流活動の推進</p> <p>3-8 結婚を望む人への支援</p> <p>3-9 雇用・就労環境づくり</p>
	<p><b>4</b> 誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保</p>	<p>4-1 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進</p> <p>4-2 障害のあるこども・若者への支援</p> <p>4-3 不登校、ニート、ひきこもりのこども・若者への支援</p> <p>4-4 ヤングケアラーへの支援</p> <p>4-5 児童虐待防止対策の強化と社会的養護施策の推進</p> <p>4-6 犯罪、事故、災害からこどもを守る環境の整備</p>

第3部

# 施策の展開





## 第1章

# こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保

全てのこども・若者を権利の主体として認識し、意見を表明することができ、ともに政策を進めていくための仕組みを構築します。また、多様な価値観に出会い、人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく生き、暮らしていくことができるための社会環境づくりを推進します。

### 基本施策

- 1-1 こども・若者の権利に関する普及啓発
- 1-2 こども・若者が意見を表明する機会の確保
- 1-3 多様性を尊重する社会環境づくりの推進

### 目標指標

	指標	基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	こどもの意見表明権について知っているこども・若者の割合 (15～39歳)	35.4%	50%以上
2	こども・若者の意見が尊重されていると思う人の割合 (15～ 39歳)	49.3%	60%以上

【出典】「深谷市こども・若者意識調査集計報告書 (R6)」



## 1-1 こども・若者の権利に関する普及啓発

### ■現状と課題

全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、こどもの権利条約やこども基本法にのっとり、こどもの権利について、改めて社会全体で共有することが重要です。

こども・若者意識調査の結果をみると、こどもの意見表明権について「知っている」と回答した人は3割半ばとなっています。

市では、小中学校において、児童生徒や保護者を対象とした人権講話や人権教室を開催するなど、人権教育に取り組んでいます。引き続き人権教育を推進するとともに、人権に対する意識醸成を図りつつ、当事者をはじめ、幅広い世代において、こども・若者が持つ権利について認識することができる機会の充実を図っていく必要があります。

### ■目指す姿

○こども・若者をはじめ、幅広い世代の多くの人々が、様々な機会・媒体を通じて、こども・若者がもつ権利についての認識を深めている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
学校人権教育推進事業	・市内市立小中学校における人権教育推進のため、教職員を対象とした研修会を実施、また各種研究会に参加することにより、人権意識の向上を目指します。	学校教育課
人権教育・啓発推進事業	・人権に関する教育・啓発を行うために、人権教育専門員を置き、公民館、自治会、学校等における研修会の実施を促進・支援します。 ・人権セミナーの開催や、人権教育啓発誌を作成し周知啓発を図ります。 ・人権啓発品を作成し、イベント等で配布します。	人権政策課
人権相談事業	・法務大臣の委嘱を受けている人権擁護委員が、市民の基本的人権を擁護するとともに、人権尊重思想の普及、高揚を図るため、定期的な人権相談や小・中学校での人権教室、街頭啓発等を行います。	人権政策課
こどもの権利啓発活動	・こどもの権利や児童虐待防止に関するポスターやパンフレットなどを活用した啓発活動を実施します。 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの機会に、児童虐待防止の意識を高めるため、オレンジリボン運動を実施します。	こども青少年課

## 1-2 子ども・若者が意見を表明する機会の確保

### ■現状と課題

生まれながらに権利の主体であり、こども施策の当事者であるこども・若者が、自らの意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮し、また、こども・若者の最善の利益の実現につながります。

こども・若者意識調査では、こども・若者の意見が行政に反映されていると思う人は3割弱と低くなっています。また、市に対して当事者の意見を言いやすくするためには、「匿名で伝えることができる」ことや「伝えた意見がどのように扱われているかがわかる」こと、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」ことが上位にきています。

様々な機会を通じてこども・若者の意見を聴取し、施策・事業に反映させる仕組みの構築を図るとともに、こども・若者が自らの意見を持つことができ、うまく表明できるための支援をしていくことも必要です。

### ■目指す姿

- 全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができる。
- 行政をはじめ、家庭や学校、職場、地域など、様々な場面において、こども・若者の意見が尊重され、取組に反映されている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
子ども議会の開催	・深谷市の将来を担うこどもたちがまちづくりについて考え、意見を発表する体験を通して行政や議会の仕組みを学び理解を深めるとともに、こどもたちの純粋な意見を市政運営の参考とします。	秘書課
中学生との市長対話会の開催	・市長が市内の中学校11校（私立中学校1校を含む）で中学生と直接対話を行い、深谷市の将来を担うこどもたちから、まちづくりへの意見や提言を出してもらい、その意見を未来の深谷市のまちづくりに反映させます。	秘書課
二十歳を祝う会実行委員との市長対話会の開催	・市長が年度内に二十歳を迎えるかたと直接対話を行い、深谷市の将来を担う若年層から、まちづくりへの意見や提言を出してもらい、その意見を未来の深谷市のまちづくりに反映させます。	秘書課
こども施策に対するこどもの意見の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・若者に関する施策について、こども・若者の意見が反映される仕組みづくりを推進します。計画策定や事業の実施に対しこども・若者が参加できるよう取組みを進めていきます。</li> <li>・(仮称)こども館など、こどもに関する施設の運営について、こどもが意見を表明し、運営に参加できる機会を確保します。</li> </ul>	こども青少年課



事業名	事業概要	担当課
青少年健全育成深谷市民大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年が自分自身を見つめ直し、また、自らを表現する能力を養う機会とするとともに、青少年健全育成市民活動の一層の活性化を促すため、中学生が自らの考えを主張する「中学生の主張」の発表・表彰、深谷市子どもサポート市民会議で募集した「3つの運動標語コンクール」「家庭の日ポスターコンクール」の表彰等を行う「青少年健全育成深谷市民大会」を、市・教育委員会・子どもサポート市民会議の共催で開催します。</li> </ul>	こども青少年課

## 1-3 多様性を尊重する社会環境づくりの推進

### ■現状と課題

子ども・若者がもつ権利が守られるためには、性別や国籍等にかかわらず、一人ひとりの権利が尊重され、個性や能力が発揮できる社会環境づくりが重要です。

市では、「深谷市男女共同参画プラン」を策定し、あらゆる分野における多様性の尊重及び男女共同参画の推進に取り組んでいるほか、国際理解教育や多文化共生社会に向けた取組を推進しています。

今後も、学校教育や生涯学習等を通じて、多様性に対する理解、自他の人権を尊重する取組を推進するとともに、性的マイノリティや外国籍の子ども・若者へのきめ細かな対応など、社会全体で多様性を理解し、尊重することができるための環境整備を進めていく必要があります。

### ■目指す姿

○子ども・若者が性別や国籍等によって偏見や差別されることなく、その個性が尊重され、能力を発揮している。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進事業	・社会生活における男女共同参画に向けた意識啓発のため、全ての市民を対象に、情報の発信や、講座の開催など啓発事業を実施し、男女共同参画社会の形成を促進します。	人権政策課
人権教育・啓発推進事業（性の多様性に関すること）	・性の多様性について周知・啓発するとともに、パートナーシップ宣誓制度の充実を図ります。	人権政策課
国際化教育推進事業	・市内全幼稚園小中学校に英語指導助手を派遣することで、国際理解教育の推進を目指します。 ・日本語指導員を小・中学校へ派遣し、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等への指導を行います。	学校教育課



## 第2章 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

安心・安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、子育てにかかる過度な負担や孤立感を抱くことなくこどもに向き合うことができるよう、切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

### 基本施策

- 2-1 妊娠・出産支援の充実
- 2-2 医療提供体制の充実
- 2-3 ニーズに応じた子育て支援の充実
- 2-4 共働き・共育ての支援
- 2-5 ひとり親家庭への支援の充実
- 2-6 子育て家庭の孤独・孤立の防止
- 2-7 包括的な相談支援体制の構築・強化
- 2-8 子育てや教育にかかる経済的支援
- 2-9 子育て家庭にやさしい地域社会づくり

### 目標指標

指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)
1	深谷市が子育てしやすい環境だと思う人の割合	就学前児童保護者	82.3%
		小学生保護者	65.8%
2	子育ての心配ごとや不安なことを相談できる人がいない人の割合	就学前児童保護者	1.6%
		小学生保護者	2.1%
3	子育てにとっても負担を感じているひとり親世帯の割合	就学前児童保護者	11.5%
		小学生保護者	7.6%
4	社会から取り残されている気がしたり、孤独を感じる人がいる人の割合	就学前児童保護者	8.5%
		小学生保護者	6.1%

【出典】「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定のための子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計報告書(R6)」

## 2-1 妊娠・出産支援の充実

### ■現状と課題

安全に安心して妊娠・出産することができるためには、特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなげることができるよう、切れ目のない支援体制を構築することが重要です。

市では、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、安心して妊娠期から子育て期まで過ごせるための相談支援を行っているほか、各種母子保健事業を通じて安全・安心な妊娠・出産支援を行っています。

今後も、関係機関との連携を強化しながら、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の充実を図るとともに、不妊症・不育症に対する支援や予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援に取り組んでいく必要があります。

### ■目指す姿

- 全ての妊婦が切れ目のない支援体制を通じて、安全・安心な妊娠・出産ができています。
- 妊産婦が抱える不安な気持ちや悩みに寄り添った相談支援を受けることができています。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの運営	・母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に実施するため、こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を実施します。	こども青少年課 保健センター
0歳児子育て支援金支給事業	・出産祝いとして、また、出産後間もない児童を抱える子育て世帯をサポートするため、0歳児一人に対して子育て支援金を支給します。	こども青少年課
伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）	・妊娠届出時、妊娠6か月時の支援レターや妊娠8か月時の電話支援及び新生児訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。	保健センター こども青少年課
妊婦のための支援給付	・妊娠や出産、子育てに関わる家庭の負担を軽減するため、経済的支援を伴走型相談支援と一体的に実施します。	保健センター こども青少年課
妊産婦健康診査の助成	・安心して妊娠期を過ごし、安全な出産ができるよう支援するため、妊娠届を提出したかたに妊婦健康診査助成券を交付します。 ・産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査の費用を助成します。	保健センター
新生児聴覚スクリーニング検査費の助成	・新生児の聴覚障害を早期に発見しこどもの健やかな成長を支援するため、妊娠届を提出したかたに助成券を交付します。	保健センター



事業名	事業概要	担当課
マタニティ教室	・妊娠や出産、育児に関する基礎知識を学び、安心して出産し子育てが始められるよう、妊婦とその家族を対象に、保健師や助産師によるマタニティ教室を実施します。	保健センター
低所得妊婦に対する初回産科受診料の助成	・低所得世帯の妊婦の経済的負担を軽減するとともに継続的な支援につなげるため、住民税非課税世帯等の妊婦を対象に妊娠判定をする初回の産科受診料を助成します。	保健センター
未熟児養育事業	・医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うとともに、訪問指導等を通じて、未熟児の健やかな成長と保護者への育児支援を行います。	保健センター
乳幼児健康診査	・乳幼児の健康の保持増進を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児について小児科医や歯科医師等による健康診査を行います。また、健診時に保健師等による育児や栄養に関する個別相談を実施します。	保健センター
発育発達相談	・こどもの発育、発達、ことばなどに不安がある保護者を対象に小児科医師、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師が個別に相談を行います。	保健センター
ハッピーエンゼル支援事業	・こどもを望む夫婦に対し、早期不妊検査、不育症検査及び早期不妊治療に係る費用に対する補助を行います。	保健センター
産後ケア事業	・産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、産婦の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施します。	保健センター
出産育児一時金	・深谷市国民健康保険被保険者が出産した際に、一時金を支給します。	保険年金課
産前産後期間相当分の国民健康保険税の軽減制度	・出産する深谷市国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を軽減します。	保険年金課

## 2-2 医療提供体制の充実

### ■現状と課題

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、充実してほしい子育て支援として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が、力を入れるべき取組として「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」が上位にきており、医療提供体制の充実が求められています。

市では、近隣市町及び関係機関と連携し、救急医療、小児医療体制の確保に取り組んでいます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備に対して不満を感じている人の割合が比較的高くなっています。

全国的な小児科医不足の中、県や近隣自治体、医療機関等と連携しながら、より安心して医療機関にかかれる体制をいかに確保していくかが課題となっています。

### ■目指す姿

○子どもが安心して医療機関にかかることができていると感じる人が増えている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
救急医療体制整備事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 深谷市の救急医療体制を充実させるため、初期救急医療体制として休日診療所・こども夜間診療所、当番医による在宅診療を開設し、第二次救急医療体制として祝休日、夜間に入院が必要な重篤の救急患者が医療を受けられる体制を確保します。</li><li>・ 第三次救急医療を担う救命救急センターの運営の安定化を図るため、関係市町とともに深谷赤十字病院に補助金を交付します。</li></ul>	保健センター
地域医療推進事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医師会及び歯科医師会に対する活動の補助、小児救急法セミナーの開催、骨髄移植ドナーの支援等を実施することにより、地域医療の推進を図ります。</li></ul>	保健センター



## 2-3 ニーズに応じた子育て支援の充実

### ■現状と課題

価値観の多様化や核家族化、近隣関係の希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、子育て支援に対するニーズも多様化しています。関係団体等アンケート調査の結果をみると、子育て家庭の悩みや困りごと、子育ての負担感が「増えた」とする団体が多く、その背景として「価値観の変化・多様化」や「コミュニティ・近隣関係の希薄化」、「家族構成や家庭環境の変化」があげられています。

市では、保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時預かり、病後児保育を実施しているほか、未就園児の親子の子育て支援拠点として「子育て支援センター」を運営しています。また、地域住民による相互援助活動として「ファミリー・サポート・センター事業」を行い、きめ細かな支援ニーズに対応しています。

引き続き、多様化する保育ニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支え合う体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

### ■目指す姿

- きめ細かな子育て支援を受けることができている子育て家庭が増えている。
- 地域ぐるみでこどもを育て、子育て家庭を支える気運が醸成され、地域住民による子育て支援が活発に行われている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援推進事業（ファミリー・サポート・センター事業）	・子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（協力会員）が会員となり、送迎やこどもの預かり等、会員同士で子育てに関する相互援助活動を実施する「ファミリー・サポート・センター事業」を行います。	こども青少年課
子育て支援推進事業（緊急サポート事業）	・ファミリー・サポート・センター事業では対応できない急な預かりや送迎、病児・病後児の預かりなどの支援を行います。	こども青少年課
子育て短期支援事業	・保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけでこどもを預かります。	こども青少年課
公立保育施設運営事業	・公立保育施設の安全性を確保し、安定的な保育環境を提供するため、施設や設備の修繕、備品購入、臨時保育士の雇用などを行います。	保育課
私立保育施設運営事業	・教育・保育施設に対して国及び県の負担制度に基づく給付費（委託料）を支弁し、各種保育事業実施に係る補助金を交付することにより、教育・保育施設の安定化並びに保育の質の確保を図ります。	保育課



事業名	事業概要	担当課
公立学童保育室運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童の放課後の健全育成を図るため、公立学童保育室の入室、支援員の雇用や賃金の改善、施設の整備や維持管理を行うとともに、指定管理者による運営を管理し、放課後児童の安全安心な保育の場を確保します。</li> </ul>	保育課
私立学童保育室運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童の放課後の健全育成を図るため、私立学童クラブの運営に係る委託料及び土地・建物の賃借料や支援員の賃金改善・送迎支援等に対する補助金を交付することにより、放課後児童の安全安心な保育の場を確保します。</li> </ul>	保育課
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育所・認定こども園・小規模保育室等で一時的に預かり、必要な保育を行います。</li> </ul>	保育課
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や認定こども園・小規模保育室等において、通常の開所時間を延長し、保育を行います。</li> </ul>	保育課
病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気などの回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。</li> </ul>	保育課
こども誰でも通園制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満の子ども（保育所に入所しているもの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行います。</li> </ul>	保育課
地域子育て支援拠点事業・子育て支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として子育て支援センターを開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言など子育て支援事業を実施することにより、育児不安・悩みなどの解消につなげます。</li> </ul>	保育課 教育総務課



## 2-4 共働き・子育ての支援

### ■現状と課題

女性の労働力率の上昇に伴い、共働き家庭が増えてきている中、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、子育てを主に父母ともに行っている人の割合や育児休業を取得した父親の割合が大きく増加しており、父母が協力して育児にあたっている家庭が増えている状況がうかがえます。

市では、保育ニーズの拡大に対応できるよう保育所定員の確保に努めています。また、男女共同参画社会の実現に向けた取組を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消や働き方の見直し等を促進しています。

今後も、多様な保育事業の充実を図ることで、仕事と子育ての両立を支援していくとともに、男性の家事・育児のさらなる促進や柔軟な働き方ができる就労環境づくりを進めることで、子育てを促進していく必要があります。

### ■目指す姿

○こどもが生まれても、各種制度の活用や職場の理解・協力により働き続けることができ、夫婦が協力して家事や育児をしている子育て家庭が増えている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進事業（再掲）	・社会生活における男女共同参画に向けた意識啓発のため、全ての市民を対象に、情報の発信や、講座の開催など啓発事業を実施し、男女共同参画社会の形成を促進します。	人権政策課
子育て支援推進事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）	・子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（協力会員）が会員となり、送迎やこどもの預かり等、会員同士で子育てに関する相互援助活動を実施する「ファミリー・サポート・センター事業」を行います。	こども青少年課
子育て支援推進事業（緊急サポート事業）（再掲）	・ファミリー・サポート・センター事業では対応できない急な預かりや送迎、病児・病後児の預かりなどの支援を行います。	こども青少年課
子育て短期支援事業（再掲）	・保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけでこどもを預かります。	こども青少年課
公立保育施設運営事業（再掲）	・公立保育施設の安全性を確保し、安定的な保育環境を提供するため、施設や設備の修繕、備品購入、臨時保育士の雇用などを行います。	保育課



事業名	事業概要	担当課
私立保育施設運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設に対して国及び県の負担制度に基づく給付費（委託料）を支弁し、各種保育事業実施に係る補助金を交付することにより、教育・保育施設の安定化並びに保育の質の確保を図ります。</li> </ul>	保育課
公立学童保育室運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童の放課後の健全育成を図るため、公立学童保育室の入室、支援員の雇用や賃金の改善、施設の整備や維持管理を行うとともに、指定管理者による運営を管理し、放課後児童の安全安心な保育の場を確保します。</li> </ul>	保育課
私立学童保育室運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童の放課後の健全育成を図るため、私立学童クラブの運営に係る委託料及び土地・建物の賃借料や支援員の賃金改善・送迎支援等に対する補助金を交付することにより、放課後児童の安全安心な保育の場を確保します。</li> </ul>	保育課
一時預かり事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育所・認定こども園・小規模保育室等で一時的に預かり、必要な保育を行います。</li> </ul>	保育課
延長保育事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や認定こども園・小規模保育室等において、通常の開所時間を延長し、保育を行います。</li> </ul>	保育課
病後児保育事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気などの回復期にあり、家庭での保育が困難なこどもを専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。</li> </ul>	保育課



## 2-5 ひとり親家庭への支援の充実

### ■現状と課題

少子化に伴って子どもがいる世帯は減少していますが、母子世帯、父子世帯は増加しています。ひとり親家庭は、経済的に困難な状況に置かれている家庭が多く、また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、「時間の貧困」にも陥りやすいとされています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果でも、ひとり親家庭ではふたり親家庭に比べて、子育てにとっても負担を感じている人の割合が高く、育児にかかる経済的負担が大きいと回答している人の割合が高くなっています。

市では、ひとり親家庭への支援として、各種手当の支給や医療にかかる費用の一部助成等を行っているほか、経済的自立に向けた訓練等にかかる受講料の一部を助成しています。

引き続き、各種制度に基づく経済的支援を行うとともに、必要な支援につなぐことができるひとり親家庭に寄り添った相談支援を行うことが必要です。

### ■目指す姿

○ひとり親家庭が、経済的に自立し、子どもとの時間や自分の時間も大切にしながら、大きな負担を感じることなく、楽しく子育てをすることができている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
母子家庭等自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、職業能力の開発のための講座を受講したとき受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として助成します。</li> <li>母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、看護師等の資格を取得するための養成機関で修業中の一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
ひとり親家庭等医療費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等の児童及びその父か母又は養育者を対象として、医療保険で受診した医療費の一部を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
児童扶養手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
交通等遺児福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故や疾病等により遺児となった義務教育修了前の児童を養育している保護者を対象に手当を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
ふっかちゃん交通等遺児就学支度金給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故等により、遺児となった児童が小・中学校へ入学する際の経済的負担を軽減するため、就学支度金を支給します。</li> </ul>	こども青少年課



事業名	事業概要	担当課
児童入所施設措置事業	・母子家庭等の自立支援を目指すため、配偶者のいない女性とその監護すべき子どもを母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、生活を支援します。	こども青少年課
ひとり親家庭等に対するファミリー・サポート・センター、緊急サポートの利用料の助成	・ひとり親家庭等にファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポート事業を利用した際の利用料の半額を支給します。	こども青少年課
養育費個別相談会の実施	・離婚の際の養育費や面会交流についての取決めについて、専門的知識を持つ講師等に相談する機会を設けることで、ひとり親世帯の支援を行います。	こども青少年課
福祉総合相談事業	・福祉に関する多様で複合的な問題について、相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、担当窓口につなげる支援を行い、その後も生活が安定するまでの継続的な見守り支援を行います。	福祉政策課



## 2-6 子育て家庭の孤独・孤立の防止

### ■現状と課題

核家族化や近隣関係の希薄化等により、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を受けることが難しい状況となっています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育てにとっても負担を感じている人は、そうでない人に比べて、家族の理解・協力を得られないことや孤独を感じている割合が高くなっています。孤立した子育て家庭は、精神的な負担が大きいことに加え、抱えている課題が見えにくく、必要な支援につながりにくい状況にあります。

市では、こども家庭センターにおいて、保健師等の専門職による妊産婦への訪問など継続的な包括的支援を実施しているほか、子育て支援センター等においても、育児に対する相談支援を行っています。

今後も、妊娠期からの様々な機会を通じた寄り添った支援を行い、継続的な関わりを持つとともに、子育て家庭同士の交流機会の拡充や地域活動への参加促進など、地域とのつながりを創出していくことが必要です。

### ■目指す姿

○子育て家庭が孤立せず、孤独感を感じることなく、地域とのつながりや子育て家庭同士の交流等を保ち、困りごとや不安について共有しながら、支え合って子育てしている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの運営(再掲)	・母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に実施するため、こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を実施します。	こども青少年課 保健センター
家庭児童相談事業	・こどもの養育について不安や悩みの軽減を図るために、家庭児童相談員が来所や電話及び訪問等による相談に対し適切な助言や指導などを行います。	こども青少年課
ふかやきずなLINEの配信	・深谷市LINE公式アカウントを活用し妊娠期、子育て期とそれぞれの時期に応じた情報を、LINEを通じて配信します。 ・妊娠週数やこどもの月齢に合わせて情報発信し、子育て中の不安感や孤立感の解消に努めます。	こども青少年課
乳幼児全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 ・出生児の全数訪問を実施し、出産後早期に居宅において子育てに対する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども青少年課 保健センター



事業名	事業概要	担当課
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児ストレスや子育てに対し不安や孤立感などを抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を対象として、保健師等の訪問により、具体的な養育に関する指導助言などを実施し、養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。</li> </ul>	こども青少年課
4歳、5歳児未就園児家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師等の専門職が4歳、5歳児の未就園児家庭を訪問し、全ての子育て家庭に相談窓口がある環境を作ることで、子育てで孤立することがないように必要な支援につなげていきます。</li> </ul>	こども青少年課
地域子育て支援拠点事業・子育て支援センター運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として子育て支援センターを開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言など子育て支援事業を実施することにより、育児不安・悩みなどの解消につなげます。</li> </ul>	保育課 教育総務課
伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠届出時や妊娠6か月時の支援レター、妊娠8か月時の電話支援及び新生児訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。</li> </ul>	保健センター こども青少年課
乳幼児相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児の健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減を図るため、保健師、助産師、管理栄養士がこどもの発育、栄養、育児に関する相談に対応します。</li> </ul>	保健センター
赤ちゃんサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後4か月未満の乳児とその保護者を対象に参加者同士の交流や授乳、育児に関する相談ができる場を設けます。</li> </ul>	保健センター
発育発達相談（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの発育、発達、ことばなどに不安がある保護者を対象に小児科医師、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師が個別に相談を行います。</li> </ul>	保健センター



## 2-7 包括的な相談支援体制の構築・強化

### ■現状と課題

社会環境の多様化等に伴い、子育て家庭が抱える課題も複合化・複雑化してきており、分野横断的な連携による包括的な相談支援体制の構築・強化が求められています。関係団体等へのアンケート調査では、こども・若者や子育て家庭を支援していくために市が力を入れるべき取組として「包括的に支える連携体制の強化」との回答が最も多くなっています。

市では、これまでの子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターの機能を一体的に提供する「こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。こども家庭センターでは、妊娠や出産、こども、子育てに関する様々な相談に対応し、児童福祉と母子保健の専門的な知識を持つ職員がそれぞれ連携・協力しながら、こどもとそのご家族に寄り添ったきめ細かい支援を提供しています。

今後は、こども家庭センターの周知に努めつつ、関係機関と連携しながら、必要な人を必要な支援につなげる寄り添った相談支援を行っていく必要があります。

### ■目指す姿

○妊娠・出産や子育てに不安や悩み、課題等を抱える人が気軽に相談でき、必要に応じて専門的な機関につながり、一人ひとりの状況や気持ちに寄り添った支援を受けている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの運営(再掲)	・母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に実施するため、こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を実施します。	こども青少年課 保健センター
伴走型相談支援(妊婦等包括相談支援事業)(再掲)	・妊娠届出時や妊娠6か月時の支援レター、妊娠8か月時の電話支援及び新生児訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。	保健センター こども青少年課
家庭児童相談事業(再掲)	・こどもの養育について不安や悩みの軽減を図るために、家庭児童相談員が来所や電話及び訪問等による相談に対し適切な助言や指導などを行います。	こども青少年課
福祉総合相談事業(再掲)	・福祉に関する多様で複合的な問題について、相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、担当窓口につなげる支援を行い、その後も生活が安定するまでの継続的な見守り支援を行います。	福祉政策課

## 2-8 子育てや教育にかかる経済的支援

### ■現状と課題

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、子育てにおける悩みや不安、負担に感じていることとして「育児にかかる経済的負担が大きいこと」が、市に期待する子育て支援として「子育て家庭への経済的支援の充実」がそれぞれ上位に来ています。また、こども・若者意識調査では、持つつもりのこどもの数が理想的なこどもの数より少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高くなっています。

国は、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施しているほか、令和6年には、ライフステージを通じた経済的支援の強化として児童手当の拡充や妊婦のための支援給付を創設し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。市においても、令和5年度から幼児教育・保育の完全無償化を行うなど、独自の経済的支援を行っています。

今後も、国・県における各種手当・助成等の制度の周知及び確実な支給を行うとともに、子育て家庭の実情を踏まえた経済的支援の拡充に努めていく必要があります。

### ■目指す姿

○子育てや教育にかかる費用への助成等により、子育て家庭の経済的負担が軽減され、こどもの健やかな成長に必要な支援や教育等を受けることができている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども医療費支給事業	・通院、入院とともに0歳から18歳年度末までのこどもを対象として、医療保険で受診した医療費の一部負担金を支給します。	こども青少年課
児童手当支給事業	・市内に居住し、高校生年代（18歳年度末）までの児童を養育する者を対象として、手当を支給します。	こども青少年課
ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	・ひとり親家庭等の児童及びその父か母又は養育者を対象として、医療保険で受診した医療費の一部を支給します。	こども青少年課
児童扶養手当支給事業（再掲）	・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。	こども青少年課
0歳児子育て支援金支給事業（再掲）	・出産祝いとして、また、出産後間もない児童を抱える子育て世帯をサポートするため、0歳児一人に対して子育て支援金を支給します。	こども青少年課



事業名	事業概要	担当課
保育料無償化	・ 保育施設に通う0歳児から2歳児について、保育を必要とする認可外保育施設に通うこどもも含め、世帯の所得や第何子かに関係なく、全てのこどもの保育料を無償化します。	保育課
一時預かり、病後児保育、ファミリー・サポート・センターの保育料無償化	・ 一時預かり、病後児保育、ファミリー・サポート・センターの保育料について、保育を必要とする3歳以上の未就園児及び非課税世帯の3歳未満の未就園児を対象に無償化します。	保育課
私立幼稚園運営事業	・ 新制度未移行幼稚園に通園する児童に対する幼児教育・保育の無償化制度に基づく給付を実施します。	保育課
妊婦のための支援給付（再掲）	・ 妊娠や出産、子育てに関わる家庭の負担を軽減するため、経済的支援を伴走型相談支援と一体的に実施します。	保健センター こども青少年課
未熟児養育事業（再掲）	・ 医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うとともに、訪問指導等を通じて、未熟児の健やかな成長と保護者への育児支援を行います。	保健センター
大学等入学支援事業	・ 大学等に入学する者の保護者等に対し、金融機関からの融資の利子の一部を助成（利子補給）することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	教育総務課

## 2-9 子育て家庭にやさしい地域社会づくり

### ■現状と課題

こどもが地域の中で健やかに育ち、子育て家庭が安心して子育てすることができるためには、生活全般において子育てしやすい環境を整備していくことが重要です。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、市に期待する子育て支援として「子どもの遊び場や公園の整備」や「子育てしながら働きやすい環境づくり」が上位にきています。また、「安心して通学や散歩ができる道路や歩道、街路灯などの整備」に対する満足度が低くなっています。

子育て家庭が安心して暮らし、外出でき、働くことができる環境づくりを促進するための取組を進めていく必要があります。

### ■目指す姿

- 子育て家庭やこどもが地域の中で安心して暮らし、外出することができる。
- こどもが安全に安心して遊ぶことができる場所がある。
- 市民や企業など、地域社会全体が子育て家庭に対する理解を深め、温かく見守り、こどもの健やかな成長に必要なことのできる範囲で協力している。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
ユニバーサルデザイン推進事業	・ユニバーサルデザインの考え方を普及啓発するため、ユニバーサルデザインまごころ出張講座を開催します。	協働推進課
男女共同参画推進事業（再掲）	・社会生活における男女共同参画に向けた意識啓発のため、全ての市民を対象に、情報の発信や、講座の開催など啓発事業を実施し、男女共同参画社会の形成を促進します。	人権政策課
（仮称）こども館の建設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の親子が気軽に集い、児童に健全な遊びを与え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を新たに設けるため、「（仮称）こども館建設基本計画」に基づき（仮称）こども館を建設します。</li> <li>・こどもたちが大型遊具で自由に遊べるスペースのほか、読書を楽しむことができる図書室、楽器演奏やダンスをすることができる音楽室、工作や料理をすることができる創作活動室などを設置し、様々な体験活動を実施します。</li> <li>・子育てに関する悩みや不安を相談するための相談室を設けます。</li> </ul>	こども青少年課



事業名	事業概要	担当課
公園の維持管理、計画的な修繕・改築更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが快適に公園を利用できるよう、日常的な巡視点検を行い、劣化や損傷箇所を確認した場合は、必要な補修工事を行っていきます。</li> <li>公園遊具は国の安全基準に基づいた点検を毎年実施し状態把握に努めていきます。</li> <li>公園内全ての施設の長寿命化にも配慮しながら、計画的かつ効率的に、維持修繕や改築更新を実施していきます。</li> </ul>	公園緑地課
市営住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅について、計画的な修繕の実施などによる適正な施設管理や安定した施設運営を行います。</li> <li>子育て世帯の入居にあたって、関係法令に基づき入居基準の緩和を適切に行います。</li> </ul>	建築住宅課
交通安全啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全意識の高揚を図るため、各種団体等と連携し、交通安全教室、講習会の開催や各季交通安全運動街頭キャンペーンなどを展開します。</li> <li>交通指導員を委嘱し、通学路における立哨指導を行います。</li> </ul>	道路管理課
交通安全施設整備管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故の発生防止や安全対策を図るため、区画線、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の設置や修繕を行います。</li> </ul>	道路管理課

## 第3章

# こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実

乳幼児期から学童期、思春期、青年期にわたる心身の健やかな成長を支援します。また、こども・若者が家庭や学校、地域における多様な学び・体験・交流等を通じて生き抜く力を育むとともに、将来への希望を持ち、その実現を社会全体で後押しするための取組を推進します。

### 基本施策

- 3-1 ライフステージを通じた健康づくりの推進
- 3-2 幼児教育・保育及び学校教育の充実
- 3-3 特色ある教育の推進
- 3-4 家庭教育支援の推進
- 3-5 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の確保・育成
- 3-6 地域における居場所づくりの支援
- 3-7 多様な体験・交流活動の推進
- 3-8 結婚を望む人への支援
- 3-9 雇用・就労環境づくり

### 目標指標

指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)	
1	自分の将来が楽しみだと思うこどもの割合	小学5年生	74.2%	80%以上
		中学2年生	64.8%	70%以上
2	「自分のことが好きだ（今の自分が好きだ）」と思うこども・若者の割合	小学5年生	68.2%	70%以上
		中学2年生	64.3%	70%以上
		15～39歳	65.4%	70%以上
3	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	15～39歳	62.3%	70%以上
4	自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合	15～39歳	84.1%	90%以上

【出典】小学5年生、中学2年生…「深谷市子どもの生活に関する実態調査集計報告書（R6）」  
15～39歳…「深谷市こども・若者意識調査集計報告書（R6）」



### 3-1 ライフステージを通じた健康づくりの推進

#### ■現状と課題

こども・若者が健やかに成長していくためには、乳幼児期から学童期、思春期、青年期を通じて、社会全体で切れ目なく支えていくことが重要です。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、こどもや若者を育てていくために市が力を入れるべき取組について、「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」が上位に来ています。

市では、乳幼児健診を実施するとともに、関係機関と連携し、幼稚園や小・中学校における児童生徒の健康管理に取り組んでいます。また、必要な医療を受けることができるよう、こども医療費の助成を18歳までとしています。

引き続き、母子保健事業や学校教育等を通じて、こどもの成長や発達に対する正しい知識の普及啓発や適切な健康管理の促進、疾病の早期発見・早期治療、こころのケアの充実に努めるとともに、連続性のある切れ目のない健康づくりに向けた関係機関の連携強化を図っていく必要があります。

#### ■目指す姿

○乳幼児期から青年期にいたるまで、一人ひとりの状態に応じた連続性のある健康づくりにより、心身ともに健やかに成長している。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども医療費支給事業（再掲）	・通院、入院とともに0歳から18歳年度末までのこどもを対象として、医療保険で受診した医療費の一部負担金を支給します。	こども青少年課
健康づくり応援事業	・早寝・早起き・朝ごはん&みんなdeラジオ体操事業、親子料理教室等により、子育て世代やこどもたちに朝食や食事の大切さについて普及・啓発を実施します。 ・妊娠期の栄養指導、離乳食教室、こども用食事マット&食育メッセージカード等の配付により子育て世代に対し食育と食を通じた健康づくりの推進を図ります。 ・市民の心身の健康づくりを支援するため、各種健康づくり事業を実施します。	保健センター
予防接種事業	・疾病の発症・重症化防止として、予防接種法に定めた年齢の市民を対象に、接種機会の安定的確保、高い接種率の維持を目指します。また、市任意予防接種費用助成金交付要綱に定めた接種について費用助成を行い、市民が感染症に罹患するリスクを軽減します。	保健センター



事業名	事業概要	担当課
未熟児養育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うとともに、訪問指導等を通じて、未熟児の健やかな成長と保護者への育児支援を行います。</li> </ul>	保健センター
乳幼児健康診査 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の健康の保持増進を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児について小児科医や歯科医師等による健康診査を行います。また、健診時に保健師等による育児や栄養に関する個別相談を実施します。</li> </ul>	保健センター
幼稚園保健・安全 教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園医、園歯科医、園薬剤師を配置し、幼稚園における園児の健康管理、安全管理及び疾病の早期発見、教職員の健康の保持・増進を図ります。</li> <li>・園児災害給付制度への加入により、健康管理、安全確保を図ります。</li> </ul>	教育総務課
小・中学校保健・ 安全教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の健康管理、安全管理及び疾病の早期発見、教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施を目指します。</li> <li>・学校管理下における災害に対する給付や学校医・学校薬剤師の配置等、保健管理及び安全管理に努めます。</li> </ul>	学校教育課
小・中学校給食事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校及び幼稚園における安全で安定した給食を提供します。</li> <li>・県費栄養士等未配置校にも市費栄養士を配置し、児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供します。</li> </ul>	教育総務課



## 3-2 幼児教育・保育及び学校教育の充実

### ■現状と課題

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、学童期は、心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期でもあることから、こどもの健やかな成長にとって、幼児教育・保育及び学校教育の質を向上させていくとともに、円滑な接続を図っていくことが重要です。

市では、公立幼稚園及び保育所の質の向上を図るため、研修の実施や施設・設備の整備を行うとともに、私立幼稚園、保育所等に対し、保育事業の実施や環境整備にかかる費用に対する補助等を行っています。学校教育では、外部人材も活用しながら、児童生徒の学力及び体力向上のための取組を推進しています。

今後も、関係機関と連携し、質の高い幼児教育・保育及び学校教育の充実に取り組むとともに、保育士や支援員などの人材確保に努め、個別最適で協働的な学びができる体制の充実を図っていく必要があります。

### ■目指す姿

○質の高い幼児教育・保育及び学校教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導等を通じて、全てのこどもが個性や能力を伸ばし、確かな学力や健全な心身が生まれ、将来に夢や志を持っている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
公立保育施設運営事業（再掲）	・公立保育施設の安全性を確保し、安定的な保育環境を提供するため、施設や設備の修繕、備品購入、臨時保育士の雇用などを行います。	保育課
私立保育施設運営事業（再掲）	・教育・保育施設に対して国及び県の負担制度に基づく給付費（委託料）を支弁し、各種保育事業実施に係る補助金を交付することにより、教育・保育施設の安定化並びに保育の質の確保を図ります。	保育課
私立保育施設整備費補助事業	・新たな保育所の整備や老朽化対策などを目的とした施設整備に要する費用の一部を補助することにより、保育環境の改善及び保育の場の確保を図ります。	保育課
私立保育施設運営事業（職員処遇改善費補助金）	・市内保育所の保育士の処遇改善に係る費用を補助し、保育士の人材確保につなげることにより、待機児童をなくし、安定した保育の提供を図ります。	保育課
保育士奨学金返済支援事業	・市内民間保育所で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部を支援することで、市内における保育人材の確保を図り、保育士が働きやすい環境の整備を図ります。	保育課



事業名	事業概要	担当課
幼稚園運営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園の管理及び教育活動を充実させ、効率的かつ円滑に行うための支援を行います。幼稚園教諭に対する研修を実施するなど、質の高い幼児教育が行えるよう資質の向上を図ります。</li> </ul>	教育総務課
小・中学校教育活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の読書活動を充実させ、効率的かつ円滑に行うために、全小中学校へ学校司書を配置します。</li> <li>小学校高学年へ理科支援員を配置し、児童の科学技術に関する興味・関心を高め、理科授業の充実を図ります。</li> <li>教員の業務の負担軽減につなげるために教員業務支援員を配置します。</li> <li>各小学校に学校アシスタントティーチャーや小学校学習支援員を配置し、個に応じた指導や基礎学力の定着、低学年児童の学習・生活習慣の育成を図ります。</li> <li>小学校教科支援エキスパートを配置し、教育課程の充実に取り組む学校を支援します。</li> </ul>	学校教育課
学力向上推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容が難しくなる小学4年生、中学校の学習がスタートする中学1年生を対象にNRT標準学力検査等を実施するとともに、中学生の学習意欲の向上を後押しするために、検定事業費用の補助及び小学4年生を対象とした放課後等の学習支援を行います。</li> <li>深谷市チャレンジを実施し、学力の重要な要素である学習意欲の向上を図ります。</li> <li>教科の指導法研修会を実施し、教師の指導力向上を図るとともに、中学校学力向上支援員を配置し生徒の学習支援を行います。</li> <li>学習に不安を感じ、塾に行っていない生徒の学力を向上させるため、中学校学習支援員や、大学生のサポーターが放課後等の時間に補習学習を行います。</li> </ul>	学校教育課
体力向上推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校に部活動外部指導者、部活動指導員、柔道指導員等を配置し、部活動の充実を図ります。</li> <li>新体力テスト及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査に市内全小・中学校が取り組み、家庭を巻き込んだ運動の機会拡大を目指します。</li> <li>地域クラブ活動総括コーディネーター等を配置し、部活動の地域移行に向けた実証事業に取り組みます。</li> </ul>	学校教育課
特別支援教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、早期支援のシステム作り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・相談・指導・支援の充実、特別支援補助員及びインクルーシブ支援員の活用、他機関との連携、支援籍学習の推進、教育研究所の機能の充実等に取り組みます。</li> </ul>	学校教育課



### 3-3 特色ある教育の推進

#### ■現状と課題

社会のグローバル化、情報化が進む中、国際教育、情報教育が推進されているほか、地域資源を活かした教育や郷土への愛着を育む教育に取り組むなど、各地で特色ある教育が進められています。

本市においても、GIGAスクール構想に基づく情報教育や市内全幼稚園及び小・中学校において国際理解教育を推進するとともに、「近代日本経済の父」と称される渋沢栄一誕生の地である本市の特徴を生かした教育を進めるなど、特色ある教育を推進しています。また、学校応援団を組織し、家庭、地域、学校の連携による教育活動を行っています。

今後も、情報教育、国際理解教育の充実をはじめ、時代の変化に対応した教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、郷土への愛着を育むためにも、家庭や地域、関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、特色ある教育を推進していく必要があります。

#### ■目指す姿

○家庭、地域、学校が連携し、地域資源を活かした特色ある教育を通じて、こどもたちの時代の変化に対応する力や豊かな人間性と社会性、郷土への愛着が育まれている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
渋沢spirit in ふかやGIGAスクール推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GIGAスクール構想の充実に向け、コンピュータやタブレット、インターネットを全ての教室にて安定的に活用できるように計画的に整備・保守・運用します。</li> <li>・ 教職員用コンピュータ及び校務支援ソフトの整備による校務の効率化を推進します。</li> <li>・ ICT機器を用いた教育の支援充実を図るため、ICT支援員を配置します。</li> <li>・ コンピュータ・システムの高機能化を図った整備と更新により、恒常的に教育水準の維持向上と教職員の情報活用能力の向上を目指します。</li> </ul>	学校教育課
国際化教育推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内全幼稚園小中学校に英語指導助手を派遣することで、国際理解教育の推進を目指します。</li> <li>・ 日本語指導員を小・中学校へ派遣し、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等への指導を行います。</li> <li>・ 小学校英語（外国語、外国語活動の授業）へのサポートとして、地域人材を活用した英語指導アシスタントティーチャーを配置します。</li> </ul>	学校教育課



事業名	事業概要	担当課
家庭・地域・学校連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、家庭、地域が連携して特色ある教育活動を推進するため、学校応援団を組織し、地域学校協働活動推進委員等と連携しながら、地域全体で学校教育を支援する体制を充実させます。</li> </ul>	学校教育課
教育研究所管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の研修会を充実させ、教師の指導力向上に努めます。</li> <li>・不登校支援アドバイザーと教育研究所専門員が不登校や発達障害の児童生徒やその保護者に対して、教育相談等の支援を行います。</li> <li>・学校福祉相談員が実際に学校へ出向き、教育的支援や指導体制の確立について指導・助言を行います。</li> <li>・発達障害に特化した発達支援アドバイザーを配置し、発達に課題を抱える児童生徒やその保護者、小・中学校の教職員に対して、関係機関と連携し、支援方法についてアドバイスをを行います。</li> <li>・不登校に係る様々な施策を統括する不登校支援アドバイザーを配置し、学校内外の専門機関等で相談・支援等を受けていない小中学生や保護者を学校総合支援員とともにサポート・支援します。</li> </ul>	学校教育課
社会教育事業（地域学校協働活動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校に、地域と学校をつなぐコーディネーターとして地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校の連携や協働の推進を図ります。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課



### 3-4 家庭教育支援の推進

#### ■現状と課題

家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育であり、全ての教育の出発点とされています。家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うためには、保護者が学ぶことに加え、身近に助言者や相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することが重要です。

市では、家庭教育に関する啓発紙の発行や講座・教室等の開催を通じて、家庭教育の重要性に対する啓発や家庭教育を学ぶ機会を提供しています。

今後も、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供に加え、家庭の状況に応じたきめ細かな支援を推進していく必要があります。

#### ■目指す姿

○全ての子育て家庭が、家族や親せきのみならず、地域において家庭教育に関する助言や学習機会、支援等を受けながら、安心して家庭教育を行っている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
家庭教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児・小学生・中学生をもつ家庭と地域住民を対象として、家庭教育だより「まごころ」を配布することにより、家庭教育の重要性についての啓発を行います。</li> <li>・ 親が親として育ち力をつけるため、「親の学習」講座を実施します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
家庭教育学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもを育てる保護者・家庭に対して「子育て」や「家庭教育」について学習する機会を提供し、公民館において家庭教育学級を実施します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課

### 3-5 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の確保・育成

#### ■現状と課題

地域の社会経済環境の変化等に伴い、地域活動の担い手が不足しています。関係団体等アンケート調査の結果をみると、関係団体の7割が活動していくうえで困っていることや課題として「団体の活動や施設運営を支える職員の確保、人材不足」と回答しています。

市では、こどもや青少年の活動を支える団体等に対して補助金を支給し、活動を支援しています。また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員などに対する活動支援を行っています。

引き続き、地域の教育・福祉人材の活動を支援していくとともに、ボランティアなど地域における身近なおとなが支え手として活躍できる環境づくりが必要です。

#### ■目指す姿

○地域の中で多くのおとながこども・若者の健やかな成長に資する活動に携わっている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
青少年活動団体等補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深谷市子ども会育成連合会に補助金を交付します。</li> <li>・ 青少年の社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能体得のため活動するボーイスカウト及びガールスカウトへの活動支援として補助金を交付します。</li> <li>・ 青少年の健全な育成に資する事業や活動を行う機関又は団体と連携を図るなどの活動をする青少年相談員協議会に補助金を交付します。</li> </ul>	こども青少年課
青少年健全育成環境づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の健全育成を目的として活動する深谷市子どもサポート市民会議の活動に対し補助金を交付します。</li> <li>・ 青少年育成埼玉県民会議から委嘱された青少年育成推進部会の行う青少年育成活動を支援します。</li> <li>・ 青少年健全育成深谷市民大会を実施し、中学生の意見発表を行います。</li> </ul>	こども青少年課
民生委員・児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が様々な相談を受け、早期の支援につなげられるよう行政と連携していきます。</li> </ul>	福祉政策課
家庭・地域・学校連携推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、家庭、地域が連携して特色ある教育活動を推進するため、学校応援団を組織し、地域学校協働活動推進委員等と連携しながら、地域全体で学校教育を支援する体制を充実します。</li> </ul>	学校教育課



### 3-6 地域における居場所づくりの支援

#### ■現状と課題

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの「居場所」を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

市では、放課後の安全・安心な居場所として学童保育室を運営するとともに、全ての小学生を対象として、小学校の図書室や余裕教室等を活用した学習支援、体験プログラム等を行う居場所を提供しています。また、子どもの学びと遊びの拠点として「(仮称) こども館」の建設を進めています。

引き続き、小学生の放課後の居場所の充実を図るとともに、(仮称) こども館について、子ども・若者が主体的に居場所づくりに参画しながら運営していくことが重要です。加えて、様々な地域資源を活用し、関係団体等と連携しながら、幅広い年齢・世代が気軽に集い、交流する身近な地域の居場所づくりを促進していく必要があります。

#### ■目指す姿

○全ての子ども・若者が地域の中に、安全・安心して自分らしく過ごし、様々な交流を通じて人との関係性を築くことができる「居場所」を持っている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
(仮称) こども館の建設・運営(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の親子が気軽に集い、児童に健全な遊びを与え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を新たに設けるため、「(仮称) こども館建設基本計画」に基づき(仮称) こども館を建設します。</li> <li>子どもたちが大型遊具で自由に遊べるスペースのほか、読書を楽しむことができる図書室、楽器演奏やダンスをすることができる音楽室、工作や料理をすることができる創作活動室などを設置し、様々な体験活動を実施します。</li> <li>子育てに関する悩みや不安を相談するための相談室を設けます。</li> </ul>	こども青少年課
こどもの居場所づくりに取り組む団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども食堂をはじめとしたこどもの居場所づくりの担い手となっている団体に対し、活動の周知や活動場所の支援等を行い、自主的な活動が広がる環境づくりに取り組んでいきます。</li> </ul>	こども青少年課
公立学童保育室運営事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童の放課後の健全育成を図るため、公立学童保育室の入室、支援員の雇用や賃金の改善、施設の整備や維持管理を行うとともに、指定管理者による運営を管理し、放課後児童の安全安心な保育の場を確保します。</li> </ul>	保育課



事業名	事業概要	担当課
私立学童保育室運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童の放課後の健全育成を図るため、私立学童クラブの運営に係る委託料及び土地・建物の賃借料や支援員の賃金改善・送迎支援等に対する補助金を交付することにより、放課後児童の安全安心な保育の場を確保します。</li> </ul>	保育課
小学生学習支援事業「がんばル〜ム」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全小学生の希望者を対象に、土曜日の午前中、各小学校の図書室等を利用して、自主学習の支援、学習相談の機会及び子どもたちの居場所を提供します。</li> <li>・一般公募によるちいきの先生が学習支援、見守りを行います。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
平日放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル校の希望者を対象に、平日の放課後に各小学校の余裕教室等を利用して、学習の機会、体験型プログラム等を通じて子どもたちの居場所を提供します。</li> <li>・主にがんばル〜ムちいきの先生が学習支援、見守りを行います。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課



## 放課後児童対策パッケージに係る深谷市での取組み

### (1) 趣旨

市では、これまで、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)に基づき、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で実施する学童保育室及び放課後子ども教室の計画的な整備を目標とし、実施してきました。

国では、令和5年度が新プランの最終年度であるものの、目標の達成が困難な状況であり、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっていることから、こども家庭庁と文部科学省が連携し、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」(以下「パッケージ」という。)をとりまとめました。

この趣旨に基づき、市では、学童保育と放課後子ども教室の「連携型」又は「校内交流型」として、さまざまな活動を引き続き、実施していきます。

- ※1 **連携型** …… 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの
- ※2 **校内交流型** …「連携型」のうち、同一小中学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶ。

### (2) パッケージに係る本市の取組み・方向性

本市では、学童保育室においては、平日19時までの延長保育を実施し、また、放課後子ども教室においては、土曜日の午前中に、市内全ての小中学校で「がんばル〜ム(自主学習の支援等)」を実施するとともに、平日の放課後、市内一部の小中学校をモデル校として選定し、「平日放課後子ども教室(学習・体験)」を実施しています。

現在、放課後子ども教室を実施するなかで、運営者等(コーディネーターや学習支援ボランティア等)が減少傾向にあり、今後は、平日放課後子ども教室の全校展開を図るうえで、それら人材の確保が大きな課題となります。

引き続き、地域の方々との連携を図りつつ人材の確保に努め、学童保育室と放課後子ども教室の一体的な実施を推進することで、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の確保を目指します。



## ■ 学童保育とは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。市内に32室（公立学童保育室：19室、私立学童保育室：13室）あります。毎月、保育料とおやつ代等がかかります。

### ○学童保育室の開室時間

平日：放課後～18時（延長保育：18時～19時）

土曜・学校休業日：8時～18時まで（延長保育：7時30分～8時、18時～19時）

### ○学童保育室の休業日：日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※私立学童保育室の開室時間は、異なる場合があります。

## ■ 放課後子ども教室とは…

保護者の就労の有無に関わらず参加できます。放課後や週末に小学校や公民館で、地域の方々の協力を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。

本市では現在、「がんばル〜ム」として、年間20回程度、土曜日の午前中（夏休みなどの長期休暇中は除く）に、各小学校の図書室等を活用し、自主学習の支援及び学習相談を行っています。テキスト代等として参加費の負担があります。

また、「平日放課後子ども教室」として、年間10回程度、平日の放課後に、一部の小学校（モデル校）の図書室等を活用し、漢字学習やスポーツ・レクリエーション等の体験活動を組み合わせたプログラムを実施しています。モデル校の課題やニーズ等を把握し、今後の事業内容等を柔軟に検討するとともに、全校での実施を目指します。



### (3) 本市の整備計画等について

本市では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を整備するため、パッケージに基づき、以下の事業を実施します。

#### ①学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

量の見込みに対して、不足する受入れ枠の確保については、小学校の余裕教室等を活用し対応していきます。

	実績	目標整備量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	2,761	2,853	2,890	2,929	2,965	2,936
確保の内容(人)	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311

#### ②放課後子ども教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

土曜日の午前中に、市内全19校の児童を対象に放課後子ども教室(がんばル〜ム)を実施しています。今後も、各小学校区内にある学童保育室と連携し、継続して実施します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
がんばル〜ム対象校(校)	19	19	19	19	19	19

#### ③放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

市内19校の児童を対象に「がんばル〜ム」を実施します。また、年度毎にモデル校を選定し「平日放課後子ども教室」を実施します。子どもたちのニーズや運営課題等について検討を進め、令和11年度までに全校展開を目指します。

	実績	目標実施量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【土曜日】がんばル〜ム実施計画(校)	19	19	19	19	19	19
【平日】平日放課後子ども教室実施計画(校)	6	9	12	15	17	19

#### ④連携型・校内交流型の学童保育室及び放課後子ども教室の目標事業量

学童保育室の運営主体の理解を得ながら、関係課と連携を図り、放課後子ども教室を推進していきます。



### ⑤連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

学童保育室の放課後児童支援員、平日放課後子ども教室のコーディネーター、学校関係者で構成する協議会を開催し、教室で行うプログラム内容、実施日、児童の引き渡し方法等について検討を行い、安全安心な事業運営を図ります。

また、校内交流型プログラムを実施する学校については、平日放課後子ども教室の終了後、児童が安全に移動できるよう、コーディネーター等と放課後児童支援員で引き渡しを行います。

### ⑥学童保育室及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

学童保育室や放課後子ども教室の新たな整備においては、毎年、不足する受入れ枠については、教育委員会と協議し、余裕教室の借用により対応しています。放課後子ども教室として使用する教室は、図書室、特別教室、少人数教室、校庭及び体育館などを予定しています。各小学校の学校関係者と話し合いの場を設けるなど、学校に協力を求めます。

### ⑦放課後児童対策に係る福祉部局（こども未来部）と教育委員会との具体的な連携に関する方策

放課後子ども教室の事業主体である教育委員会と、学童保育室の事業主体であるこども未来部との間で、定期的な打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題などについて、情報共有を図っていきます。

### ⑧特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応に関する方策

学童保育室や放課後子ども教室を利用する児童の保護者から、児童の障害やアレルギー等（持病）の状況を確認し、特別な配慮を必要とする児童の把握に努めます。また、在学している小学校やこども家庭センター等の関係機関との連携を強化し、必要な情報を相互で共有し、受入体制を整えます。支援員のスキルアップについては、県等の主催する研修の参加や、職場内研修の実施など、できるだけ多くの支援員が研修を受けられる機会の構築に努めていきます。



### 3-7 多様な体験・交流活動の推進

#### ■現状と課題

遊びや体験活動は、こども・若者の成長の原点であり、その重要性を認識するとともに、年齢や発達程度に応じて、多様な体験や様々な遊びの機会を創出していくことが重要です。子ども子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、こども・若者を育てていくために市が力を入れるべき取組として「多様な遊びや体験、活躍できる機会の充実」が最も高い割合となっています。

市では、友好都市の小学生との交流や中学生を対象とした社会体験機会の提供のほか、地域活動団体への補助等を通じて、こども・若者の様々な体験・交流機会の拡充を図っています。

今後も、関係団体等との連携・協力のもと、こども・若者の意見も反映させながら、こども・若者が地域の中で多様な体験や交流をすることができる機会のさらなる充実を図っていく必要があります。

#### ■目指す姿

○こども・若者が全てのライフステージにおいて多様な体験・交流活動に主体的に参加し、それらを通じて、健やかな心身や社会性、創造力等を育てている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
青少年活動団体等補助事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深谷市子ども会育成連合会に補助金を交付します。</li> <li>・ 青少年の社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能体得のため活動するボーイスカウト及びガールスカウトへの活動支援として補助金を交付します。</li> <li>・ 青少年の健全な育成に資する事業や活動を行う機関又は団体と連携を図るなどの活動をする青少年相談員協議会に補助金を交付します。</li> </ul>	こども青少年課
国内交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の小学生が、友好都市である岩手県下閉伊郡田野畑村の小学生と訪問及び受入れを行い、集団生活を行う交流事業を実施します。</li> </ul>	こども青少年課
中学生社会体験チャレンジ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒が自らの将来の生き方を考え、望ましい勤労観や職業観を持つことにより自己の進路を設計し、適切な進路選択を行うことができるよう、中学2年生を対象に働く体験機会を提供します。</li> </ul>	学校教育課
国際化教育推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内全幼稚園小中学校に英語指導助手を派遣することで、国際理解教育の推進を目指します。</li> <li>・ 日本語指導員を小・中学校へ派遣し、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等への指導を行います。</li> <li>・ 小学校英語（外国語、外国語活動の授業）へのサポートとして、地域人材を活用した英語指導アシスタントティーチャーを配置します。</li> </ul>	学校教育課



事業名	事業概要	担当課
公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内12公民館において、市民が求める生涯学習の場を提供することで、気軽に継続する学習活動に取り組めるよう図ります。</li> <li>こども絵画教室や、こども手打ちそば教室、親子バスツアー等、市内全公民館でこどもを対象とした生涯学習事業を実施します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
スポーツ・レクリエーション団体活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のスポーツ・レクリエーション活動団体が実施する市民大会・各種市民教室等の運営を支援します。</li> <li>青少年スポーツの支援業務等を（公財）深谷市地域振興財団に委託し、大会や各種教室の運営、団体支援を実施します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
学校体育施設開放事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民を対象として、市立学校のグラウンド・体育館・武道場施設を開放し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の活性化を目指します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
生涯スポーツ推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民のスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の充実を図るため、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の活性化やボランティアの育成を目指します。</li> <li>小学校体育授業指導者派遣、サマートライアルカレッジ、ふっかちゃんジュニアスポーツフェスタ、ふかやシティハーフマラソン等、小中学生を対象とした事業を実施します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
体育レクリエーション事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の各地区市民を対象として、体育祭や球技大会、レクリエーション講座を開催し、地域住民のコミュニケーションや、世代間のコミュニティの推進を図ります。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
ふっかちゃん口腔外傷防止用具補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツによる口腔外傷防止のため、マウスガードの作成に係る費用の一部を補助し、普及を図り、こどもたちの歯や口腔を外傷から守り、安全にスポーツができる環境を整備します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館等において、市民大学として講座を実施します。</li> <li>地元大学等との連携により「子ども大学」を開設し、こどもの知的好奇心を刺激する講座等を実施するなど、学習・体験活動の機会を提供します。</li> </ul>	生涯学習スポーツ振興課
文化振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化会館等において、市民が気軽に芸術文化を鑑賞及び体験できる機会を提供します。</li> <li>文化芸術体験、文化芸術鑑賞事業等のこどもを対象とした事業を実施します。</li> </ul>	文化振興課
読書推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の読書活動を推進し、図書館利用の拡大、読書意欲の向上を図るため、ボランティア団体と協力し、各種の主催事業（絵本の読み聞かせ、ブックスタート、おはなし会、読書講演会等）を実施します。</li> </ul>	図書館



### 3-8 結婚を望む人への支援

#### ■現状と課題

こども・若者意識調査の結果をみると、結婚の予定がある、もしくは予定はないが結婚したいと考えている人は6割以上となっています。また、結婚している人の結婚までの流れとして「婚活サイト」や「マッチングアプリ」、「SNS」、「パーティーや合コン」と回答した人の割合は合わせて2割強となっており、出会いの場も多様になってきています。市が結婚したいと思う人を支援するために必要な取組では、子育て支援や仕事と家庭の両立に向けた職場づくり、安定した雇用の確保に加え、「結婚資金の支援」や「相手と出会う場の提供」が上位にきています。

市では、関係団体等が企画する婚活イベントへの支援や結婚に伴う新生活にかかる費用の補助を行っています。今後も、関係団体等と連携しながら、多様な出会いの場の創出を図るとともに、結婚にかかる経済的負担の軽減や新生活のスタートアップ支援に取り組んでいくことも重要です。

#### ■目指す姿

○結婚したいと希望する人が、結婚したいと思える人と出会い、安心して希望に満ちた新生活をスタートしている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
婚活応援事業	・市内の団体等が企画する婚活イベント等について、情報共有や支援を実施し、独身者の婚活を応援します。	協働推進課
結婚新生活支援事業補助金	・婚姻に伴う新たな生活を経済的に支援するため、住居費(新築・購入・賃借)やリフォーム費用、引越費用の一部を補助します。	協働推進課

### 3-9 雇用・就労環境づくり

#### ■現状と課題

若者が自分らしく自立した暮らしを送ることができ、また、子育てしやすいまちづくりを進めていくためには、十分な賃金と働きやすい雇用・就労環境を創出することが重要です。

こども・若者調査の結果をみると、現在の仕事に不満を感じている理由として「給料が安い」が7割以上で最も高くなっています。また、今の悩みや心配ごとについて「お金のこと」「仕事のこと」「自分の将来や進路のこと」が上位に来ています。

市では、高校生を対象とした企業説明会や関係機関と連携して就職相談を実施するとともに、雇用の創出に向けた市内への産業立地促進に取り組んでいます。

引き続き、若者を対象とした企業説明会、就職相談や魅力的な仕事・雇用の創出に取り組むとともに、若者の能力開発・向上を支援するための取組を推進していく必要があります。

#### ■目指す姿

○若者が自分に合った職業に就き、十分な賃金を得ながら経済的に自立し、将来に希望を感じながら働くことができている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
地域若者サポートステーションとの連携	・深谷若者サポートステーションと連携し、就労に悩みを抱える15～49歳のかたを対象に、職業訓練、就労体験、面接指導など、就職に向けた支援を実施します。	こども青少年課 商工振興課
高校生のための埼玉県北部地域合同企業説明会	・高校生の就労支援・定住支援として、就職希望の高校3年生を対象とした、合同企業説明会を行います。	商工振興課
深谷市ふるさとハローワーク、埼玉しごとサポートの共同運営	・深谷市ふるさとハローワークを埼玉労働局と共同運営し、就職相談、職業紹介などを行います。 ・埼玉しごとサポートを埼玉県雇用労働課と共同運営し、就職相談、職業紹介、セミナー、企業面接会などを行います。	商工振興課
勤労者福祉向上支援事業	・勤労者の福利厚生と労働環境の充実を図るため、大里地域勤労者福祉サービスセンターへの負担金の支出、中小企業退職金共済掛金補助、勤労者住宅資金貸付あっせん、労働セミナーの開催を行います。	商工振興課
産業立地関連促進事務	・雇用の創出等を目的として、工業団地の開発や産業拠点の整備などの企画立案及び進行管理を行います。 ・工業団地開発について、開発可能な手法の検討を継続して行います。	産業ブランド推進室



## 第4章 誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保

生まれ育つ家庭環境等にかかわらず、全ての子ども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう支援します。また、一人ひとりの特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うとともに、困難な状況に置かれている子ども・若者の安全・安心な暮らしの確保を図ります。

### 基本施策

- 4-1 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進
- 4-2 障害のある子ども・若者への支援
- 4-3 不登校、ニート、ひきこもりの子ども・若者への支援
- 4-4 ヤングケアラーへの支援
- 4-5 児童虐待防止対策の強化と社会的養護施策の推進
- 4-6 犯罪、事故、災害から子どもを守る環境の整備

### 目標指標

指標		基準値 (R6)	目標値 (R11)	
1	生活に満足していないと思う子ども（世帯収入が中央値の1/2未満）の割合	小学5年生	17.3%	15%以下
		中学2年生	26.7%	25%以下
2	逆境体験について、ひとつもあてはまらない子どもの割合	小学5年生	78.0%	80%以上
		中学2年生	73.5%	80%以上
3	家庭の経済的な状況を理由にこどもの進学段階を希望・展望している保護者の割合	9.4%	5%以下	
4	「どこかに助けしてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合（15～39歳）	97.9%	現状維持	
5	社会生活や日常生活を円滑に送ることができている子ども・若者の割合（15～39歳）	42.7%	60%以上	

【出典】 1～3…「深谷市子どもの生活に関する実態調査集計報告書（R6）」  
4～5…「深谷市子ども・若者意識調査集計報告書（R6）」

## 4-1 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

### ■現状と課題

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、貧困の格差を解消していくことが重要です。

子どもの生活実態調査の結果をみると、家庭の経済的状況により、自己肯定感や向社会性、授業の理解度、将来の進学希望等に違いがみられました。

市では、全てのこどもを対象とした学習支援や経済的理由により就学が困難なこども・若者に対する就学支援、奨学資金の支給を行うとともに、相対的貧困率の割合が高いひとり親家庭に対する経済的支援や自立支援等を行っています。

今後も、学習支援や教育の機会均等の保障、経済的支援の充実を図るとともに、様々な体験・交流を通じて自己肯定感や自己有用感を高める取組を進めるなどにより、貧困の連鎖を防止していく必要があります。

### ■目指す姿

○全てのこども・若者が生まれ育った環境等にかかわらず、様々な体験・交流を重ねながら健やかに成長し、将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって挑戦している。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
母子家庭等自立支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、職業能力の開発のための講座を受講したとき受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として助成します。</li> <li>母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、看護師等の資格を取得するための養成機関で修業中の一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
児童扶養手当支給事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等の児童及びその父か母又は養育者を対象として、医療保険で受診した医療費の一部を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
交通等遺児福祉事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故や疾病等により、遺児となった義務教育修了前の児童を養育している保護者を対象に手当を支給します。</li> </ul>	こども青少年課
ふっかちゃん交通等遺児就学支度金給付事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故等により、遺児となった児童が小・中学校へ入学する際の経済的負担を軽減するため、就学支度金を支給します。</li> </ul>	こども青少年課



事業名	事業概要	担当課
ふっかちゃん児童自立支援事業	・児童養護施設等措置解除後、就職や大学等の進学時に自立を始める際、円滑かつ安定的な生活を開始できるよう支援するため、就職や進学に際し要する費用の一部を支度金として給付します。	こども青少年課
福祉総合相談事業(再掲)	・福祉に関する多様で複合的な問題について、相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、担当窓口につなげる支援を行い、その後も生活が安定するまでの継続的な見守り支援を行います。	福祉政策課
生活困窮者自立相談支援事業	・生活に困窮するかたを対象に個々の状況に応じた支援プランを策定し、就労支援、住居確保支援など、包括的な相談支援を実施します。	福祉政策課
こどもの学習・生活支援事業 未来応援教室「ばるスタ」	・さまざまな事情により、学習に困難な環境にある中学生や高校生世代のかたを対象に、学習支援を行うほか、居場所づくり、生活改善支援などを実施します。また、保護者の養育相談や悩み相談などを行います。	福祉政策課
生活保護事業	・生活保護世帯等のこども及びその保護者への医療・介護の扶助を提供し、世帯の安定を促し、こどもの健康な発育を支援します。 ・生活保護世帯の子育て世帯について、世帯状況を確認し必要な支援を提供します。 ・生活保護世帯等のこども及びその保護者へ学習・生活支援を行うとともに、学習教室への参加・生活改善支援や進学・就労相談を行います。	生活福祉課
市営住宅管理事業(再掲)	・市営住宅について、計画的な修繕の実施などによる適正な施設管理や安定した施設運営を行います。 ・子育て世帯の入居にあたって、関係法令に基づき入居基準の緩和を適切に行います。	建築住宅課
奨学資金支給事業	・進学の意志と能力を有しながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、学資金(公立高等学校授業料相当額)を奨学金として給与します。 ・家庭環境の急変により修学が困難な高校生等に対し、修学奨励資金を給与します。	教育総務課
小・中学校特別支援教育就学奨励事業	・特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その負担能力の程度に応じ、学用品費や給食費等必要な援助を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
小・中学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	・学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる市立小中学校の児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費、修学旅行費等の援助を行います。	教育総務課
大学等入学支援事業(再掲)	・大学等に入学する者の保護者等に対し、金融機関からの融資の利子の一部を助成(利子補給)することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	教育総務課

## 4-2 障害のある子ども・若者への支援

### ■現状と課題

障害の有無にかかわらず、全ての子ども・若者が一人ひとりの個性を伸ばし、能力を発揮しながら、安心して共に暮らしていくためには、障害や発達の特性等に応じた自立、社会参加を支援していくことが重要です。

市では、障害福祉サービスの給付のほか、各種手当の支給等による経済的負担の軽減、本人及び家族に対する生活支援等を行っています。

関係団体等アンケート調査では、包括的な相談支援体制の充実に向けた連携強化の必要性や障害福祉サービス等の情報が行き届いていない状況に対する指摘等がみられました。

今後は、障害や発達の状況に応じて必要な人にきめ細かなサービスが届くための相談支援や情報提供等に力を入れるとともに、インクルージョン教育システムの構築や医療的ケア児への支援の充実に向けた体制の確保に取り組んでいく必要があります。

### ■目指す姿

○障害があっても、障害特性に応じたきめ細かな支援や合理的配慮を提供されながら、地域の中で自分らしく、共に暮らし、学び、働いている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
ふっかちゃん子ども福祉事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器やFM型補聴器の購入及び修理に生じる自己負担金を助成します。</li><li>・早期療育開始のため、障害児が専門性の高い療育事業に参加した場合にかかる経費を助成します。</li><li>・障害者スポーツを行う障害児に対し、スポーツ競技のために必要な補装具等の購入費用、補装具等の修理費用、また、必要な用具又は消耗品の購入費用を助成します。</li></ul>	障害福祉課
重度心身障害者医療費給付事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・重度心身障害者に対し、医療の給付に係る一部負担金について助成金を支給します。</li></ul>	障害福祉課
障害関係手当給付事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・重度心身障害者の経済的及び精神的な負担軽減を図るため、各種手当を支給します。</li></ul>	障害福祉課
障害者行動範囲拡大事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・重度心身障害者が自ら又は重度心身障害者を送迎するために介護者が運転する自動車等の運行に伴う燃料費用の一部を補助します。</li><li>・重度心身障害者等に対し、タクシー利用料金の一部を補助します。</li></ul>	障害福祉課



事業名	事業概要	担当課
障害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が施設や住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自立支援給付費、障害児通所給付費等の各種サービスを提供します。</li> </ul>	障害福祉課
障害者施設運営管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が共同で生活し、専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが受けられる施設を設置している事業者に対して、運営費を補助します。</li> <li>・ 医療的ケアが必要な在宅の重度心身障害者の家族に対しレスパイトケアを提供する事業者に対し、運営費を補助します。</li> <li>・ 障害児通所支援事業所又は生活介護事業所を運営する者が、在宅の医療的ケア児（者）を新たに受け入れるために行う施設改修及び備品購入に要した費用について補助します。</li> </ul>	障害福祉課
障害者自立支援医療費給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活の便宜を図るため、障害の軽減や社会生活の円滑化に効果のある医療を県が指定する医療機関で給付します。</li> </ul>	障害福祉課
障害者日常生活改善事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等が障害に起因する生活のしづらさを改善する住宅改修や軽度中等度の難聴児の補聴器購入及び修理等にかかる費用の一部を補助します。</li> </ul>	障害福祉課
心身障害児（者）生活サポート補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者及びその家族の介護需要に応じて、移動、介護、一時預かり等のサービスを提供する事業を行う団体へ補助金を交付します。</li> </ul>	障害福祉課
特別支援教育事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、早期支援のシステム作り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・相談・指導・支援の充実、特別支援補助員及びインクルーシブ支援員の活用、他機関との連携、支援籍学習の推進、教育研究所の機能の充実等に取り組みます。</li> </ul>	学校教育課

### 4-3 不登校、ニート、ひきこもりの子ども・若者への支援

#### ■現状と課題

子ども・若者が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、ひきこもりといった様々な形で表出するものであり、重層的なアプローチが必要です。

子ども・若者意識調査の結果をみると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、5割以上の方が「あった（ある）」と回答しています。また、半年以上外出していない、自室から出ない状態にある人は全体の1.8%となっています。

市では、ひきこもり等の相談や講演会を実施しているほか、いじめ・不登校対策として、教育相談員や学校総合支援員を配置し、きめ細かな教育相談や不登校児童等への総合的な支援を行っています。

今後も、関係機関・団体等と連携しながら、困難な状況にある子ども・若者に寄り添った相談支援を行うとともに、SOSを発することができ、それを周囲が受け取り、必要な支援につなげられるような地域環境づくりに取り組んでいく必要があります。

#### ■目指す姿

○様々な困難や課題を抱える子ども・若者やその家族が、多様な主体の連携のもと、寄り添った支援を受けながら、自分らしく社会生活を営むことができている。

#### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
青少年相談支援事業	・ひきこもりなどの社会的自立の遅れと不適応にある青少年に対し、ひきこもり等相談室や講演会等を実施します。	子ども青少年課
地域若者サポートステーションとの連携（再掲）	・深谷若者サポートステーションと連携し、就労に悩みを抱える15～49歳のかたを対象に、職業訓練、就労体験、面接指導など、就職に向けた支援を実施します。	子ども青少年課 商工振興課
就業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生の就労支援・定住支援として、就職希望の高校3年生を対象とした、合同企業説明会を行います。</li> <li>・深谷市ふるさとハローワークを埼玉労働局と共同運営し、就職相談、職業紹介などを行います。</li> <li>・埼玉しごとサポートを埼玉県雇用労働課と共同運営し、就職相談、職業紹介、セミナー、企業面接会などを行います。</li> <li>・内職を希望する方向けに、内職に関する相談及び求人情報を提供します。</li> </ul>	商工振興課



事業名	事業概要	担当課
いじめ・不登校対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校に教育相談員を配置し、きめ細やかな教育相談を行うとともに、児童生徒、保護者、教員に適切な指導助言を行うことで、不登校児童生徒の減少を図ります。</li> <li>・不登校児童生徒には、教育支援センター（いきいきスクール・いきいきナイトスクール）、フリースペース「えがお」への入所を働きかけるとともに、個別の指導・支援を充実させ、学校への復帰も含んだ社会的自立を促す指導支援を行います。</li> <li>・市内小中学校に学校総合支援員を配置し、不登校や児童虐待、保護者対応など、学校が抱える問題の解決に向けてのアドバイスや児童生徒の安全指導、補習学習、校内教育支援センター（アプローチルーム）での指導・支援等の総合的な支援を行います。</li> <li>・学校内外の専門機関等で相談・支援等を受けていない小中学生や保護者を学校総合支援員が不登校支援アドバイザーとともにサポート・支援します。</li> </ul>	学校教育課
教育研究所管理運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の研修会を充実させ、教師の指導力向上に努めます。</li> <li>・不登校支援アドバイザーと教育研究所専門員が不登校や発達障害の児童生徒やその保護者に対して、教育相談等の支援を行います。</li> <li>・不登校に係る様々な施策を統括する不登校支援アドバイザーを配置し、学校内外の専門機関等で相談・支援等を受けていない小中学生や保護者を学校総合支援員とともにサポート・支援します。</li> </ul>	学校教育課

## 4-4 ヤングケアラーへの支援

### ■現状と課題

本来、おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいとされています。

市では、福祉に関する多様で複合的な問題についての総合相談を受け付けていますが、今後は、福祉や介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、様々な場面や機会等を通じて早期発見・把握し、必要な支援につなげていく必要があります。

### ■目指す姿

○ヤングケアラーやその家族が必要な支援を受けながら、家事や家族の世話の負担が軽減又は解消され、こどもらしく、遊びや体験、交流などができている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの運営(再掲)	・母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に実施するため、こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を実施します。	こども青少年課 保健センター
子育て世帯訪問支援事業	・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども青少年課
福祉総合相談事業(再掲)	・福祉に関する多様で複合的な問題について、相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、担当窓口につなげる支援を行い、その後も生活が安定するまでの継続的な見守り支援を行います。	福祉政策課



## 4-5 児童虐待防止対策の強化と社会的養護施策の推進

### ■現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後でも様々な生きづらさにつながり得るものであり、決して許されるものではありません。一方で、虐待に至った親自身も被虐待経験など様々な困難が背景にある場合も多く、虐待防止には養育者への支援が不可欠です。

市では、母子保健事業等を通じて、保健師等の専門職による妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を実施しています。また、要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待の防止及び早期発見、適切な対応に努めています。

引き続き、個々の家庭に応じた切れ目のない支援による虐待予防と虐待の早期発見及び適切な対応に取り組むとともに、社会的養護が必要なこども・若者や保護者に対し、関係機関等と連携した施策を推進していく必要があります。

### ■目指す姿

- 困難な状況におかれている妊産婦や保護者が地域社会の中で孤立せず、寄り添った支援を受けながら適切な養育を行っている。
- 虐待を受けているこどもが早期に把握され、必要な支援や社会的養護につながっている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターの運営(再掲)	・母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に実施するため、こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を実施します。	こども青少年課 保健センター
要保護児童対策地域協議会	・要保護児童対策地域協議会において、要保護児童や特定妊婦に関して、早期の発見と適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容について協議を行います。協議を通じて、関係機関の連携強化や役割分担の調整、情報共有をし、要保護児童への支援体制を整えていきます。	こども青少年課
家庭児童相談事業(再掲)	・こどもの養育について不安や悩みの軽減を図るために、家庭児童相談員が来所や電話および訪問等による相談に対し適切な助言や指導などを行います。	こども青少年課
養育支援訪問事業(再掲)	・育児ストレスや子育てに対し不安や孤立感などを抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を対象として、保健師等の訪問により、具体的な養育に関する指導助言などを実施し、養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	こども青少年課



事業名	事業概要	担当課
乳幼児全戸訪問事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。</li> <li>・ 出生児の全数訪問を実施し、出産後早期に居宅において子育てに対する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。</li> </ul>	こども青少年課 保健センター
4歳、5歳児未就園児家庭訪問事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師等の専門職が4歳、5歳児の未就園児家庭を訪問し、全ての子育て家庭に相談窓口がある環境を作ることで、子育てで孤立することがないように必要な支援につなげていきます。</li> </ul>	こども青少年課
ふっかちゃん児童自立支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設等措置解除後、就職や大学等の進学時に自立を始める際、円滑かつ安定的な生活を開始できるよう支援するため、就職や進学に際し要する費用の一部を支度金として給付します。</li> </ul>	こども青少年課
児童入所施設措置事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子家庭等の自立支援を目指すため、配偶者のいない女性とその監護すべき子どもを母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、生活を支援します。</li> </ul>	こども青少年課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。</li> </ul>	こども青少年課
親子関係形成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。</li> </ul>	こども青少年課
子どもの虐待防止ホットライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待の早期の発見と対応を図るため、虐待が疑われるケースを受け付ける専用の電話連絡先を設けます。</li> </ul>	こども青少年課
ふかやきずなLINEの配信（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深谷市LINE公式アカウントを活用し妊娠期、子育て期とそれぞれの時期に応じた情報を、LINEを通じて配信します。</li> <li>・ 妊娠週数やこどもの月齢に合わせて情報発信し、子育て中の不安感や孤立感の解消に努めます。</li> </ul>	こども青少年課



## 4-6 犯罪、事故、災害から子どもを守る環境の整備

### ■現状と課題

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することは、すべての子どもが健全に育つための大前提であり、有害環境対策や防犯・交通安全対策、防災対策等を進めていく必要があります。特に近年は、SNS等に起因する性犯罪被害が社会問題化しており、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりや子ども・若者の性犯罪・性暴力の防止対策に力を入れていくことが重要です。

市では、関係団体等と連携しながら、犯罪や事故等の防止に向けた意識や知識の普及啓発、相談等を行っているほか、犯罪や事故等が起きにくい環境づくりを推進しています。

引き続き、子ども・若者が被害に遭わないための啓発活動や環境整備を推進するとともに、被害にあった子ども・若者やその家族が相談しやすい体制づくりを推進していく必要があります。

### ■目指す姿

- すべての子ども・若者が、防犯や事故防止、防災に関する知識を身に付け、自らの身を守る行動を取ることができ、おとなに見守られながら、安全に安心して暮らしている。
- 被害に遭った子ども・若者が相談でき、人権が守られながら寄り添った支援を受けている。

### ■主な事業

事業名	事業概要	担当課
防犯のまちづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関と連携し、市民による自主的な防犯活動が継続的かつ効果的に実施できるように地域防犯活動を支援します。</li> <li>・子どもの安全を守るための「ふかや防犯協力店」の普及促進、みまもり自動販売機の設置、青色防犯パトロール車による地域防犯パトロールなどに取り組みます。</li> </ul>	自治振興課
市民生活相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が抱える不安等に対し、年齢を問わず無料にて市民相談や法律相談、行政相談を実施します。</li> </ul>	自治振興課
更生保護活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行をした人の立ち直りを見守り、地域で支えていく取組を、保護司会及び更生保護女性会が行います。</li> <li>・保護司会、更生保護女性会、市の共催により「社会を明るくする運動」として、更生保護への理解促進や犯罪予防のための啓発活動や講演会を実施します。</li> </ul>	人権政策課
人権教育・啓発推進事業（犯罪被害者等支援に関すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等への理解を促進するとともに支援を行います。</li> </ul>	人権政策課



事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進事業（DV相談に関すること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層の性暴力被害の予防やデートDV防止のための啓発を行います。</li> </ul>	人権政策課
青少年健全育成環境づくり事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全育成を目的として活動する深谷市子どもサポート市民会議の活動に対し補助金を交付します。</li> <li>・青少年育成埼玉県民会議から委嘱された青少年育成推進部会の行う青少年育成活動を支援します。</li> <li>・地域ぐるみでパトロール活動を実施し、こどもの非行防止を図っていきます。</li> </ul>	こども青少年課
交通安全啓発事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全意識の高揚を図るため、各種団体等と連携し、交通安全教室、講習会の開催や各季交通安全運動街頭キャンペーンなどを展開します。</li> <li>・交通指導員を委嘱し、通学路における立哨指導を行います。</li> </ul>	道路管理課
交通安全施設整備管理事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の発生防止や安全対策を図るため、区画線、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の設置や修繕を行います。</li> </ul>	道路管理課
ふっかちゃんヘルメットサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深谷市内の小学校に在籍する全ての児童を対象にヘルメットの購入実費を補助することにより、こどもたちの大切な命を守るとともに、交通安全対策の一層の推進を図ります。</li> </ul>	学校教育課
立志と忠恕の安心ふっかネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校のインターネット使用のルール『立志と忠恕の安心ふっかネット』の活用を通して、安全かつ効果的にインターネットを利用することのできるこどもたちの育成を推進します。</li> </ul>	学校教育課



## 第5章 ライフステージ別の事業

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援していくため、ライフステージごとの主な事業を整理しました。なお、それぞれのライフステージに特有の課題に対応した事業を抽出しており、計画に掲げているすべての事業を記載するものではありません。

分野	主な事業名	掲載ページ	こどもの誕生前から幼児期まで		学童期・思春期		青年期	
			誕生前	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
妊娠・出産・健康への支援	ハッピーエンゼル支援事業		■					
	妊産婦健康診査の助成		■	■				
	マタニティ教室		■					
	妊婦のための支援給付		■	■				
	出産育児一時金		■					
	低所得妊婦に対する初回産科受診料の助成		■					
	新生児聴覚スクリーニング検査費の助成			■				
	未熟児養育事業			■				
	乳幼児健康診査			■				
	発育発達相談			■	■			
	予防接種事業			■	■	■	■	
	妊婦等包括相談支援事業		■					
	こども家庭センターの運営		■	■	■	■		
	乳幼児全戸訪問事業			■				
	養育支援訪問事業			■				
	産後ケア事業			■				
	乳幼児相談			■				
	赤ちゃんサロン			■				
	小・中学校保健・安全教育推進事業					■	■	
	小・中学校給食事業					■	■	
小・中学校教育活動推進事業					■	■		
体力向上推進事業					■	■		
質の高い教育・保育の確保	私立保育施設整備費補助事業			■				
	私立保育施設運営事業（職員処遇改善費補助金）			■				
	公立保育施設運営事業			■				
	私立保育施設運営事業			■				
	保育士奨学金返済支援事業			■				
	一時預かり事業			■				
	延長保育事業			■				
	幼稚園保健・安全教育推進事業			■				
	幼稚園運営支援事業			■				
	国際化教育推進事業			■	■	■		
	学力向上推進事業					■	■	
	渋沢spirit in ふかやGIGAスクール推進事業					■	■	
	特別支援教育事業					■	■	



分野	主な事業名	掲載ページ	こどもの誕生前から幼児期まで		学童期・思春期		青年期	
			誕生前	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
質の高い教育・保育の確保	学校人権教育推進事業				■			
	いじめ・不登校対策事業				■			
	教育研究所管理運営事業				■			
	家庭・地域・学校連携推進事業				■			
子どもの健やかな育ちの支援	こども家庭センターの運営		■	■	■			
	地域子育て支援拠点事業・子育て支援センター運営事業		■					
	4歳・5歳児未就園児家庭訪問事業		■					
	子育て世帯訪問支援事業		■	■	■			
	家庭児童相談事業		■	■	■			
	こども誰でも通園制度		■					
	公立学童保育室運営事業				■			
	私立学童保育室運営事業				■			
	平日放課後子ども教室				■			
	こどもの居場所づくりに取り組む団体への支援				■	■		
	小学生学習支援事業「がんばル〜ム」				■			
	(仮称) こども館の建設・運営		■	■	■			
	青少年相談支援事業					■	■	■
	青少年活動団体等補助事業				■	■	■	
	青少年健全育成環境づくり事業				■	■	■	
就学・進学・就労・ライフデザイン支援	小・中学校特別支援教育就学奨励事業				■	■		
	小・中学校要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業				■	■		
	ふっかちゃん交通等遺児就学支度金給付事業				■	■		
	ふっかちゃん児童自立支援事業						■	■
	奨学資金支給事業						■	■
	大学等入学支援事業						■	■
	中学生社会体験チャレンジ事業					■		
	高校生のための埼玉県北部地域合同企業説明会						■	
	就業支援事業						■	■
	婚活応援事業						■	■
	結婚新生活支援事業補助金						■	■
地域若者サポートステーションとの連携						■	■	
深谷市ふるさとハローワーク、埼玉しごとサポートの共同運営						■	■	
勤労者福祉向上支援事業						■	■	
子育て当事者への支援	0歳児子育て支援金支給事業			■				
	こども医療費支給事業			■	■	■		
	ひとり親家庭等医療費支給事業			■	■	■		
	児童扶養手当支給事業			■	■	■		
	保育料無償化			■				
	一時預かり事業			■				
	延長保育事業			■				
	子育て支援推進事業(ファミリー・サポート・センター事業)			■	■	■		
	子育て短期支援事業			■	■	■		
	病後児保育事業			■	■	■		
	家庭教育事業				■	■		
	家庭教育学級			■	■	■		

第4部

教育・保育及び  
地域子ども・子育て支援事業の  
量の見込みと確保の方策

(第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画)





## 第1章 教育・保育提供区域について

### (1) 区域設定の基本的な考え方

国の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画の策定における基本的記載事項として市町村における「教育・保育提供区域」を設定することとされています。また、提供区域を定めるにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるなどと記載されています。

### (2) 本計画における教育・保育提供区域

細かく区域を設定した場合、一過性の需要に対応できないなど必要な時期に必要な供給を確保できない可能性があります。また、現状では区域内におけるニーズや施設数に差があり、区域内での量の調整や確保が難しいことが想定されます。市内全体を1つの提供区域とした場合、需要に見合った柔軟な確保の方策を講じることで、結果として、利用者が選択できる施設・事業の幅が広がると考えられます。

以上を踏まえ、市内全体を1つの提供区域として設定することとします。

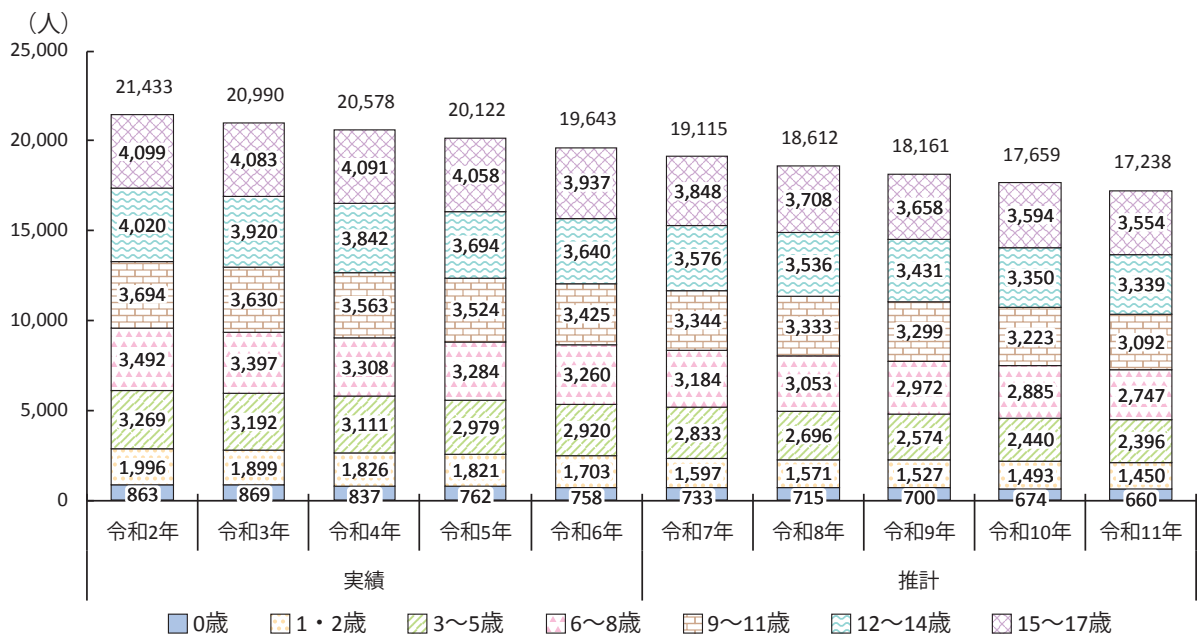


## 第2章 こどもの人口推計

令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口（4月1日時点）を基に、性別・1歳ごとのコーホート変化率法により計画期間のこどもの人口を推計しました。推計結果は以下のとおりです。

こどもの人口実績及び推計値（単位：人）

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	863	869	837	762	758	733	715	700	674	660
1歳	984	896	915	892	791	791	765	747	731	704
2歳	1,012	1,003	911	929	912	806	806	780	762	746
3歳	1,101	1,009	1,008	943	940	926	818	818	792	774
4歳	1,089	1,089	1,013	1,013	958	943	929	821	821	795
5歳	1,079	1,094	1,090	1,023	1,022	964	949	935	827	827
6歳	1,122	1,076	1,102	1,102	1,038	1,030	972	957	943	834
7歳	1,182	1,125	1,080	1,104	1,106	1,041	1,033	975	960	946
8歳	1,188	1,196	1,126	1,078	1,116	1,113	1,048	1,040	982	967
9歳	1,172	1,188	1,197	1,123	1,085	1,119	1,116	1,051	1,043	985
10歳	1,263	1,174	1,196	1,201	1,133	1,091	1,125	1,122	1,057	1,049
11歳	1,259	1,268	1,170	1,200	1,207	1,134	1,092	1,126	1,123	1,058
12歳	1,317	1,257	1,269	1,170	1,197	1,207	1,134	1,092	1,126	1,123
13歳	1,356	1,307	1,259	1,270	1,173	1,196	1,206	1,133	1,091	1,125
14歳	1,347	1,356	1,314	1,254	1,270	1,173	1,196	1,206	1,133	1,091
15歳	1,367	1,357	1,363	1,322	1,251	1,275	1,178	1,201	1,211	1,138
16歳	1,356	1,365	1,362	1,369	1,319	1,252	1,276	1,179	1,202	1,212
17歳	1,376	1,361	1,366	1,367	1,367	1,321	1,254	1,278	1,181	1,204
計	21,433	20,990	20,578	20,122	19,643	19,115	18,612	18,161	17,659	17,238



## 第3章 教育・保育の量の見込みと確保の方策

### (1) 量の見込みの算出手順

こどもの人口推計に過年度の利用実績率（人口に対する利用者数の割合）から推計した利用率を乗じて算出しています。

#### 算定式

$$\text{推計児童数} \times \text{推計利用率} = \text{量の見込み (ニーズ量)}$$

◎推計利用率は、過年度の利用実績率の変動が小さい場合は平均値、利用実績率が大きい場合はトレンド推計※を用います。

※トレンド推計とは、過去の実績の変化から近似式（傾き）を算出し、その傾きが今後も続くものとして、将来の値を推計するものです。

### (2) 確保の方策の算出手順

#### ①教育

公立幼稚園	各園の募集定員の合計値とします。令和8年度に深谷、深谷西、藤沢、花園幼稚園が統合されることに伴い、定員が変更になります。
認定こども園 ・その他幼稚園	各園の利用定員の合計値とします。

#### ②保育

各園の利用定員の合計値とします。量の見込みが確保の方策を上回る分については引き続き定員弾力化により対応していきます。

#### ③教育・保育施設等の予定施設数

本市の計画期間中における教育・保育施設数は次のとおりです。確保の方策は下記の施設数を前提に作成しています。

施設種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設	46	43	43	43	43
認可保育園	33	33	33	33	33
認定こども園	5	5	5	5	5
幼稚園	8	5	5	5	5
上記以外の幼稚園	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業	9	9	9	9	9



### (3) 量の見込みと確保の方策

	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	711	2,021	320	533	607	677	1,959	325	534	626
②確保の方策	1,001	2,090	296	494	642	932	2,090	296	494	642
保育所	-	1,822	222	383	501	-	1,822	222	383	501
認定こども園	81	268	33	56	73	87	268	33	56	73
幼稚園	600	-	-	-	-	525	-	-	-	-
上記以外の幼稚園	320	-	-	-	-	320	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	41	55	68	-	-	41	55	68
③差異 (②-①)	290	69	▲24	▲39	35	255	131	▲29	▲40	16

	令和9年度					令和10年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	646	1,904	331	539	624	613	1,827	331	545	627
②確保の方策	932	2,090	296	494	642	932	2,090	296	494	642
保育所	-	1,822	222	383	501	-	1,822	222	383	501
認定こども園	87	268	33	56	73	87	268	33	56	73
幼稚園	525	-	-	-	-	525	-	-	-	-
上記以外の幼稚園	320	-	-	-	-	320	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	41	55	68	-	-	41	55	68
③差異 (②-①)	286	186	▲35	▲45	18	319	263	▲35	▲51	15

	令和11年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	602	1,794	336	542	632
②確保の方策	932	2,090	296	494	642
保育所	-	1,822	222	383	501
認定こども園	87	268	33	56	73
幼稚園	525	-	-	-	-
上記以外の幼稚園	320	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	41	55	68
③差異 (②-①)	330	296	▲40	▲48	10

## 第4章

# 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

### (1) 利用者支援事業

#### ①事業の概要

概 要	子育て家庭が幼稚園や保育園、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を行います。
実施状況及び今後の方向性	利用者支援事業は、こども家庭センター（令和6年度に母子保健型からこども家庭センター型に移行）で実施しています。こども青少年課で実施していた利用者支援事業（特定型）は、令和7年度から保育課において引き続き保育事業の利用に関し相談に応じ情報提供等を行うこととします。また、新たに地域子育て相談機関の整備を進め支援の充実を図ります。

#### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

#### ③量の見込みと確保の方策

##### ●こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差 異	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

##### ●地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
確保の方策	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
差 異	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

#### 量の見込み算出の手順

こども家庭センター	1か所	
地域子育て相談機関	中学校区に1か所	計10か所



## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ①事業の概要

概 要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
実施状況及び今後の方向性	地域子育て支援拠点事業は、17か所の地域子育て支援センターで実施しています。地域子育て支援センターは、保育園に併設しているほか、公共施設等を活用して実施しています。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことは可能ですが、引き続き、現状のサービス提供体制の維持・向上を図ります。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	16か所	17か所	17か所	17か所	17か所

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
確保の方策	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
差 異	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

#### 量の見込み算出の手順

私立保育園・認定こども園	15か所
公立幼稚園・保育園	2か所

### (3) 妊婦健康診査

#### ①事業の概要

概 要	安全な分娩と健康なこどもの出生に努めるため、妊娠中の異常の早期発見に努めます。
実施状況及び今後の方向性	母子健康手帳は保健師・助産師が面談により交付し、保健指導を実施しています。アンケート、アセスメントシートを使用して、妊婦の状況を確認し、支援が必要な妊婦の把握に努めています。妊娠・出産・育児に関する情報提供を実施し、原則同一のスタッフによる切れ目のない支援を行っています。対象となるすべての妊婦に対して妊婦健康診査の助成券を交付し、健診受診を勧めています。

#### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	869人	837人	762人	758人	-

#### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	715人	700人	674人	660人	644人
確保の方策	715人	700人	674人	660人	644人
差 異	0人	0人	0人	0人	0人

#### 量の見込み算出の手順

各年度の翌年度における0歳児の人口推計を妊婦の数と推計し、量の見込みとしています。



## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### ①事業の概要

概 要	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
実施状況及び今後の方向性	出生児の全数訪問を実施し、出産後早期に居宅において子育てに対する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげています。市内のすべての出生児に対して訪問事業を実施していきます。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	863人	869人	837人	762人	-

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	733人	715人	700人	674人	660人
確保の方策	733人	715人	700人	674人	660人
差 異	0人	0人	0人	0人	0人

#### 量の見込み算出の手順

出生見込み数（各年度の人口推計における0歳児人口）を量の見込みとしています。

## (5) 養育支援訪問事業

### ①事業の概要

概 要	継続的な養育支援が必要な家庭に対して、保健師による専門的な指導を行います。
実施状況及び今後の方向性	乳児家庭全戸訪問事業、その他母子保健事業等で把握された継続的な養育支援が必要な家庭に対して、保健師による専門的な指導を行っています。引き続き、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭への予防的支援として、提供体制を確保します。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	5人回	11人回	10人回	4人回	-

(人回=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7人回	6人回	6人回	6人回	6人回
確保の方策	30人回	30人回	30人回	30人回	30人回
差 異	23人回	24人回	24人回	24人回	24人回

(人回=延べ利用人数)

#### 量の見込み算出の手順

過年度の実績が大きく変動していないため、令和2年度から令和5年度の利用率（実績値÷対象者数（0～1歳児））の平均値に各年度の0～1歳児の人口推計を乗じて算出しています。



## (6) 子育て短期支援事業

### ①事業の概要

概 要	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かります。
実施状況及び今後の方向性	子育て短期支援事業の実施施設として、乳児院（2歳未満児対象・市外3か所）と児童養護施設（2歳以上児対象・市内2か所、市外3か所）、里親等（市内2か所）の計10か所と委託契約を締結し、サービス提供を行っています。現状の体制で見込み量を賄える見通しで、引き続き、提供体制の維持を図ります。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	6人日	5人日	25人日	12人日	-

(人日=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11人日	11人日	10人日	10人日	10人日
確保の方策	28人日	28人日	28人日	28人日	28人日
差 異	17人日	17人日	18人日	18人日	18人日

(人日=延べ利用人数)

#### 量の見込み算出の手順

過年度の実績が大きく変動していないため、令和2年度から令和5年度の利用率（実績値÷対象者数（0～11歳児））の平均値に各年度の0～11歳児の人口推計を乗じて算出しています。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ①事業の概要

概 要	こどもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行います。
実施状況及び今後の方向性	ファミリー・サポート・センターを設置し、依頼会員からの支援要請があった場合、協力会員との調整を行い、支援提供を行っています。今後も提供体制の確保のため、市民への事業周知及び協力会員の募集を継続し、協力会員の増員に努めます。

### ②実績

#### ●就学前児童

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	744人日	1,162人日	321人日	246人日	-

#### ●就学児童

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	547人日	704人日	576人日	673人日	-

#### ●病児・緊急対応強化事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	32人日	39人日	24人日	58人日	-

(人日=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

#### ●就学前児童

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	537人日	518人日	500人日	479人日	469人日
確保の方策	1,073人日	1,065人日	1,056人日	1,047人日	1,060人日
差 異	536人日	547人日	556人日	568人日	591人日

#### ●就学児童

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	586人日	573人日	563人日	548人日	524人日
確保の方策	1,171人日	1,179人日	1,188人日	1,197人日	1,184人日
差 異	585人日	606人日	625人日	649人日	660人日



## ● 病児・緊急対応強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35人日	34人日	33人日	32人日	31人日
確保の方策	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
差 異	85人日	86人日	87人日	88人日	89人日

(人日=延べ利用人数)

## 量の見込み算出の手順

過年度の実績が大きく変動していないため、令和2年度から令和5年度の利用率（実績値÷対象者数）の平均値に各年度の人口推計を乗じて算出しています。

## (8) 一時預かり事業

### ①事業の概要

概要	<p>【幼稚園型】幼稚園等において、在園児を対象に通常の教育時間以外の預かりを実施します。</p> <p>【一般型】家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育園・認定こども園・小規模保育室等で一時的に預かり、必要な保育を行います。</p>
実施状況及び今後の方向性	<p>一時預かり事業は、市内の幼稚園、認可保育園及び認定こども園・小規模保育室等で実施しています。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことが可能です。引き続き、現状のサービス提供体制の維持・向上を図ります。</p>

### ②実績

#### ●幼稚園型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,659人日	20,838人日	23,991人日	26,100人日	-

#### ●一般型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	2,547人日	2,482人日	2,696人日	2,805人日	-

(人日=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

#### ●幼稚園型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31,722人日	33,377人日	34,875人日	35,966人日	38,141人日
確保の方策	55,560人日	42,960人日	42,960人日	42,960人日	42,960人日
差異	23,838人日	9,583人日	8,085人日	6,994人日	4,819人日

(人日=延べ利用人数)

#### 量の見込み算出の手順

過年度の利用率が上昇傾向にあり、引き続き利用率が上昇すると見込んでいます。すべての公立幼稚園で一時預かり事業を開始した令和3年度から令和5年度の利用率を基に、トレンド推計した各年度の利用率に1号認定の推計児童数を乗じて算出しています。



## ● 一般型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,760人日	2,704人日	2,603人日	2,478人日	2,417人日
確保の方策	42,558人日	42,558人日	42,558人日	42,558人日	42,558人日
差 異	39,798人日	39,854人日	39,955人日	40,080人日	40,141人日

(人日=延べ利用人数)

## 量の見込み算出の手順

過年度の利用率が上昇傾向にあり、引き続き利用率が上昇すると見込んでいます。令和2年度から令和5年度の利用率を基に、トレンド推計した各年度の利用率に1号、2号、3号認定の児童数を除いた0～5歳の人口推計を乗じて算出しています。

## (9) 延長保育事業

### ①事業の概要

概 要	保育園や認定こども園・小規模保育室等において、通常の利用時間以外の時間に開所時間を延長し、保育を行います。
実施状況及び今後の方向性	延長保育事業は、すべての認可保育園及び認定こども園・小規模保育室等で通常の利用時間外以外の時間に開所時間を延長し、保育を実施しています。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことが可能です。引き続き、現状のサービス提供体制の維持を図ります。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	872人	1,102人	933人	1,017人	-

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,047人	1,064人	1,077人	1,083人	1,101人
確保の方策	3,522人	3,522人	3,522人	3,522人	3,522人
差 異	2,475人	2,458人	2,445人	2,439人	2,421人

#### 量の見込み算出の手順

過年度の利用率が微増傾向にあり、引き続き利用率が微増すると見込んでいます。令和2年度から令和5年度の利用率を基に、トレンド推計した各年度の利用率に2・3号認定の推計児童数を乗じて算出しています。



## (10) 病児保育事業

### ①事業の概要

概 要	病気などの回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。
実施状況及び今後の方向性	市内に1か所の病後児保育施設を設け、事業を実施しております。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことが可能です。引き続き、現状のサービス提供体制の維持を図ります。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	25人日	82人日	60人日	67人日	-

(人日=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	59人日	58人日	56人日	54人日	53人日
確保の方策	980人日	980人日	980人日	980人日	980人日
差 異	921人日	922人日	924人日	926人日	927人日

(人日=延べ利用人数)

#### 量の見込み算出の手順

過年度の実績が大きく変動していないため、令和2年度から令和5年度の利用率（実績値÷対象者数（0～11歳児））の平均値に各年度の0～11歳児の人口推計を乗じて算出しています。

## (11) 放課後児童健全育成事業

### ①事業の概要

概 要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
実施状況及び今後の方向性	すべての小学校敷地内（隣接を含む）に学童保育施設を整備し、公立・私立の施設において確保の方策を超えての希望者があれば、上記の施設を拠点とし、余裕教室等を借用、整備し、支援員の確保を行うなど、緊急かつ柔軟に、受け皿を確保する仕組みを構築してきました。今後も引き続き、学童保育の需要が高まることが想定されますが、同様の方法により、量の見込みに対して、同数の受け皿確保が可能です。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	2,504人	2,454人	2,565人	2,693人	-
1 年 生	632人	597人	646人	673人	-
2 年 生	586人	618人	584人	640人	-
3 年 生	526人	524人	538人	540人	-
4 年 生	370人	408人	397人	414人	-
5 年 生	247人	214人	257人	262人	-
6 年 生	143人	93人	143人	164人	-

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,852人	2,889人	2,925人	2,957人	2,923人
1 年 生	687人	671人	682人	693人	632人
2 年 生	656人	675人	660人	672人	685人
3 年 生	616人	605人	624人	613人	626人
4 年 生	449人	465人	455人	468人	458人
5 年 生	275人	299人	313人	308人	320人
6 年 生	169人	174人	191人	203人	202人
確保の方策	2,311人	2,311人	2,311人	2,311人	2,311人
差 異	▲ 541人	▲ 578人	▲ 614人	▲ 646人	▲ 612人



### 量の見込み算出の手順

過年度の利用率が上昇傾向にあり、引き続き利用率が上昇すると見込んでいます。令和2年度から令和5年度の利用率を基に、トレンド推計した各年度の学年別利用率に各学年の推計児童数を乗じて算出しています。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ①事業の概要

概 要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育園等に対して保護者が支払うべき副食費、行事費や教材費等の助成を行います。
実施状況及び今後の方向性	副食費については、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育無償化に伴い実施するとともに、国の補助対策から外れる第3子以降の助成を市独自で行います。 併せて、新制度の給付を受ける認定こども園、幼稚園、保育園などを利用している生活保護世帯のこどもを対象に教材費や行事費等の助成を引き続き実施していきます。

### ②実績

#### ●国補助対象分（副食費助成、教材費・行事費助成）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	158人月	191人月	176人月	150人月	-

#### ●市単独分（副食費助成）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	42人月	39人月	43人月	37人月	-

(人月=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

#### ●国補助対象分（副食費助成、教材費・行事費助成）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	152人月	145人月	139人月	131人月	129人月
確保の方策	792人月	792人月	792人月	792人月	792人月
差 異	640人月	647人月	653人月	661人月	663人月

#### ●市単独分（副食費助成）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36人月	35人月	33人月	31人月	31人月
確保の方策	360人月	360人月	360人月	360人月	360人月
差 異	324人月	325人月	327人月	329人月	329人月

(人月=延べ利用人数)



### 量の見込み算出の手順

#### 【副食費助成】

過年度の実績が大きく変動していないため、令和2年度から令和5年度の利用率（実績値÷対象者数（3～5歳児））の平均値に各年度の3～5歳児の人口推計を乗じて算出しています。

#### 【教材費・行事費助成】

過年度の実績が大きく変動していないため、令和2年度から令和5年度の利用率（実績値÷対象者数（0～5歳児））の平均値に各年度の0～5歳児の人口推計を乗じて算出しています。

### (13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
実施状況及び今後の方向性	現在事業を実施していませんが今後の子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断する場合には該当となる事業所の支援を検討します。

### (14) 子育て世帯訪問支援事業

#### ①事業の概要

概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
実施状況及び今後の方向性	子育ての負担軽減を図るため、家事や育児の支援が必要な子育て家庭等に訪問支援員を派遣する事業を令和7年度から新たに開始します。

#### ②量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	192人日	192人日	192人日	192人日	192人日
確保の方策	192人日	192人日	192人日	192人日	192人日
差異	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(人日=延べ利用人数)

#### 量の見込み算出の手順

国の量の見込みの考え方を基に、推計児童数（0～17歳）に推計利用割合及び推計平均利用日数を乗じて算出しています。



## (15) 児童育成支援拠点事業

概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
実施状況及び今後の方向性	必要な事業量を推計するため、事業の対象となる児童の実態把握に努めるとともに、事業の運営方法、実施内容等、本事業の提供体制の検討を進めていきます。

## (16) 親子関係形成支援事業

### ①事業の概要

概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。
実施状況及び今後の方向性	令和6年度から未就学児の保護者を対象に、子育てや虐待予防の知識を伝える講座を2回連続形式で開催しています。引き続き、子育てに不安や悩みを抱える保護者の負担感を軽減し、健全な親子関係の形成を支援していくため、提供体制の維持を図ります。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	-	-	-	-	10人

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人	9人	9人	9人	8人
確保の方策	12人	12人	12人	12人	12人
差異	2人	3人	3人	3人	4人

#### 量の見込み算出の手順

各年度の0～5歳推計人口に令和6年度の実績から推計した利用率を乗じて算出しています。

## (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

概 要	保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているもの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言等を行います。
実施状況及び今後の方向性	令和8年度からの本格実施に向けて、事業の課題等を整理し必要な提供体制の確保を図っていきます。

## (18) 妊婦等包括相談支援事業

### ①事業の概要

概 要	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図ります。
実施状況及び今後の方向性	現在、伴走型相談支援として行っている、妊娠届出時や妊娠8か月時の電話支援及び新生児訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

### ②量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,145回	2,100回	2,022回	1,980回	1,932回
確保の方策	2,145回	2,100回	2,022回	1,980回	1,932回
差 異	0回	0回	0回	0回	0回

### 量の見込み算出の手順

各年度の翌年度における0歳児の人口推計を妊婦の数と推計し、1人当たりの相談件数3回を乗じて算出しています。



## (19) 産後ケア事業

### ①事業の概要

概 要	産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、母親の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施します。
実施状況及び今後の方向性	平成29年度から事業を開始し、宿泊型・訪問型・日帰り型で母体と乳児のケア、育児に関する相談等を実施しています。引き続き、現状のサービス提供体制の維持・向上を図っていきます。

### ②実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 績	89人日	64人日	67人日	120人日	120人日

(人日=延べ利用人数)

### ③量の見込みと確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134人日	137人日	137人日	137人日	137人日
確保の方策	142人日	142人日	142人日	142人日	142人日
差 異	8人日	5人日	5人日	5人日	5人日

(人日=延べ利用人数)

#### 量の見込み算出の手順

各年度の0歳推計人口に令和5～6年度の実績（6年度は10月時点の利用実績から年間実績を推計）から推計した利用率及び平均利用日数を乗じて算出しています。



## 第5章

# 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保等

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを念頭に、こどもの最善の利益を第一に考え、教育・保育の計画的な提供や質の向上に関係機関と連携して取り組んでいきます。

### ①教育・保育の一体的な提供

国では幼児期の教育・保育を一体的に提供するため、認定こども園への移行を進めており、本市では5園が運営されています。引き続き地域の実情や教育・保育のニーズを踏まえ、幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、必要な支援をしていきます。

### ②教育・保育施設等の連携

幼稚園教諭・保育士がお互いの理解を深め資質の向上を図れるよう、研修に対し支援していきます。認定こども園・幼稚園・保育所と小学校・中学校が情報共有を行う場を通じて、発達状況に応じた連続性のあるきめ細かな対応を図り、こどもが幼児期から学齢期へ円滑に移行できるように、支援していきます。

### ③乳児等通園支援事業と教育・保育施設の連携

乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ体制や乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間の連携体制を整備し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

## 第5部

# 計画の推進





## 第1章

# 計画の推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

さらに、家庭や地域をはじめ、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等と連携しながら、社会全体でこども・若者及び子育て家庭等への支援を推進していきます。

### (2) 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる施策・事業の実施状況等について毎年度点検・評価して結果を公表し、より効果的な支援につなげていくこととします。

#### ①点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の実施状況等を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

本計画の最終年度である令和11年度には、目標指標の達成状況を検証することにより本計画を総括します。

#### ②報告・公表

計画の実施状況等については、「深谷市子ども・子育て会議」に報告して意見を求めるとともに、本市のホームページにより公表します。

#### ③計画の見直し

計画期間中においても、こども・若者及び子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・埼玉県のこども・若者及び子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 資料編





# 1

## 用語解説

数字・アルファベット	
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外（教育希望）のこども。幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用できる。
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども。保育所や認定こども園（保育機能）を利用できる。
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。保育所や認定こども園（保育機能）、小規模保育等を利用できる。
DV	Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。
GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指すもの。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標のこと。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。
あ 行	
アセスメント	客観的に評価・分析すること。ここでは、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげていくために、こどもや妊産婦等の状況について情報を収集・分析し、課題を把握していくこと。
インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場でともに学び、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の実現を目指す教育の仕組み。
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引や経管栄養など、恒常的に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。
オレンジリボン運動	こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、こども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。



か 行	
確保の方策	各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する提供体制の確保の内容及び実施時期を示すもの。
コーホート変化率法	同じ年（期間）に生まれた集団（コーホート）の一定期間後の変化率を求め、それが将来にも続くことを想定して推計する方法。
向社会性	相手の気持ちを理解、共感し、他者あるいは他の人々の集団を助けようとしたり、困っている人のためになることをしようとする自発的な行為に関わる認知、感情、行動を指す。
合理的配慮	教育や就業、地域生活に平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。障害のある人から求められた場合、行政・学校・企業等の事業者は過重な負担にならない範囲で合理的な配慮を行うことが求められている。
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわける意識のこと。
子どもの権利条約	こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めた国連の条約。1989年11月20日の国連総会において採択され、日本は1994年に批准している。
さ 行	
社会的養護	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
相対的貧困率	その国や地域のなかで大多数と比べて貧しいという状態の人の割合をいう。等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が中央値の半分（貧困線）を下回る者の割合で算出する。
た 行	
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができる社会のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て家庭等を対象として、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。国・都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき、これらの事業費用に充てるための交付金を交付することができる。



定員弾力化	市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすること。
特定地域型保育事業	多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして、市町村により認可する事業のこと。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がある。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
<b>な 行</b>	
ニート	15～34歳の非労働力（仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者）のうち、主に通学でも、主に家事でもない独身者のこと。
<b>は 行</b>	
不育症	生殖年齢の男女が妊娠を希望し、妊娠は成立するが流産や死産を繰り返して生児が得られない状態のこと。
<b>や 行</b>	
ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者のこと。
<b>ら 行</b>	
利用定員	認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のこと。設定した利用定員に基づき、給付費(委託費)の単価水準を決める。
量の見込み	各年度の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要（ニーズ）を見込んだもの。
レスパイト	「休憩・息抜き」の意。この計画においては、障害のある人を介護する家族等を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう短期入所等の支援サービスをいう。
労働力率	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口（労働力人口）の割合のこと。

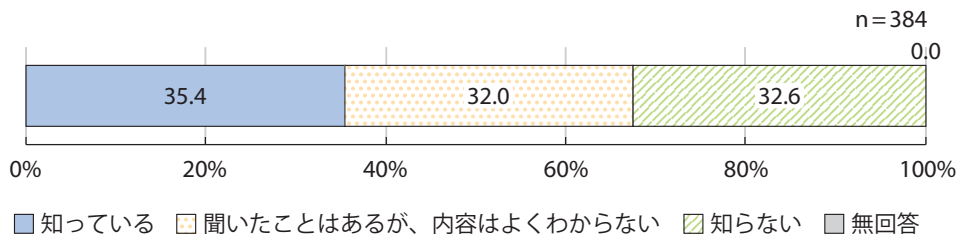


## 2 目標指標にかかる現状データ

### 基本目標1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保

#### 1 こどもの意見表明権について知っているこども・若者の割合（15～39歳）

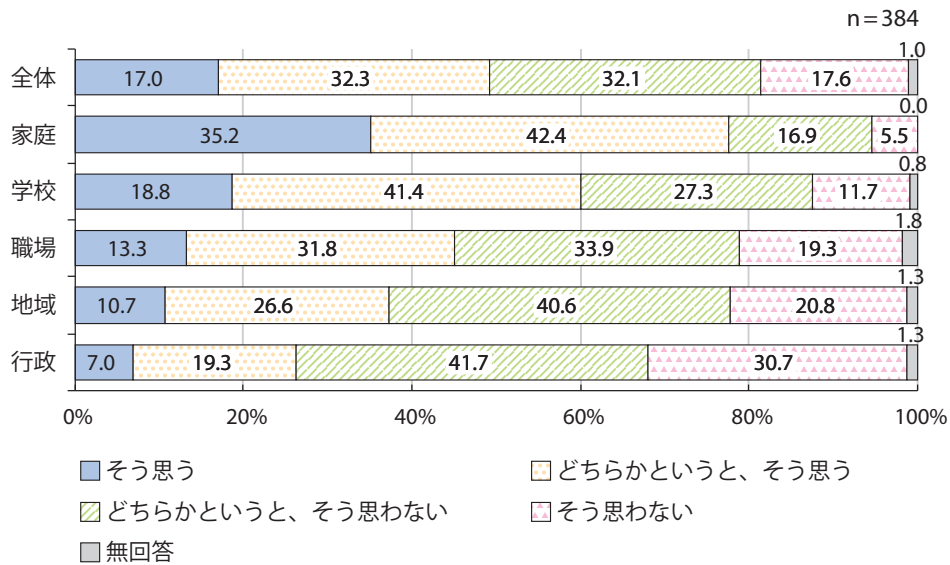
##### ■すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることを知っているか



出典：「深谷市こども・若者意識調査集計報告書（R6）」

#### 2 こども・若者の意見が尊重されていると思う人の割合（15～39歳）

##### ■こども・若者の意見が尊重されていると感じるか

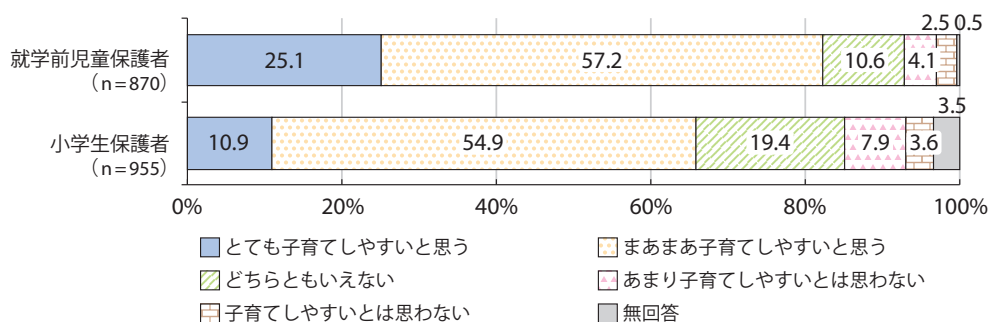


出典：「深谷市こども・若者意識調査集計報告書（R6）」

## 基本目標2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

### 1 深谷市が子育てしやすい環境だと思う人の割合

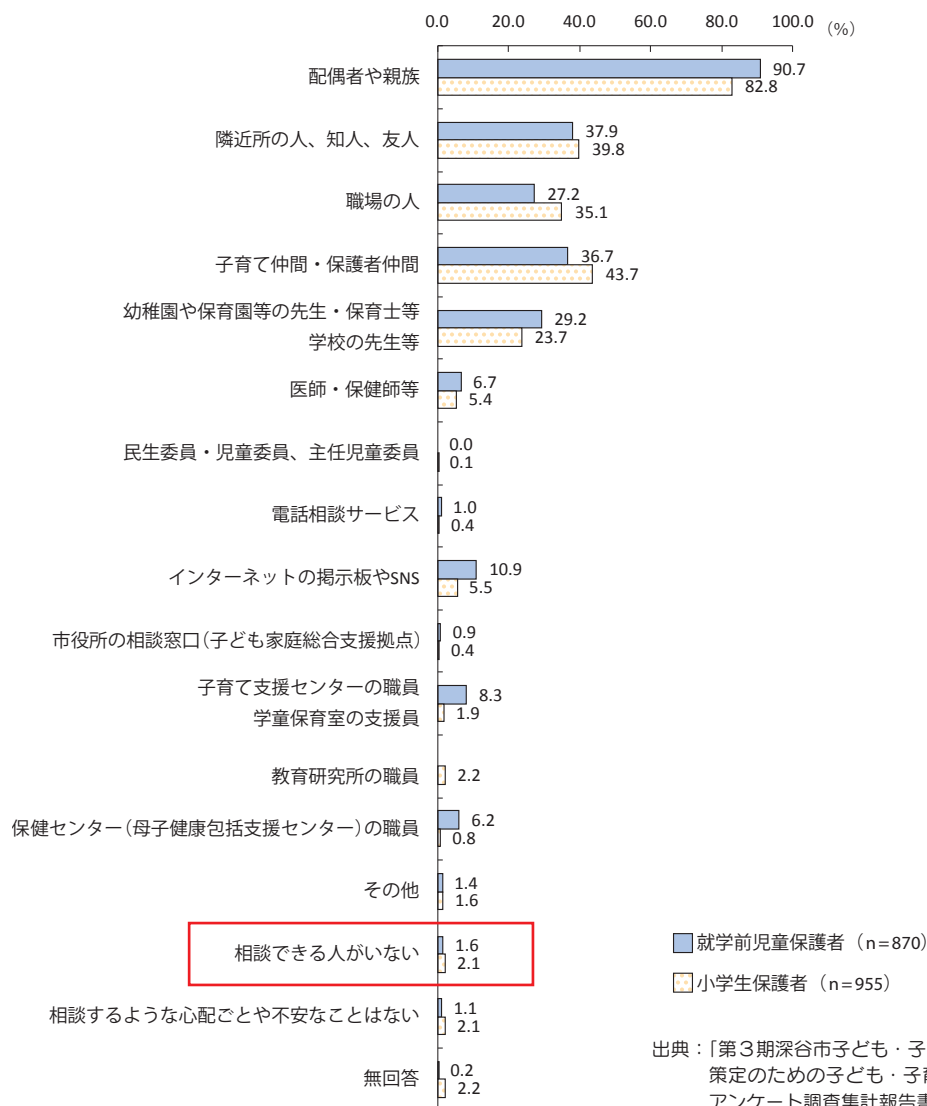
#### ■深谷市は子育てしやすいと思うか



出典：「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定のための子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計報告書（R6）」

### 2 子育ての心配ごとや不安なことを相談できる人がいない人の割合

#### ■子育てをしていく中で心配ごとや不安なことがあるとき、主に誰(どこ)に相談しているか



出典：「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定のための子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計報告書（R6）」



### 3 子育てにとても負担を感じているひとり親世帯の割合

#### ■子育てに負担を感じているか

##### 【就学前児童保護者】

単位：人、%

	n	まったく感じていない	あまり感じていない	どちらともいえない	ある程度感じている	とても感じている	無回答
全体	870	9.8	29.5	22.5	30.7	4.4	3.1
配偶者 いる	788	10.2	29.6	24.0	32.1	4.1	0.1
配偶者 いない	52	9.6	40.4	13.5	25.0	11.5	0.0

##### 【小学生保護者】

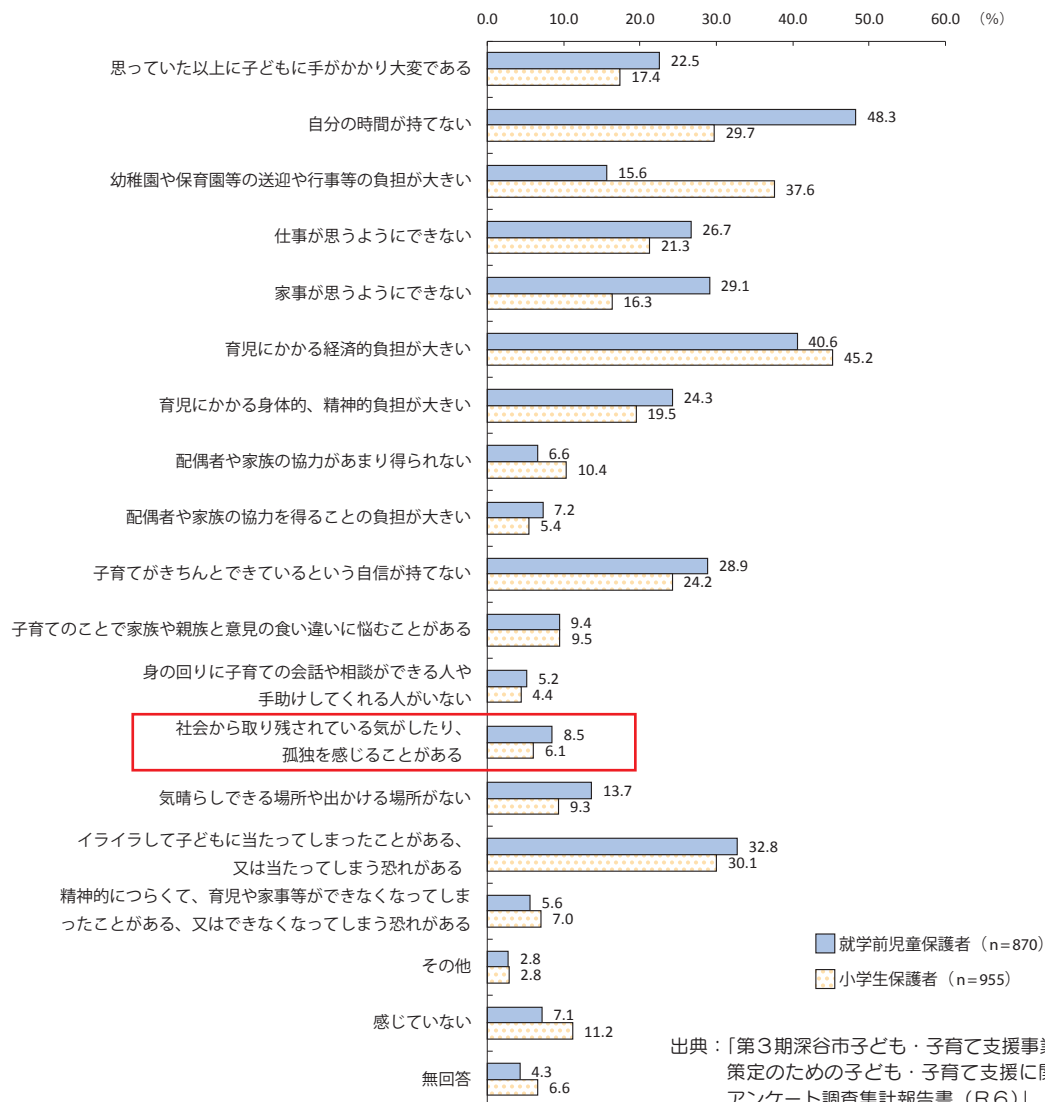
単位：人、%

	n	まったく感じていない	あまり感じていない	どちらともいえない	ある程度感じている	とても感じている	無回答
全体	955	12.5	28.8	19.4	28.3	5.1	6.0
配偶者 いる	817	13.5	31.8	19.6	29.9	5.3	0.0
配偶者 いない	79	10.1	19.0	31.6	31.6	7.6	0.0

出典：「第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定のための子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計報告書（R6）」

### 4 社会から取り残されている気がしたり、孤独を感じる人がいる人の割合

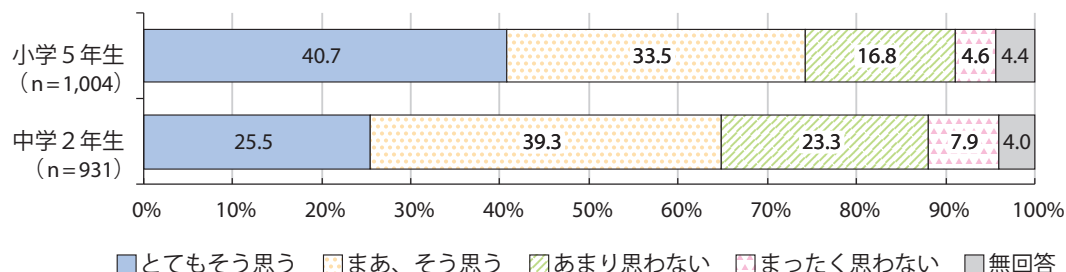
#### ■子育てにおいて、悩みや不安、負担を感じていること



## 基本目標3 子ども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実

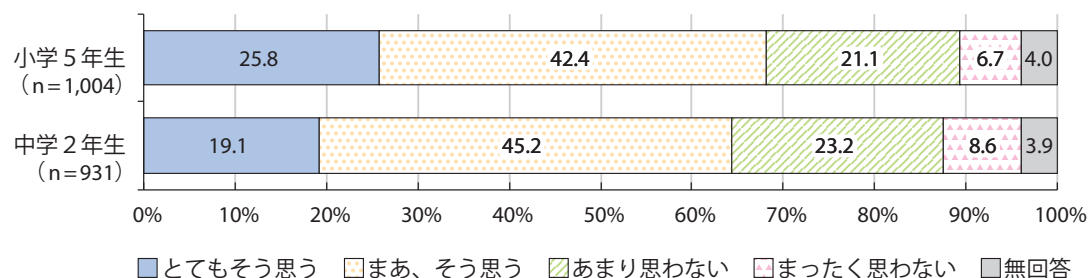
### 1 自分の将来が楽しみだと思ふことどもの割合

#### ■自分の将来が楽しみだと思ふか

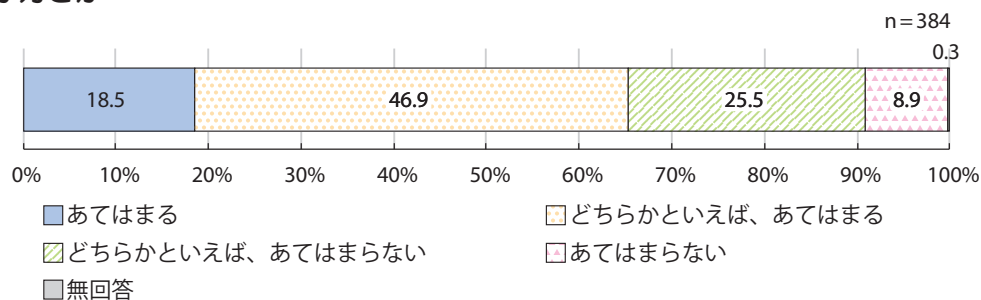


### 2 自分のことが好きだ（今の自分が好きだ）と思ふ子ども・若者の割合

#### ■自分のことが好きだと思ふか



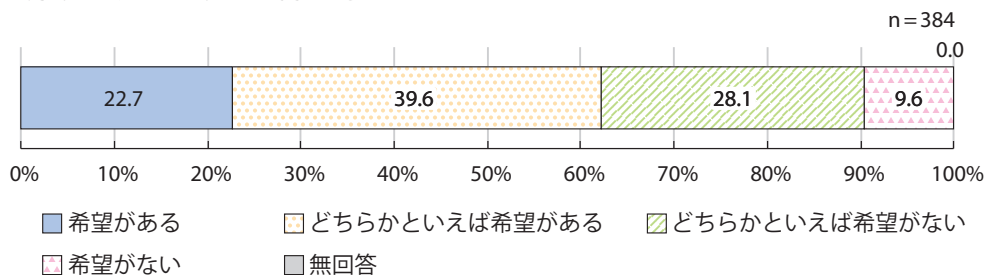
#### ■今の自分が好きか





### 3 自分の将来について明るい希望を持っている子ども・若者の割合

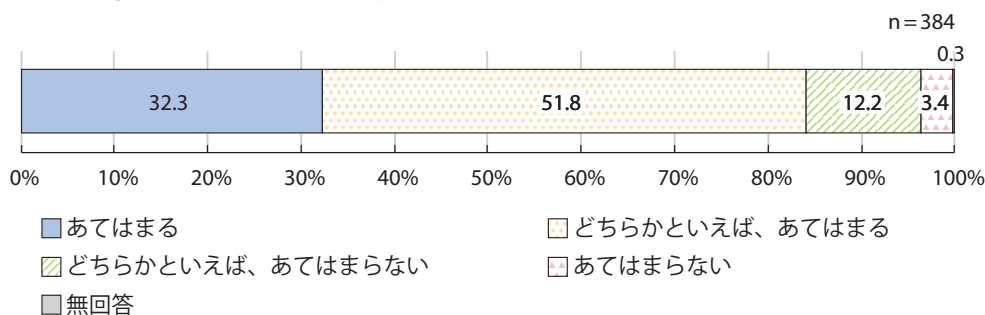
#### ■自分の将来に明るい希望を持っているか



出典：「深谷市子ども・若者意識調査集計報告書（R6）」

### 4 自分には自分らしさというものがあると思う子ども・若者の割合

#### ■自分には自分らしさというものがあると思うか



出典：「深谷市子ども・若者意識調査集計報告書（R6）」

## 基本目標4 誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保

### 1 生活に満足していないと思う子ども（世帯収入が中央値の1/2未満）の割合

■最近の生活にどのくらい満足しているか（0まったく満足していない～10十分満足している）

【小学5年生】

	n	0～2	3～4	5	6～7	8～10	無回答
全体	1,004	1.8	4.4	7.6	15.6	47.3	23.3
中央値以上	452	1.5	4.4	7.3	13.9	49.8	23.7
中央値の1/2以上中央値未満	357	1.7	4.8	7.8	17.9	43.1	22.4
中央値の1/2未満	81	3.7	2.5	11.1	24.7	44.4	15.4

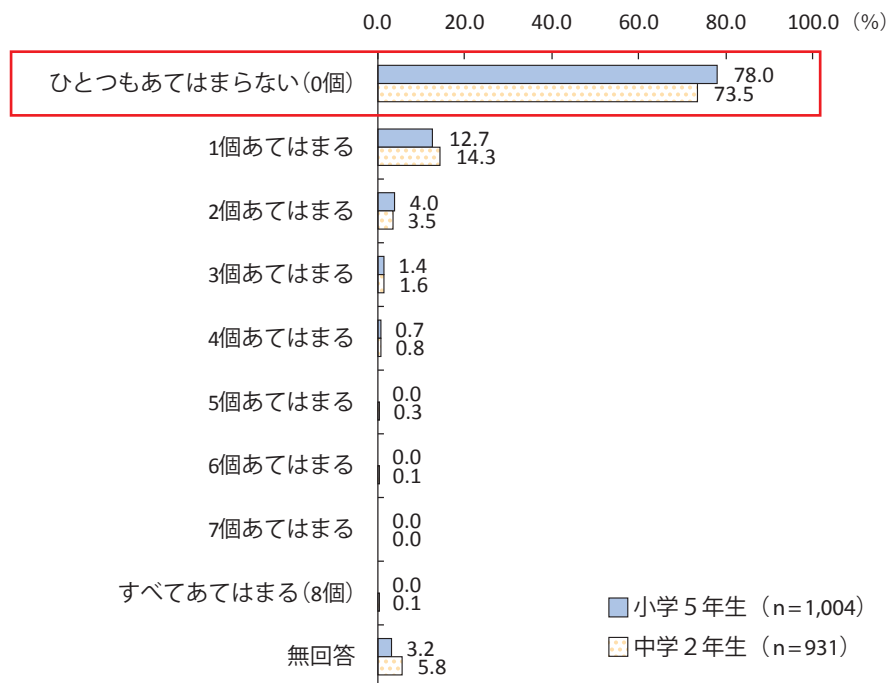
【中学2年生】

	n	0～2	3～4	5	6～7	8～10	無回答
全体	931	2.6	8.4	11.1	21.1	39.8	17.1
中央値以上	427	3.5	7.5	10.3	21.5	43.1	14.1
中央値の1/2以上中央値未満	314	1.9	10.5	8.3	22.9	37.3	19.1
中央値の1/2未満	86	1.2	8.1	17.4	16.3	36.0	20.9

出典：「深谷市子どもの生活に関する実態調査集計報告書（R6）」

### 2 逆境体験について、ひとつもあてはまらない子どもの割合

■逆境体験について、今までにあったことがある項目の個数

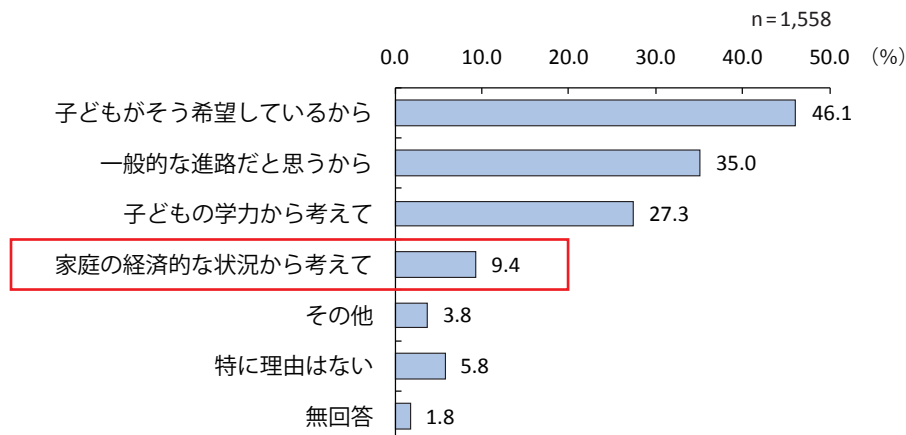


出典：「深谷市子どもの生活に関する実態調査集計報告書（R6）」



### 3 家庭の経済的な状況を理由にこどもの進学段階を希望・展望している保護者の割合

#### ■こどもが将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思うかの理由



出典：「深谷市子どもの生活に関する実態調査集計報告書（R6）」

### 4 「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合（15～39歳）

#### ■困ったときに助けしてくれると思うか

n=384

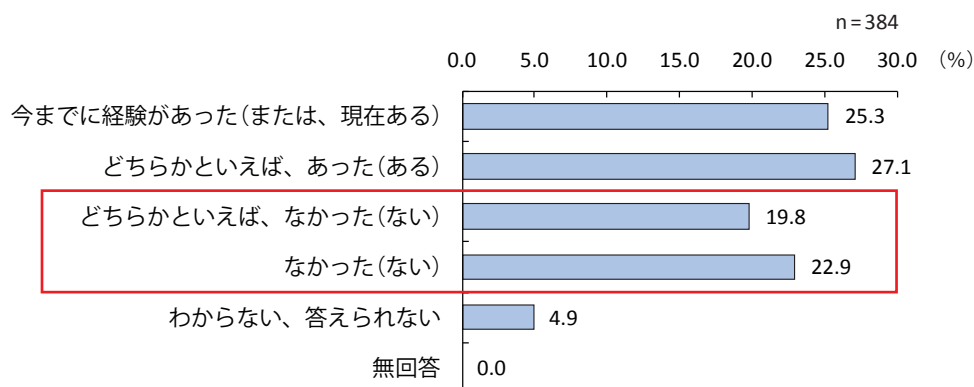
カテゴリー名	%
いずれかの項目*で「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答	97.9
「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した項目がひとつもない	2.1
無回答	0.0

※「家族・親戚」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」、「インターネット上における人やグループ」

出典：「深谷市こども・若者意識調査集計報告書（R6）」

### 5 社会生活や日常生活を円滑に送ることができているこども・若者の割合（15～39歳）

#### ■今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったか



出典：「深谷市こども・若者意識調査集計報告書（R6）」

### 3 策定経過

#### 令和5年度

時 期	内 容
令和5年7月28日	○第1回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年1月18日	○第2回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査について
令和6年2月	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査 【調査対象】 ・就学前児童保護者 1,500人、小学生保護者 1,500人 ○子どもの生活に関する実態調査 【調査対象】 ・小学5年生本人 1,185人、中学2年生本人 1,214人 ・上記の保護者 2,399人

#### 令和6年度

時 期	内 容
令和6年5月31日	○第1回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・こども・若者の意見聴取及び関係団体・事業所調査の実施について ・子ども・子育てに関するニーズ調査及び子どもの生活実態調査の結果について
令和6年6月～7月	○こども・若者意識調査 【調査対象】 ・市内在住の15～39歳のかた2,000人 ○関係団体等アンケート調査 【調査対象】 ・市内事業所 65事業所、子育て支援関係団体 41団体
令和6年7月1日	○若者による意見交換会 【参加者】 ・市内大学に在学する大学生（6名）
令和6年8月27日	○第2回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ・こども・若者の意見聴取及び関係団体・事業所調査の結果について ・第3期深谷市子ども・子育て支援事業計画（こども計画）骨子案について



時 期	内 容
令和6年10月29日	○第3回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について ・教育・保育の量の見込み及び確保の方策について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策について
令和6年12月17日	○第4回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・（仮称）深谷市こども計画（素案）について ・（仮称）深谷市こども計画（素案）のパブリックコメントの実施について ・計画の名称について
令和6年12月～ 令和7年1月	○パブリックコメント 【意見件数】 ・提出意見なし。
令和7年1月21日	○第5回深谷市子ども・子育て会議 【協議内容】 ・深谷市こども計画（案）について



## 4

# 深谷市子ども・子育て会議

## (1) 深谷市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、深谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が定める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する事務を所掌する部署において処理する。



(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第15号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 深谷市子ども・子育て会議委員名簿

No	条例区分	氏名	役職名等		始期	終期	
1	保護者 (1号)	柴崎知亜紀	稲荷町保育園保護者会 会長		R5.7.22	R6.5.30	
		門倉 紗英	稲荷町保育園保護者会 会長		R6.5.31		
橋本 亜希		こどもとおはなしの家		R3.7.22			
3		牧野 祥子	深谷市立幼稚園PTA連合会 会長		R5.7.22	R6.5.30	
	田中菜留美	深谷市立幼稚園PTA連合会		R6.5.31			
4	事業主代表 (2号)	鈴木 浩史	深谷商工会議所 事務局長		R5.7.22	R6.5.30	
		萩原 徹也	深谷商工会議所 事務局長		R6.5.31		
5	労働者代表 (3号)	荒井 克明	深谷工業連絡会 常任幹事		R1.7.22	R5.12.6	
		那須 信也	深谷工業連絡会 常任幹事		R5.12.7		
6	子育て事業 従事者 (4号)	押野見孝道	稲荷町保育園 理事長		R3.7.22		
7		穂山 明美	深谷市立川本南保育園 園長		R4.7.4	R6.5.30	
		鈴木 雅美	深谷市立みらい幼児園おかべ 園長		R6.5.31		
8		金子 京子	こどもとおはなしの家 代表理事		R3.7.22		
9		神庭ひろ子	深谷市小規模保育連絡会 代表 ひばりの会 ひばり保育園 園長		R2.7.22		
10		山崎 幸子	ポプラ母子通園施設 施設長		R5.7.22		
11		榊田 摩琴	深谷市私立保育士会 エンゼル保育園 主任保育士		R5.7.22		
12		斉藤 実	深谷市立幼稚園園長会 会長 深谷東幼稚園 園長		R5.7.22	R6.5.30	
		舟橋 康子	深谷市立幼稚園園長会 会長 深谷東幼稚園 園長		R6.5.31		
13		学識経験者 (5号)	奥富 庸一	立正大学社会福祉学部 教授	◎	R3.7.22	
14		その他 (6号)	戸野倉和美	深谷市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会 会長	○	R2.7.22	
15			岡田 真彦	埼玉県熊谷児童相談所 所長		R5.7.22	

※選出区分別の任期順・敬称略(◎=会長、○=副会長)

※終期に記載のないかたはR7.3月現在、現任の委員です。

# 深谷市こども計画

---

発行年月：令和7年3月

発行：深谷市

編集：深谷市 こども未来部 こども青少年課

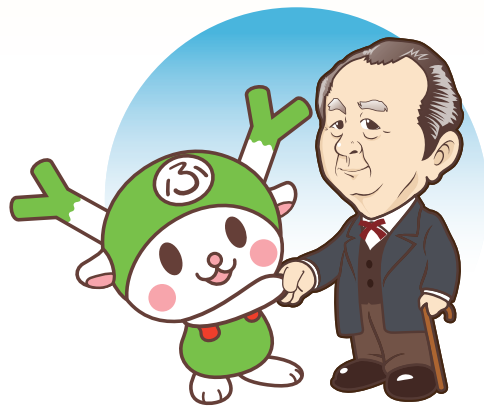
所在地：〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

電話：048-571-1211（代）

F A X：048-551-4480

---





深谷市イメージキャラクター 郷土の偉人  
ふっかちゃん 渡沢栄一

